自立援助ホームにおける今後の在り方に関する研究

－自立援助ホームのニーズに関する神奈川県内児童相談所へのアンケート調査から－

自立援助ホーム NEXT

関　茂樹

目次

序章 5

1. 研究の背景 5
2. 研究の目的 5
3. 研究方法 6
4. 論文構成 6

第１章　社会的養護の現状 7

1. 里親数、施設数、児童数等 7
2. 要保護児童数の推移 10
3. 虐待を受けた児童の増加 13
4. 障害等のある児童の増加 17

第２章　文献研究 18

1. 自立援助ホームについて 18
2. 自立援助ホームの歴史 20
   1) 自立援助ホームの萌芽 20
   2) アフターケア施設から自立援助ホームへ 20
   3) 自立援助ホームの法制化 21
   4) 自立援助ホームの運営費の拡充 22
3. 自立援助ホームにおける障害児の支援 23
4. その他先行研究から 24

第３章　自立援助ホームのニーズに関する神奈川県内児童相談所へのアンケート調査 26

1. 調査の概要 26
2. 回答者に関する基礎項目の集計 27
1)回答者に関する状況 27
3. 自立援助ホームとの関わりに関する項目の集計 29
1)自立援助ホームに関する概要 29
2)自立援助ホームの機能について（現在果たしている、今後期待している機能）
..... 36
3)自立援助ホームの機能について、記載項目以外に今後期待する機能等 49
4)自立援助ホームの課題について 50
5)自立援助ホームの課題について、記載項目以外の課題や課題を解決するために必要な事項等 56
6)自立援助ホームの周知に関する児童相談所内での周知方法や周知に必要な事項等 59
4. まとめ 61
1)回答者（385 名）の特徴 61
2)自立援助ホームのニーズに関する項目 61
第４章　調査結果を受けてのコメント 65
1)就学児の増加に関して 65
2)年長児の受け皿不足の課題 65
3)複合的な課題を抱える児童 65
4)援助の質の向上 66
5)ケア基準標準化、高機能化、機能再編について 66
6)潜在化しているニーズ 66
7)地域に開かれた場所、コミュニティケア 66
8)これからの自立援助ホーム 66

終章 68

1. 第 1 章の社会的養護の現状に関して 68

2. 第 2 章の文献研究に関して 69

１）自立援助ホームについて 69

２）自立援助ホームの歴史について 69

３）自立援助ホームにおける障害児の支援 70

４）その他先行研究から 71

3. 第 3 章の自立援助ホームのニーズに関する神奈川県内児童相談所へのアンケート調査に関して 71

4. 第 4 章を踏まえた総合考察 72

添付資料 76

1. アンケート用紙の体裁 76

参考文献 81

序章

1. 研究の背景

社会的養護とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。また、社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。

昨今児童虐待に係わるニュース等の報道と相まって、児童虐待の相談件数は増加している。それに伴い、虐待を受けた児童も右肩上がりに増加し、社会的養護の対象児童も同様の傾向にある。そのような社会的養護児童の、特に高年齢児の代替養育機関（生活の場）として、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）がある。

自立援助ホームは、社会的養護を必要としながら、福祉、医療、労働、司法などの制度の狭間で支援を受けられなかった子どもたちを対象に、「誰一人も見捨てない」、「最後の砦」という思いを持つ人々によって開設された歴史がある。自立援助ホームに入居中の児童だけではなく、退居した児童も含めた利用者一人ひとりのニーズに継続的に対応できる柔軟性や、福祉と近接する領域との制度の枠組みを超えた連携による支援を可能にすることを大切にし、そのような支援を民間のボランティア活動から開始し、長きにわたり支援を実践してきた先駆者の思いは、制度化が進んできている現在も引き継がれている。

筆者は6年に渡り自立援助ホームでの援助実践に携わっている。その6年という期間で、国内における自立援助ホーム数も増え、それぞれの自立援助ホームがそれぞれの特色を持って日々援助実践を行っている。ホーム数の増加は、高年齢の社会的養護児童の受け皿や選択肢を広げることにつながり、望ましいことである反面、様々な課題も浮き彫りになってきている。制度上の課題、運営上の課題、援助実践（直接処遇）の課題など、その課題は多岐に渡って存在している。そのような状況を踏まえて、自立援助ホームの役割や機能を今一度整理しつつ、今後の自立援助ホームのあり方を考える段階に差し掛かっている。

自立援助ホームは、福祉に携わる関係者の中でもその存在はあまり浸透していない。それに伴うかのように、自立援助ホームに関する研究はさほど多くはない。自立援助ホームの利用者への支援に関する研究は幾つか散見するものの、自立援助ホームへの入居の決定に関与し、支援の部分でも連携・協働関係にある児童相談所に焦点を当てた研究は、現段階では皆無に等しい。本研究では、児童相談所に対して自立援助ホームへのニーズに関する調査を行い、その調査を基に、自立援助ホームに求められる役割や機能を明確化し、今後の自立援助ホームのあり方を検討していくこととする。

2. 研究の目的

本研究では、調査の対象を神奈川県内の児童相談所の職員とする。自立援助ホームの利用検討児童に対して入居前から当該児と係わり、入居時の調整、入居後の継続支援、退居時の

調整と、児童相談所は自立援助ホームと連携・協働して高年齢児の支援に携わっている。そのような関係性や立場にありながら、他方自立援助ホームの存在を知らない児童相談所の職員もいるとの話を耳にする機会もある。また、自立援助ホームの名前こそ知っているが、実態が分からないといったことから、自立援助ホームの活用を躊躇し、自身が担当する高年齢児ケースの処遇や援助方針の選択肢が広がらないとの課題が生じることもあると思われる。そこで調査を実施するに当たり、実際に児童相談所がどれ程自立援助ホームのことを知っており、どのようなことに期待しているのか実態を把握しつつ、調査を通じて自立援助ホームの存在を知ってもらうとの普及啓発的な要素も当研究の目的の一つとしてある。そして調査の結果を詳らかにして、自立援助ホームに求められる役割と機能を明確化し、今後の自立援助ホームのあり方を検討することで、社会的養護における高年齢児への質の高い自立支援が実践されることに還元・寄与することを目的としている。

3. 研究方法

大きくは文献研究とアンケート調査の 2 点の方法を基本に研究を進める。第一に、文献による研究により、自立援助ホームの歴史や変遷を押さえつつ、現在の自立援助ホームに係わる実態を捉える。第二に、神奈川県内の児童相談所の職員を対象にアンケート調査を行い、自立援助ホームに対するニーズや今後の課題などを明らかにする。また、アンケート調査の結果を踏まえて、神奈川県自立援助ホーム協議会の定例会の場において、構成メンバーからコメントをいただき、それを基に今後の自立援助ホームのあり方を論述する。

4. 論文構成

序章は研究の背景、研究方法といった論文の趣旨を記述している。第 1 章では自立援助ホームの上位概念となる社会的養護に関する事柄を、厚生労働省のデータ等から述べた。第 2 章では先行研究から自立援助ホームに係わる記述などを挙げ、文献研究を行った。第 3 章では神奈川県内の児童相談所の職員を対象にアンケート調査を実施し、児童相談所が自立援助ホームと現状どのような関係性にあり、どのようなことを期待しているかを集約した。第 4 章ではアンケート調査の結果を踏まえて、神奈川県自立援助ホーム協議会のメンバーからコメントをいただき、その感想や見解をまとめた。終章では、本研究を総括し、今後の自立援助ホームのあり方や今後の課題について論述する。

第１章　社会的養護の現状

1. 里親数、施設数、児童数等

（１）里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約４万２千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		14, 401世帯	4, 759世帯	6, 019人
区分（里親は重複登録有り）	養育里親	11, 853世帯	3, 774世帯	4, 621人
	専門里親	715世帯	171世帯	206人
	養子縁組里親	5, 619世帯	353世帯	384人
	親族里親	610世帯	565世帯	808人

ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う（定員５～６名）	
	ホーム数	427か所
	委託児童数	1, 688人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	612か所	53か所	58か所	217か所	217か所
定員	3, 853人	30, 782人	2, 018人	3, 445人	4, 533世帯	1, 409人
現員	2, 472人	23, 631人	1, 321人	1, 145人	3, 266世帯 児童5, 440人	718人
職員総数	5, 453人	20, 001人	1, 560人	1, 818人	2, 102人	885人

小規模グループケア	2, 073か所
地域小規模児童養護施設	494か所

（出典）
※里親数、ＦＨホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（令和3年3月末現在）
※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（令和2年10月1日現在）
※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和2年10月1日現在）
※自立援助ホームの定員、現員（令和3年3月31日現在）及び職員数（令和2年3月1日現在）は家庭福祉課調べ
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

2

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和４年３月 31 日）」

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこととされる。そして社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。

最新の厚生労働省のデータでは、社会的養護の対象児童数は全国で約４万２千人となり、対象児童の受け皿としては、里親、ファミリーホームでの養育を行う「家庭養護」と児童福祉施設等で養育を行う「施設養護（家庭的養護）」に大別される。

まずは家庭養護に位置付けられる里親について触れる。里親は、大きく養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親と４つに分類されている。

養育里親は、様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親を言う。期間は子どもの状況に応じて異なり、保護者が子どもを引き取れるようになるまで、または子どもが自立するまでの期間を養育することになるが、原則として子どもが 18 歳になるまでが最長期間とされる。

専門里親は、被虐待、非行、障害等、一定の専門的ケアを必要とする子どもを、養子縁組を目的とせずに、専門の知識・経験・理解を持って一定期間養育する里親を言う。

養子縁組里親は、養子縁組（基本的には特別養子縁組）を結ぶことを前提に、縁組が成立するまでの期間子どもを養育する里親を言う。血縁はなくても結ばれる親子の絆を法的に安定させる一つの選択肢が養子縁組とされる。

親族里親は、親や養育する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等により子どもを養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親を言う。

里親同様に、家庭養護と位置付けられるファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業とされる（児童福祉法第6条の3第8項）。里親として受入人数を拡大したグループホームのような所と言えば、想像しやすいかも知れない。

次に施設養護について触れる。社会的養護における児童福祉施設は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の6つに分類される。以下にそれぞれの施設概要を説明する。

乳児院は、様々な事情で家庭での養育が困難な乳児を入院させて養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設とされる（児童福祉法第 37 条）。新生児から 2 歳くらいまでの子どもが看護師や保育士のもとで生活している。

児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設とされる（児童福祉法第 41 条）。様々な事情により、家族による養育が困難な 2 歳からおおむね 18 歳の子どもたちが生活している。

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とされる（児童福祉法第 43 条の 2）。

児童自立支援施設は、不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させて、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導・自立支援をし、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設とされる（児童福祉法第 44 条）。規則正しい生活を営むための生活指導や学習指導、職業指導等を通じて、自立へ向けた支援を行っている。

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設とされる（児童福祉法第 38 条）。

自立援助ホームは、児童の自立を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設等を退所した満 20 歳に満たない児童に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行う事業とされる（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項及び第 33 条の 6)。児童福祉施設ではなく、事業として位置づけられていることが、自立援助ホームの特徴であるとも言える。

子どもが成長する過程においては、特定の信頼できる大人との間で愛着を形成することが重要になるとされ、国（厚生労働省）は子ども達が家庭と同じような環境で生活することができる里親やファミリーホームにおける家庭養護を推進している。しかし現状では、児童養護施設などの施設で生活を送る施設養護の児童数のほうが多くを占めている。

2. 要保護児童数の推移

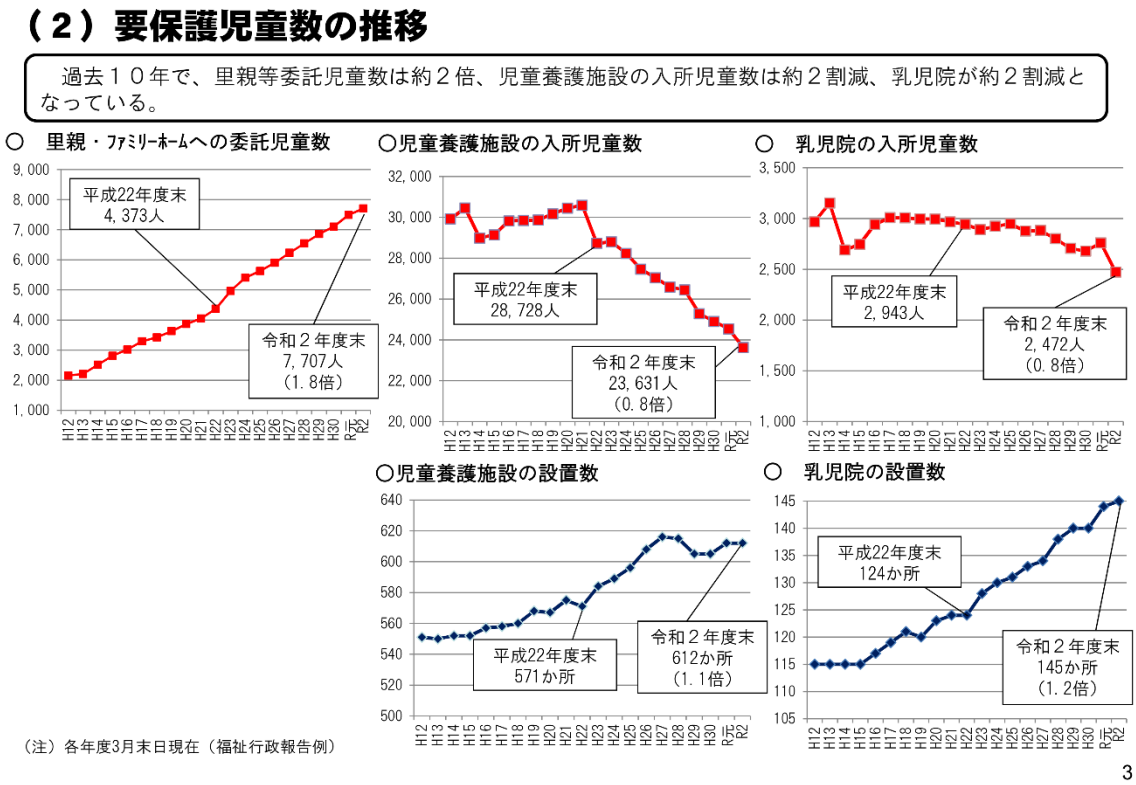

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和 4 年 3 月 31 日）」

要保護児童数の推移のグラフでは、過去 10 年で里親委託児童数は約 2 倍となる一方、児童養護施設や乳児院などの施設入所児童数は約 2 割減少している。これは、平成 28 年の児童福祉法改正に伴い示された新しい社会的養育ビジョンにて、里親委託を推進させる方針が打ち出されたことも影響している。新しい社会的養育ビジョンの骨格は以下の通りとなる。

・地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る。（例：自立支援や妊産婦への施策（産前産後母子ホーム等）の充実等）

・ 虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど、在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。

・ 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合

には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。

・ 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。

・ 代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適当な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。

そのように、家庭での養育を原則とし、代替養育を検討する場合は家庭的養護、すなわち里親やファミリーホームに委託することを優先する方針が示されたことが、要保護児童数の推移にも影響していると読み取れる。

（参考）要保護児童数（全体）の推移

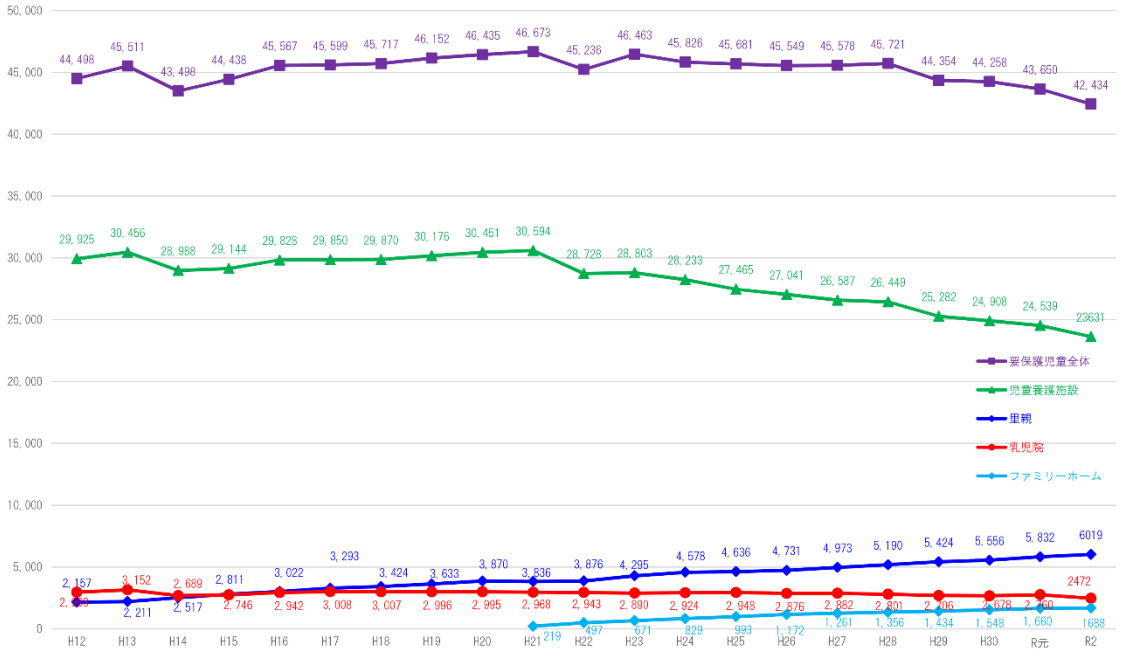

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和 4 年 3 月 31 日）」

要保護児童数（全体）の推移のグラフにおいても、児童養護施設や乳児院の入所児童数がゆるやかに減少傾向にあるのに対し、里親やファミリーホームで生活する児童は増加傾向にあることが確認できる。

社会的養護において、家庭養護、すなわち里親委託を優先される理由としては、次のような効果が期待できるからだと言われている。

・特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる。

・適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる。

・家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学び、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる。

また、里親は委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を担うとされていることも、里親委託を優先する理由の一助となっているものと考えられる。

3. 虐待を受けた児童の増加

（３）虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成１１年度に比べ、令和２年度には約１８倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約４割、乳児院に入所している子どものうち約４割、児童養護施設に入所している子どものうち約７割は、虐待を受けている。

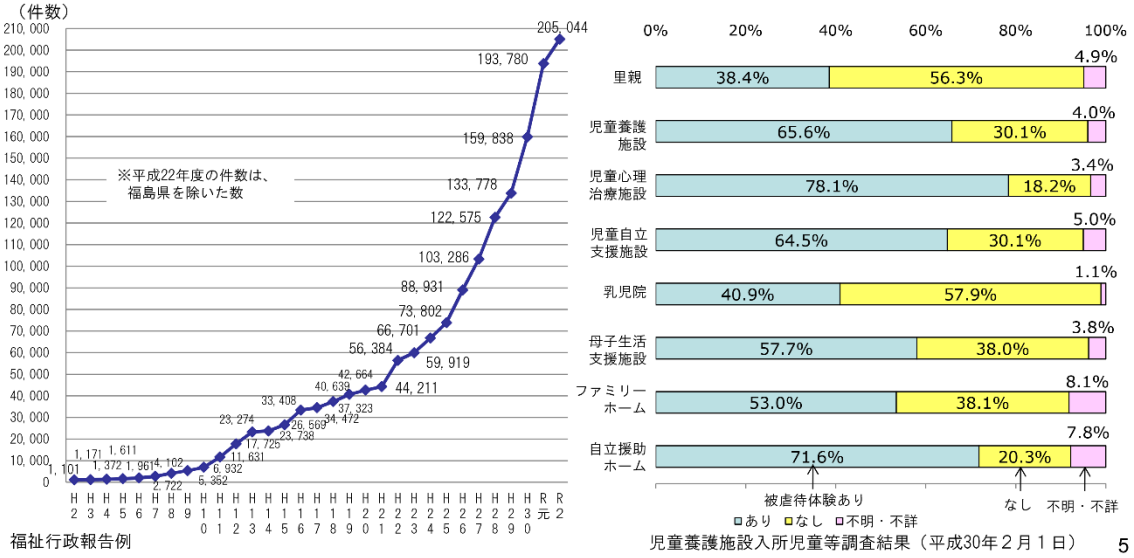

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和 4 年 3 月 31 日）」

虐待を受けた児童数は、グラフの通り急激に増加している。児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、令和 2 年度は約 18 倍増加している。里親や乳児院では約 4 割が、児童養護施設や自立援助ホームでは約 7 割の児童が虐待を受けてきている。虐待による子どもへの影響は、身体・知能面、感情・精神面、行動・対人関係など、多岐に渡って及ぶこととなり、その後の人生にも大きな影響を及ぼすとされる。また、虐待の連鎖という言葉があるように、次の世代に引き継がれるおそれもある。虐待を受けた子どもに対して適切なケアを行うために、社会的養護の量・質ともに拡充することが求められている。

（参考）児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、［　］構成割合（%）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H30	H25	H15	H4	H30	H25	H15	H4
0歳～5歳	3,232 [12.0]	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	13,567 [50.2]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]
6歳～11歳	9,431 [34.9]	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	8,821 [32.6]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]
12歳～17歳	12,418 [46.0]	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	4,245 [15.7]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]
18歳以上	1,914 [7.1]	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	19 [0.1]	14 [0.0]	9 [0.0]	― ―
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均年齢	11.5歳	11.2歳	10.2歳	11.1歳	6.4歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳

注）総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、［　］構成割合（%）

	H30	H25	H15	H4
4年未満	13,327 [49.3]	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]
4年以上～8年未満	7,047 [26.1]	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]
8年以上～12年未満	4,184 [15.5]	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]
12年以上	2,116 [7.8]	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均期間	5.2年	4.9年	4.4年	4.7年

注）総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、［　］構成割合（%）

	H30	H25	H15	H4		H30	H25	H15	H4
（父・母・父母の）死亡	684[2.5]	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	（父・母の）就労	1,171[4.3]	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]
（父・母・父母の）行方不明	761[2.8]	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	（父・母の）精神疾患等	4,209[15.6]	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]
父母の離婚	541[2.0]	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	12,210[45.2]	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]
父母の不和	240[0.9]	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	破産等の経済的理由	1,318[4.9]	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]
（父・母の）拘禁	1,277[4.7]	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	児童問題による監護困難	1,061[3.9]	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]
（父・母の）入院	724[2.7]	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	その他・不詳	2,830[10.5]	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]
					総　数	27,026[100.0]	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]

児童養護施設入所児童等調査結果　6

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和 4 年 3 月 31 日）」

児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由を見てみると、まずは児童養護施設の児童の年齢になるが、入所時の平均年齢は平成 4 年から平成 30 年にかけて比較しても大きな差異は見られない。在籍児の平均年齢も、同様に大きな差異は見られないが、いずれも 18 歳以上の年齢は増加している。在籍児童の平均在籍期間は、平成 4 年から平成 30 年にかけて若干長くなっているものの、それ程顕著なものではない。児童の措置理由については、平成 4 年では父・母・父母の行方不明が一番多く、父・母・父母の死亡や離婚も高い割合を占めていたが、年を追うごとにいずれも減少傾向にある。近年（平成 30 年）の措置理由として一番多かったのは、虐待（放任・怠惰・虐待・酷使・棄児・養育拒否）となり、平成 4 年も比較的多く高い割合を占めていたが、年を追うごとに激増し、平成 30 年では平成 4 年の約 3 倍にまで増加している。また、同様に増加傾向にある措置理由として、父・母の精神疾患等も見過ごすことはできないと言える。

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和2年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総　数
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035(24.4%) (+795)	31,430(15.3%) (−1,915)	2,245(1.1%) (+168)	121,334(59.2%) (+12,216)	205,044(100.0%) (+11,264)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

7

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和 4 年 3 月 31 日）」

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移を見てみると、平成 21 年度から令和 2 年度にかけていずれの内容も増加傾向にあり、総数としても令和 2 年度は平成 21 年度の約 5 倍にまで増加している。また、平成 21 年度から平成 24 年度までは身体的虐待の割合が最も多かったが、平成 25 年度以降は心理的虐待の割合が最も多くなっている。

令和2年度　児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 205,044件※1

一時保護　27,390件※2

施設入所等　4,348件※3、4

内訳

児童養護施設 2, 274件				乳児院 663件				里親委託等 656件				その他施設 755件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
2,651件	2,396件	2,441件	2,595件	773件	800件	736件	850件	568件	593件	651件	735件	853件	790件	813件	849件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は
東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1　児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
※2　児童虐待を要因として一時保護したが、令和２年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
※3　児童虐待を要因として、令和２年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
※4　令和２年度　児童虐待以外も含む施設入所等件数　9, 061件

【出典：福祉行政報告例】　8

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和 4 年 3 月 31 日）」

令和 2 年度の児童虐待相談対応の内訳としては、相談対応件数が 205,044 件、一時保護件数が 27,390 件、施設入所等の件数が 4,348 件となっている。施設入所の内訳としては、児童養護施設が 2,274 件、乳児院が 663 件、里親委託等が 656 件、その他施設が 755 件となっており、近年施設養護から家庭養護を推進する方針が示されながらも、施設入所等の措置件数は多いことが確認できる。

この節では、虐待を受けた児童の増加が顕著となっていることを記述してきた。厚生労働省の資料による主な増加要因には、心理的虐待に係る相談件数の増加、警察等からの通告の増加、その他、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の広報やマスコミ報道等により国民や学校等関係機関の児童虐待への意識が高まったことに伴う通告の増加があげられており、心理的虐待が増加した要因としては、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前ＤＶ）について、警察からの通告が増加したこともその一因とされている。

4. 障害等のある児童の増加

（４）障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に**障害等のある児童が増加**しており、里親においては２４．９％、児童養護施設においては３６．７％が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合

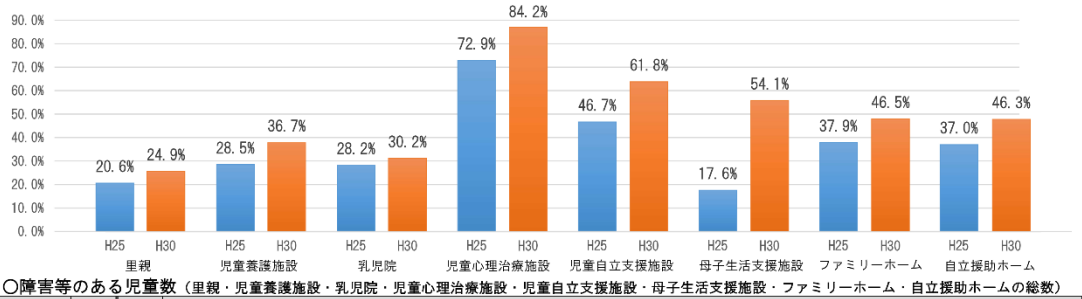

○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況（重複回答）																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害（PTSD）	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害（ADHD）	学習障害（LD）	広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
H30	45,551	17,961	881	208	46		247	142	360	5,144	467	599	2,494	3,914	758	4,235	454	240	207	44	2,568	51
	100.0%	39.4%	1.9%	0.5%	0.1%		0.5%	0.3%	0.8%	11.3%	1.0%	1.3%	5.5%	8.6%	1.7%	9.3%	1.0%	0.5%	0.5%	0.1%	5.6%	0.1%
H25	47,776	13,569	1,357	250		386			504	5,043	563			2,242	551	2,764					4,002	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%		0.8%			1.1%	10.6%	1.2%			4.7%	1.2%	5.8%					8.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300		417			618	3,940	586			1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%		0.9%			1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365			636	3,147	591			816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%		0.8%			1.4%	6.9%	1.3%			1.8%							8.4%	
H10	41,257	4,811	1,464	262		358			445	1,417	544										1,605	
	100.0%	11.7%	3.5%	0.6%		0.9%			1.1%	3.4%	1.3%										3.9%	

（※）「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。
（※）「注意欠陥多動性障害（ADHD）」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害（LD）」については、平成20年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「外傷性ストレス障害（ＰＴＳＤ）」、「反応性愛着障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「ＬＧＢＴ」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。
（出典）児童養護施設入所児童等調査結果

9

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和 4 年 3 月 31 日）」

社会的養護を必要とする児童において、全体的に障害等のある児童は増加している。里親においては 24.9%、児童養護施設においては 36.7%が障害等ありとなっており、平成 25 年と平成 30 年を比較して、社会的養護に係るすべての施設が増加傾向にある。また、障害種別としては知的障害が最多となるが、発達障害として位置づけられる広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）や注意欠陥多動性障害（ADHD）も多い結果となっている。反応性愛着障害や外傷後ストレス障害（PTSD）もそれなりに多く、児童虐待に起因する形で障害等がある児童が増加しているとも言われている。筆者が係る自立援助ホームでも、同様の傾向が見られており、全国自立援助ホーム協議会の実態調査（2022 年実施,未発表）においても、入居者の 4 人に 1 人が知的障害・発達障害の診断を受けており、3 人に 1 人が精神科病院の受診を必要としているとの調査結果が示されている。

障害等がある児童の増加と伴い、児童の抱える問題が複雑化していることもあり、社会的養護には高い専門性を備えた養育や子どものケアが求められている。本来家庭養護優先の原則はありながらも、里親への委託が困難なケースも増加している。また、両親が存在し、安定した家庭基盤が整っていながらも、本人の障害等に起因する形で家庭での養育が困難な状況となり、親子分離（社会的養護）を選択するケースも散見されている。

第２章　文献研究

1. 自立援助ホームについて

この章では、自立援助ホームに関する文献研究をまとめる。

自立援助ホームの役割や理念ついては、「自立援助ホーム運営指針」（H27・4・17 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で以下のように示されている。

まずは自立援助ホームの目的について記述する。自立援助ホームは児童福祉法第６条の３に基づき、児童自立生活援助事業として位置づけられている。児童自立生活援助事業は、児童の自立を図る観点から義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（援助の実施）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的としている。

次に自立援助ホームの理念について記述する。第 1 に自立援助ホームの原点となるが、以下のように示されている。

①自立援助ホームの原点

・自立援助ホームは、社会的養護を必要としながら、福祉、医療、労働、司法などの制度の狭間で支援を受けられなかった子どもたちを対象に、「誰一人も見捨てない」、「最後の砦」という思いを持つ人々によって開設された歴史がある。

・平成１０年の児童福祉法改正の際に、全国自立援助ホーム連絡協議会（現、全国自立援助ホーム協議会）は第二種社会福祉事業を選択したが、これは自立援助ホームに入居した児童だけではなく、退居した児童も含めた利用者一人ひとりのニーズに継続的に対応できる柔軟性や、福祉と近接する領域との制度の枠組みを超えた連携による支援を可能にするためである。

・そういった支援を民間のボランティア活動から始めて長きにわたり支援してきた人々の思いは、更に制度化が進んできている現在も引き継がれている。

そのように、自立援助ホームの歴史を担ってきた先達の思い、実践、経緯等が記述されているが、それらを理解し、思いを継承していく必要性を感じ取ることができる。

第 2 に大切にされる経験の保障として、以下のように示されている。

②大切にされる経験の保障

・自立援助ホームの利用者は、自分で選ぶことができなかった厳しい養育環境をやっとの思いでくぐり抜けてきているため、必然的に否定的な行為を表出しやすい場合が多い。これは、大切にされ、ありのままを受け入れてもらった経験が乏しいためであることが理解できる。

・大切にされる経験が保障されなければ、人への信頼感を獲得し成長していくことは難しい。したがって、自立援助ホームでは、「しつけ」や「指導」を優先するのではなく、利用者の自尊心が育まれる受容的、支持的関わりを中心とした支援を行うことが大切である。

自立援助ホームの利用者は、自身では選択不可能な厳しい家庭（養育）環境を切り抜けて今に至っていることも珍しくなく、大切にされ、ありのままを受け入れてもらった経験が乏しかったりする。それと伴うように、年相応の経験も積めず、それらに影響して自己肯定感が低く、対人不信に陥りやすいなど、良好な対人関係を構築することに不得手な者も少なくない。あなたは大切にされるべき存在だと、受容的、支持的な基本姿勢を持って、自立を後押しする関わりが必要になると言える。

第 3 に真剣に向き合う姿勢として、以下のように示されている。

③真剣に向き合う姿勢

・自立援助ホームでは、利用者の様々な表出行動が生じることも多い。自傷や他害を問わず、危険な行為に及ぶ場合がある。そういった場合の対応としては、受容的、支持的な関わりだけではなく、対話を中心とした利用者への真剣な向き合いが求められる。軋轢を覚悟の上で相手のことを想いながら、厳しさを伴って向き合うことも重要となる。

・丁寧な生活の営みの中で、時にきれい事ではすまない真剣なぶつかり合いが心の糸に触れ、信頼関係を築くことになる。利用者と真剣に向き合うことを基本に支援していくことが自立援助ホームの理念の一つである。

自立援助ホームの利用者の対象年齢は、基本的に 15 歳～20 歳までの多感な青年期となる。各利用者がそれまでの経験の中から自分なりの感性や考え、生き抜く知恵・術、人間関係などを持ち合わせており、時にそれが他者への迷惑行為や社会通念や一般常識から逸脱することもある。大切にされ、ありのままを受け入れてもらった経験が乏しいことには理解を示しつつも、時に本人からしてみたら耳の痛い苦言や本人の意に反することも言わなければならない場面もある。それにより軋轢や衝突に発展することもあり、援助者も疲弊するが、本人たちが将来前向きに、充実した生活を送れるようになるためと覚悟を持って真剣に向き合う姿勢が重要となる。また、軋轢や衝突を越えて、信頼関係の構築につながることもある。

保護者や身寄りがいなく、愛情が備わる形で叱られた経験がない利用者もいるため、本人のことを大切に思い、真剣に向き合い、愛を持って本気で叱ることも、後の本人にとっては貴重な財産となり得る。もちろん厳しい対応だけでは潤滑な信頼関係を築くことが困難となるため、それぞれの利用者の特性や状態像、状況やタイミングなどを踏まえて、緩急のバランスを考慮した関わりも必要となることも付け加えたい。

第 4 に継続する支援として、以下のように示されている。

④継続する支援

・自立援助ホームでの目標は、基本的生活習慣や金銭管理、生活技術の獲得以上に、利用者がスタッフとの信頼関係を築き、困った時に相談できるようになることが重要となる。

・利用者は退居後に、実社会の中で自活しながら様々な失敗を経験し、自分で乗り越えることで地域社会において定着できるようになる。したがって、入居中と同じ位、退居後の相談支援が利用者にとって大切であることを常に意識して、利用者が求め続けている間は、支援

を継続する必要がある。

社会的養護の領域では、アフターケアと言う言葉が用いられているが、ホームから退居した後も利用者と関わり続けることが重要となる。ホームで生活している時は、職員が常に近くにいる状況にあるが、退居後はそのような訳にはいかない。ホームで生活する間に信頼関係を構築することが前提となるが、交友関係が乏しく、頼れる家族や身寄りがいない利用者にとっては、ホームや職員の存在が心の拠り所（精神的な励み）となり、身近な相談相手にもなり得る。また、社会の荒波に揉まれ、時に挫折や失敗を経験することが本人の成長につながることもある。程よい距離感で本人を見守ったり、必要に応じて手を差し伸べたりして、細くとも長く関わり続ける。そのように、自立援助ホームはホームを出てからが本番で、社会の中で本人を支える社会内支援が肝になるとされている。

2. 自立援助ホームの歴史

1) 自立援助ホームの萌芽

土井、神原（2001）によると、自立援助ホームは、最初は養護施設のアフターケア施設として始まった。この背景には、従来の養護施設が、中学卒業までの衣食住の充足を施設生活の大きな課題とし、就労児童まで目を向けることができないという状況があった。1953（昭和28)年に神奈川県立「霞台青年寮」、1958(昭和 33)年に東京都豊島区に民間施設「アフターケアセンター」(後の青少年福祉センター)、1964(昭和 39)年には、大阪に大阪児童福祉事業協会の「清心寮」が設立され、養護施設を退所した就労児への援助が展開されていた。

施設出身者は、頼れる家族、親類などがいない中、初めての仕事、初めての人間関係と慣れないことが多く、対人関係の持ち方の乏しさも手伝い、仕事に定着できない児童が多く出てきた。アフターケア施設は、そのような子どもたちを支えていた。

ところが、1950 年代半ばから 1960 年代の高度経済成長期、中卒就労児は、「金の卵」として企業から引く手あまたとなり、各社は地方からの集団就職者向けに独身寮を整備した。施設出身の少年、少女たちにとって、住み込み就職先を見つけることは困難なことではなかった。そのため、アフターケア施設は次第に消滅していくこととなる。1954(昭和 29)年、霞台青年寮が姿を消し、1971(昭和 46)年には、清心寮が一般の養護施設へと転換した。

しかし、経済成長の鈍化、高学歴化社会への移行により、中卒就労児は一転して就職難となり、再びアフターケアへの需要が高まり始めた。

こうした中、青少年福祉センター以外に、 1967(昭和 42)年、東京に「憩いの家」が養護児童のアフターケア施設として設立され、青少年福祉センターと共に活発な活動を展開していくこととなった。

2) アフターケア施設から自立援助ホームへ

経済・社会の情勢が変化し、1973(昭和 48)年に養護施設からの高校(対象は公立高校)進学費用の公的負担が認められるようになると、「色々な事情で進学できなかった子供だけが就職する状況の変化が、子供の質に影響を及ぼす」こととなった。その結果、アフターケア施

設は、子どもたちを支えるという役割から、社会において一人で生活していけるように育て上げるという役割を担いつつあった。つまり、従来のような「児童養護の補完」という位置付けに限界が生じてきたのである。

全国の自立援助ホームの先駆的存在である憩いの家では、「私たちのやっていることは、施設でやっていることと本質的に何も違わないのではないか。年齢の違いはあっても、また働いているということはあっても、これはインケアと考えてもよいのではないか。さらに、15 歳から人間関係を身に付けていく難しさに直面した結果、養護の一貫性からみても 15 歳で子供を引き受けることがよいことなのかどうか」という議論が生まれていた。そしてこの議論は、現在行っている実践は、欧米で行われている施設養護の一形態であるグループホームと同様ではないかとの考えへと向かっていった。

その頃、同じ町内の中学 1 年生と小学 5 年生の兄妹を受け入れた際、「本人たちが住んでいる地域を離れることを嫌っており」、「子供たちは住み慣れた環境の中で、いきいきとしている」という状況から、児童養護におけるグループホーム形態の重要性が改めて認識されることとなった。

このように、憩いの家が、自らの実践をグループホームにおける実践として捉え直そうとしたことの背景には、「養護の過程において入所者の生まれ育った環境を重視する」、「養護の一貫性を維持する」ということを実現するためだけでなく、就労児をも含めた養護高齢児童の処遇において、グループホーム形態を提示することによって、養護高齢児童への援助の不足と受け皿の少なさを示し、援助の最終地点ともいえるアフターケア施設へと至るまでの「インケア」のあり方を問い直すという意味があったと思われる。

このような状況の中、「自立援助ホーム」という名称は、1984(昭和 59)年の東京都の施策から生まれた。東京都は、「自立援助ホーム制度実施要綱」を作成し、 1974(昭和 49)年からアフターケア補助金として相談事業のみに支給していた補助金を、自立援助ホームとして入居している児童を対象に補助を行うよう変更した。こうして補助金対策事業として認定されたことにより、児童福祉施設の補完としてのアフターケア施設から、自立への援助を行う自立援助ホームとなり、働く児童も養護の対象であり、働ける年齢に達したことと、一人で生活してゆけることは異なるという考え方が認められた。

この結果、自立援助ホームは、養護施設退所者と共に、家庭裁判所からの補導委託児童、少年院を仮退院した少年、家庭から直接入居する児童など、その対象を拡大していった。

そして、1988(昭和 63)年には、国の予算事業として、それまでのアフターケア事業は「自立援助事業」として認められた。

3) 自立援助ホームの法制化

1988 (昭和 63)年に国の予算事業として自立援助事業が認められ、1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけて、全国で自立援助ホームが徐々に増え始めた。しかし、自立援助ホームは児童福祉法上の児童福祉施設としては認められておらず、国からの補助金額は、1988 年の「自立相談援助事業」の通達により、定員 10 名までは 154 万円、10 名以上は 276

万円で、いずれもその 4 分の 1 は、法人負担という支給内容であった。支給金額の少なさと同時に、自治体の補助金や、助成団体の寄付金を受けるには法人格が必要であるが、自立援助ホームが児童福祉法上に位置付いていないため、社会福祉法人にはなることができず、運営は非常に厳しいものであった。

この一方で社会的支援を必要とする子どもたちは多く、自立援助ホームへの需要は高まるばかりであった。そこで、運営基盤を固め、全国に自立援助ホームを普及させてゆくため、1993(平成 5)年、「全国自立援助ホーム連絡協議会」が結成された。そして、自立援助ホームを第一種社会福祉事業として法制化することが要求されることになった。

憩いの家の広岡知彦氏は「自立援助ホームは、収容施設であるが、措置施設ではない。措置することへのためらいは、子どもが働いていることに起因していると考えられる。しかし、児童が生活費を自己負担できることを前提に施設運営するような仕組みでは、生活が安定しない児童の面倒を見ることが困難になる」と述べている。

法制化要求の結果、1997(平成 9)年の児童福祉法改正により、1988 年の「自立相談援助事業」が「児童自立生活援助事業」となり、第二種社会福祉事業という位置付けで、児童福祉法第 6 条の 2 において児童居宅生活支援事業の一類型として法制化された。

しかし、法制化されたものの、第一種社会福祉事業ではないため、国から措置費は出ない。そのため補助金以外の公的資金を期待できないことに変わりなく、依然として運営は苦しい。また、法制化により、18 歳未満の児童は児童相談所が関与することになった。そのため、18 歳以上の子どもは法の対象外となり、18 歳以上の児童も、家庭裁判所からの少年も、児童自立生活援助事業において児童相談所の対象外として一応認められているが、法の谷間は依然として存在し、「制度化は制限化」という評価も見られる。

4) 自立援助ホームの運営費の拡充

上述した 1997(平成 9)年の児童福祉法改正以降、徐々に自立援助ホームの運営費は拡充されるようになる。その流れの中で着目すべき出来事は以下の通りとなる。

・平成 16 年 4 月 28 日児童福祉法一部改正

自立援助ホームへアフターケアや就労先・司法関係機関などの対外調整が必要な児童に対する援助が組み込まれ、対外調整事業強化として国庫補助基準が定員 10 人未満で 510 万円に倍増された。定員 10 人以上の場合は 720 万円となった。

・平成 21 年 3 月 31 日　児童福祉法一部改正

自立援助ホームとして大きな改正となった。児童福祉法第 6 条の 2 による児童自立生活援助事業として、新たに第 33 条 6 項に規定され、児童福祉法で初めて 20 歳未満の児童等を受け入れできるようになり、児童保護措置費制度になった。但し、措置費は月初日の実績現員払い。これまでの援助措置から対象児童との契約により、援助の実施がなされる（委託措置）。

・平成 23 年 3 月 30 日　児童福祉法一部改正

平成 21 年に措置費制度になったが、現員払いでは自立援助ホームの特異性からいえば、

入退去が不定期ということもあり運営上厳しいという要望から、この年後より措置費が定員払いとなった。但し、暫定定員の設定あり。

・平成 23 年 7 月 19 日　児童福祉法一部改正

子どもシェルターからの強い要望もあり、シェルターの運営費を公的補助にすることで、自立援助ホームの一類型として加わる。

・平成 23 年 9 月 1 日　児童福祉法一部改正

自立援助ホームの位置情報にあっては、ホーム入居者の安全の確保が必要と認める場合は自立援助ホームへ入居を希望する児童等又は依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。

このように、自立援助ホームの運営費が拡充してきた経緯もあり、より安定的なホーム運営を行えるようになってきたことは事実となる。その後も今日に至るまで様々な予算や制度が確立され、利用者処遇の改善や人員の加配など、従来よりも手厚い支援が行えるようになってきているとも言える。反面、自立援助ホームの利用者が抱える課題やケアニーズは複雑化してきており、それに対応する上での人員や予算は充足しているとは言い難い。

3. 自立援助ホームにおける障害児の支援

自立援助ホームの利用者の中には、障害がある児童の存在も珍しくない。全国自立援助ホーム協議会が行う調査結果（2022 年 1 月）では、知的障害・発達障害の診断がある利用者が 4 分の 1、精神科受診を必要としている利用者が 3 分の 1 いる状況が明らかになり、それに伴って知的障害・発達障害の診断のある利用者を受け入れているホームは約 6 割、精神科受診を必要としている利用者を受け入れているホームは約 7 割となる。そのようなことから、通常業務に加えて、個別的な対応・ケースワーク業務が増加していると考えられる。また、被虐待の認定利用者（加算対象者）は約 2 割存在し、その利用者を受け入れているホームは約 5 割となる。愛着に課題を抱えた利用者に対し、自立支援に加えて日常的な寄り添いが支援に求められていることも伺える。

一ノ瀬（2012）は、自立援助ホームに在籍する障害児の特徴として、誰もが経験する思春期特有の発達課題を抱えた心身ともに不安定な時期の子どもであり、その上発達障害という障害を有している。そして、家庭という心の安全基地を失い「各種の社会資源へのアクセスを断ち切られ孤立した環境」の状態で自立援助ホームに入所している。すなわち、子ども達の背負う支援ニーズが重層化し、抱える問題が高度化・複雑化していると、自立困難な要因の重層化を述べている。

また、自立援助ホームにおける障害児の自立支援の課題には、今日の社会が抱える問題が凝縮していることが示唆されている。自立援助ホームでは、子ども達は働くことが前提となっており、時間的猶予も経済的猶予も与えられることは難しい制度設計となっている。しかし、本来彼らには、時間をかけて育ち直しを行い、自分の成育過程を問い直し、生き方を再構築する時間が必要であり、それができるような経済的支援が必要である。このような観点

から、「時間的・経済的猶予」というエネルギーが、自立支援のそれぞれの取り組みに注がれることが必要である。さらに、職業的自立が果たせない障害児に対する支援として、自立援助ホーム退所後において、自立援助ホームだけではなく、さまざまな社会資源が連携を図りつつ地域の中での生活を支えていくためのサポート体制を構築する必要があるとのように、自立援助ホームの障害児の自立には、包括的な支援体制を構築し、継続的な支援を実施する必要性を示唆している。

4. その他先行研究から

大貝（2017）は、自立援助ホーム設立の意義と法的課題について述べている。自立援助ホームの運営面での課題には目が向けられがちであるが、法的課題については検討が不十分な点もあるため、法的側面に焦点を当てながら、その課題について検討している。自立援助ホームの開設に先立ち法的課題を把握しておくことは、自立援助ホーム運営の円滑性と持続性の一助となるとして、検討の前提として、自立援助ホームの法的位置づけ、援助の内容、対象児童、運営、入退去の際の手続き、運営経費について確認している。続いて、金沢市における、自立援助ホーム設立の意義について指摘し、最後に、自立援助ホーム開設後に生じる可能性のある課題を、法的側面から指摘している。

横山、江原、松葉、ほか（2019）は、自立援助ホーム職員の支援の基本である寄り添いに着目し、利用者の多くを占める虐待を受けた青年期前期の子どもに寄り添うとはなにかを調査研究により明らかにしている。

自立援助ホーム職員の虐待を受けた子どもに「寄り添う支援」の構成要素を明らかにするために探索的な調査を行い、尺度の項目原案を作成し、作成された項目原案 38 項目から構成される「被虐待児に対する自立援助ホーム職員の寄り添い尺度」を開発した。また、職員の「寄り添う支援」や、寄り添うとはなにかに関する自由記述質問より抽出した内容から「寄り添う支援」を「あたたかみのある家庭的な関わりの中で子どもをありのまま理解し、安心できる味方として存在しながら必要な支援をし続けること」と定義している。

探索的因子分析を通じて尺度の因子構造も検討し、結果、4 因子 26 項目から構成されることを明らかとした。尺度項目には、受容、傾聴、共感の概念ともとれる項目が見受けられたが、「寄り添う支援」とは、子どもの抱える表現しづらいなにかを「見つけてかたちづくる」、「気持ちと時間の共有」、「子どもの気づきを支える」、「味方としての子ども理解」いった多様さを包括した概念であると考えられるとし、研究を通じて得られた結果は,「寄り添う支援」を行ううえで有用な資料となると述べている。

佐々木（2021）は、自立援助ホームを対象とした埼玉県の調査では、退所後の生活を想定して児童のアフターケアを充実することが求められ、新居の紹介や相談窓口となる居場所事業が推進されていることを明らかにした。さらに、埼玉県では自立援助ホーム数が増えている状況をふまえ、調査対象を千葉県に拡げ住まいにかかわる自立支援の状況を把握した。若年者支援は就労支援に限らず、新居の契約や日常生活の相談を担い、千葉や埼玉では特色

を活かした自立援助ホームの開設運営が展開されており、新しい生活様式に資する生活科学の現代的課題を衣食住の分野から検討し、新しい生活様式に適応できる知識・技能を習得する重要性を指摘している。そして現代において生活科学の役割は、新しい生活様式に対応した行動変容であると解釈でき、具体的には「健康な住宅」を題材として、住居の知識をより深く理解し、生活技術を習得する効果は高いことを提言している。

園井（2022）は、自立援助ホーム（後述）に入居する児童の自立について、R.J.ハヴィガースト（Robert J. Havighurst）の発達課題論との関わりから考察し、自立援助ホームに入居する児童における自立とは、児童が精神面および経済面での自立基盤を整えることであると帰結できると述べている。このことは, ハヴィガーストの発達課題論においても確認することができ、すなわち、自立援助ホームに入居する児童に対して求められる発達課題は、ハヴィガースト学説における、特に青年期の発達課題として捉えることができ、したがって自立援助ホームの児童が社会的自立課題を達成するためには、情緒的自立基盤および経済的自立基盤を確立することが必要であるとしている。

以上、自立援助ホームに関する先行研究を紹介してきたが、自立援助ホームに関する調査研究は、他の社会的養護関係施設と比較して少ないことが分かった。また、自立援助ホームの利用者に対する利用手続きや家族調整をはじめ、その後の援助にも深く関わる児童相談所に向けて、自立援助ホームの立場から行われた調査は確認することができなかった。そのようなことからも、児童相談所に向けた調査を実施することは大変有意義であると考えることができる。したがって本研究では、筆者が自立援助ホームの援助実践を行う神奈川県内の児童相談所に向けて、自立援助ホームのニーズに関するアンケート調査を実施することとした。

第３章　自立援助ホームのニーズに関する神奈川県内児童相談所へのアンケート調査

本調査は、神奈川県内の児童相談所職員を対象に、自立援助ホームに対するニーズや今後の課題などについて明らかにするため、アンケート調査を実施した。

1. 調査の概要

①調査内容　：　回答者属性、現状の関わり、将来に向けた期待や課題、その他各種意見を求めた
②調査対象　：　神奈川県内の各児童相談所（詳細は下記の通り）
③調査方法　：　郵送調査法、留置調査法
④配布方法　：　郵送配布、訪問配布
⑤回収方法　：　郵送回収、訪問回収
⑥実施時期　：　配布 2018 年 11 月～12 月
⑦配布数　　：　544 部
⑧回収数　　：　385 部（回収率：７0.8%）
⑨配布状況と回収状況

各地域ごとの配布数と回収数

機関名称	配布数	回収数	回収率	回答者番号
【横浜市】　小計	194	136	70.1%	「11**」～「14**」
中央児童相談所	52	24	46.2%	「11**」
西部児童相談所	45	40	88.9%	「12**」
南部児童相談所	50	38	76.0%	「13**」
北部児童相談所	47	34	72.3%	「14**」
【神奈川県】　小計	205	138	67.3%	「21**」～「25**」
中央児童相談所	50	44	88.0%	「21**」
平塚児童相談所	55	34	61.8%	「22**」
厚木児童相談所	50	25	50.0%	「23**」
鎌倉・三浦児童相談所	25	20	80.0%	「24**」
小田原児童相談所	25	15	60.0%	「25**」
【川崎市】　小計	75	53	70.7%	「30**」
川崎児童相談所	75	53	70.7%	
【相模原市】　小計	50	40	80.0%	「40**」
相模原児童相談所	50	40	80.0%	
【横須賀市】　小計	20	18	90.0%	「50**」
横須賀市児童相談所	20	18	90.0%	
総合計	544	385	70.8%	「99」

2. 回答者に関する基礎項目の集計

1) 回答者に関する状況

①性別

n=385

選択項目	人数	構成比
男性	152	39.5%
女性	231	60.0%
無回答	2	0.5%
合計	385	99.5%

回答者属性　性別

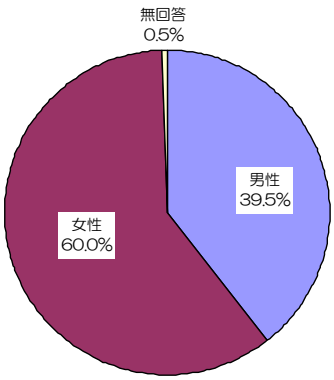

②年齢層

n=385

選択項目	人数	構成比
20代	63	16.4%
30代	114	29.6%
40代	114	29.6%
50代	57	14.8%
60代以上	10	2.6%
無回答	27	7.0%
合計	385	100.0%

回答者属性　年齢層

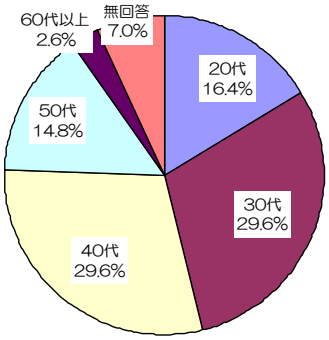

③担当職種

n=385

選択項目	人数	構成比
児童福祉司	201	52.2%
児童心理司	83	21.6%
児童相談員	28	7.3%
管理職（課長、係長）	49	12.7%
その他	24	6.2%
無回答	2	0.5%
合計	387	100.5%

回答者属性　担当職種

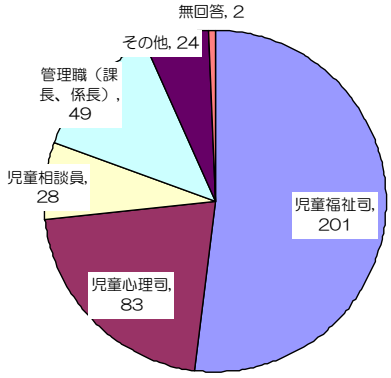

＊その他の職種（記述回答）

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	相談調査員	（女性、20代、児童福祉司）
○	相談調査員	（女性、20代、その他）
○	医療職員	（女性、20代、その他）
○	保健師	（女性、20代、その他）
○	相談調査員	（女性、50代、児童相談員）
○	保健師	（女性、40代、その他）
○	相談調査員	（女性、50代、その他）
○	相談調査員	（女性、40代、その他）
○	保健師	（女性、40代、その他）
○	保健師	（女性、40代、その他）
○	児童福祉司教育担当	（女性、60代以上、その他）
○	児童指導員	（男性、40代、その他）
○	児童指導員	（男性、40代、その他）
○	児童指導員	（男性、30代、その他）
○	虐待対応協力員	（女性、40代、その他）
○	里親担当	（女性、40代、その他）
○	一時保護所	（女性、40代、その他）

④現在の児童相談所での勤続年数

n=385

選択項目	人数	構成比
1年未満	13	3.4%
1～2年	170	44.2%
3～5年	129	33.5%
6～10年	49	12.7%
10年以上	18	4.7%
無回答	6	1.6%
合計	385	100.0%

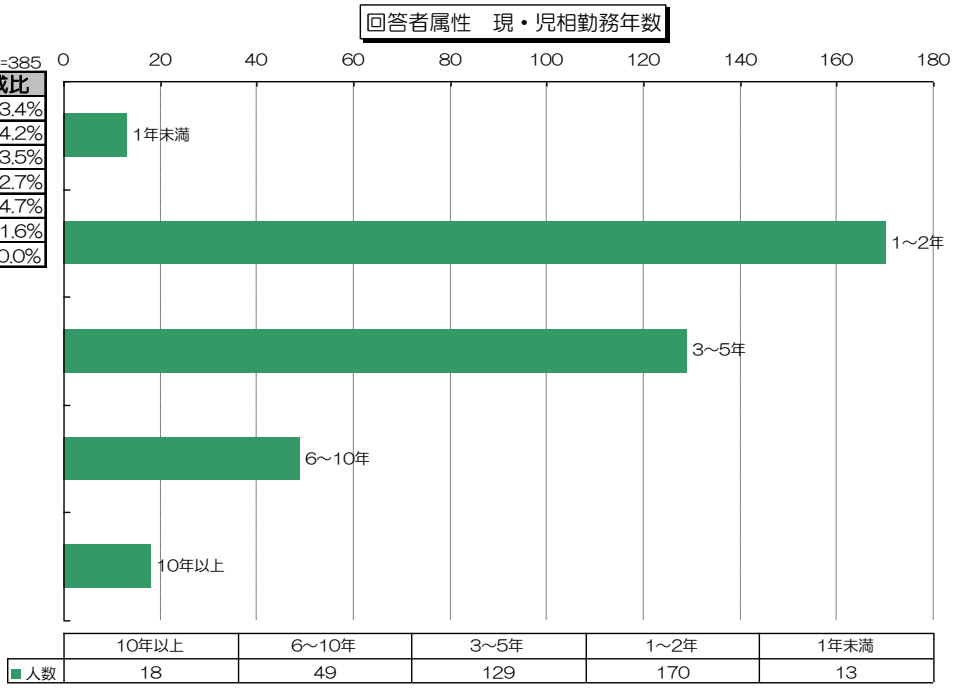

⑤児童相談所での通算勤続年数

n=385

選択項目	人数	構成比
1年未満	5	1.3%
1～2年	96	24.9%
3～5年	89	23.1%
6～10年	85	22.1%
10年以上	87	22.6%
無回答	23	6.0%
合計	385	100.0%

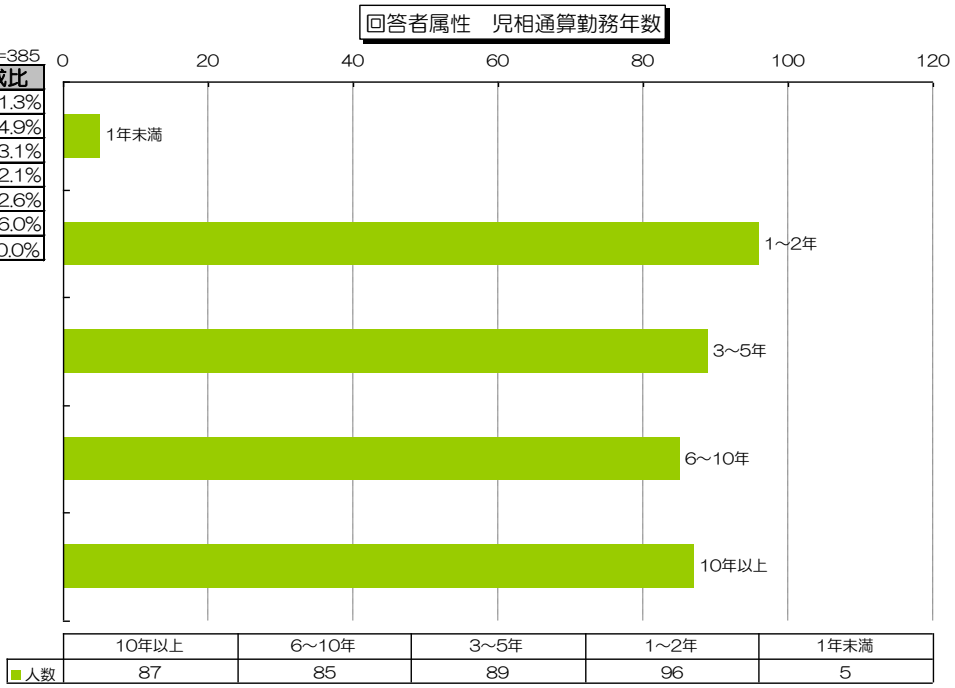

初めに、今回のアンケートへの回答者についてまとめた。性別では【女性】が 6 割、年齢層では 30 代、40 代がともに約 3 割、20 代、50 代が約 15%程度の比率となっている。担当職種では【児童福祉司】が 52.2%と半数以上を占めており、【児童心理司】が 21.6%で続いている。その他の記述回答では【相談調査員】【保健師】【児童指導員】等が見られた。勤続年数では、現勤務先で【1～2 年】44.2%、【3～5 年】が 33.5%の順となった。通算の勤続年数では、【1～2 年】が 24.9%とやや高めになったが、【3～5 年】が 23.1%、【10 年以上】が 22.6%、【6～10 年】が 22.1%と、各属性ごとの比率に大きな差は無くバランス良く配置されている様子が伺える。

3. 自立援助ホームとの関わりに関する項目の集計

1) 自立援助ホームに関する概要

①認知度

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくない	10	2.6%
ない	3	0.8%
あまりない	6	1.6%
ややある	10	2.6%
ある	181	47.0%
かなりある	175	45.5%
無回答	0	0.0%
合計	385	100.0%

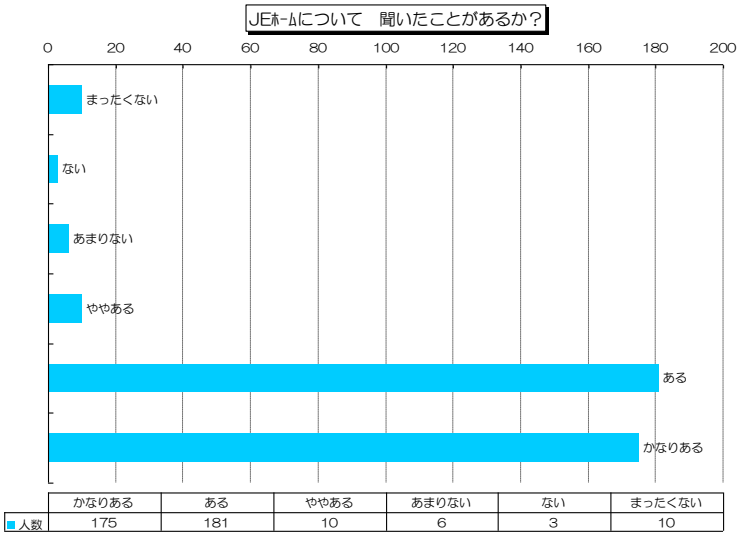

②委託措置の検討有無

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくない	96	24.9%
ない	72	18.7%
あまりない	20	5.2%
ややある	36	9.4%
ある	110	28.6%
かなりある	46	11.9%
無回答	5	1.3%
合計	385	100.0%

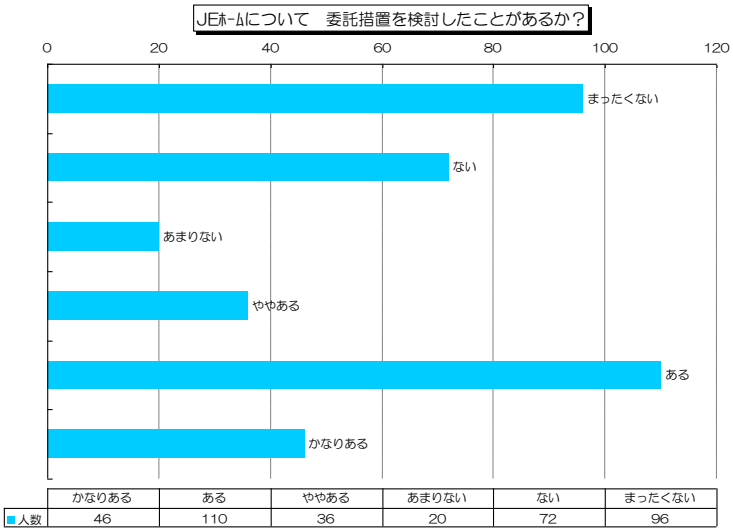

次に自立援助ホームとの関わりに関する状況について聞いた。認知度では【ある】が 47.0%、【かなりある】が 45.5%と、全体の 92.5%は明確に聞いたことがあると回答している。委託措置の検討有無については、【ある】の 28.6%、【かなりある】の 11.9%、【ややある】の 9.4%を合計すると 49.9%になることから、約半数の方々は検討した経験があるようだ。

③在宅ケースで利用の必要性

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくない	46	11.9%
ない	53	13.8%
あまりない	54	14.0%
ややある	82	21.3%
ある	111	28.8%
かなりある	31	8.1%
無回答	8	2.1%
合計	385	100.0%

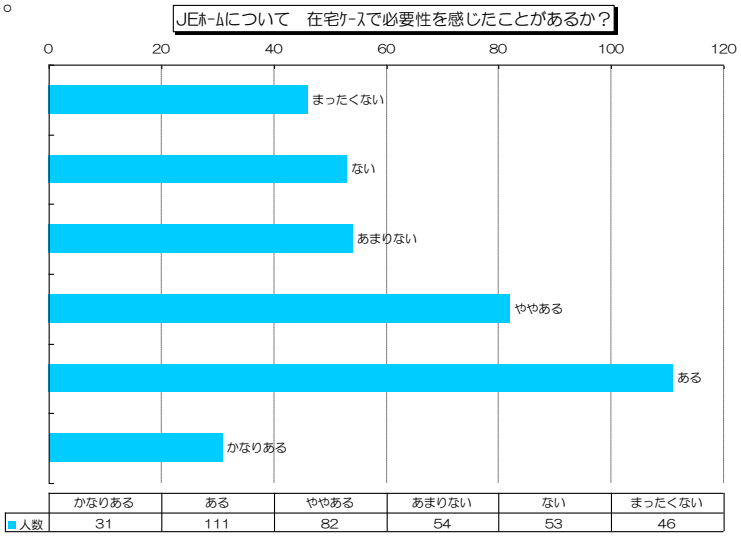

④連携した担当ケースの有無

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくない	104	27.0%
ない	100	26.0%
あまりない	14	3.6%
ややある	17	4.4%
ある	104	27.0%
かなりある	40	10.4%
無回答	6	1.6%
合計	385	100.0%

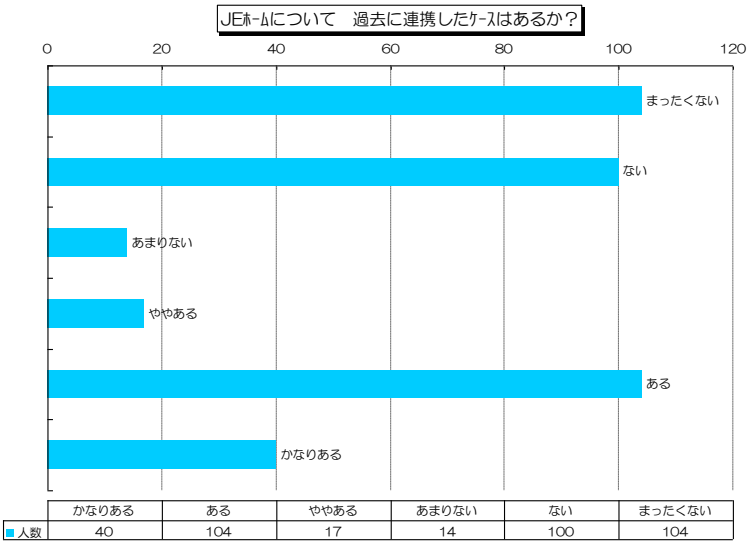

⑤現在連携中の担当ケースの状況

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくない	160	41.6%
ない	142	36.9%
あまりない	8	2.1%
ややある	11	2.9%
ある	40	10.4%
かなりある	14	3.6%
無回答	10	2.6%
合計	385	100.0%

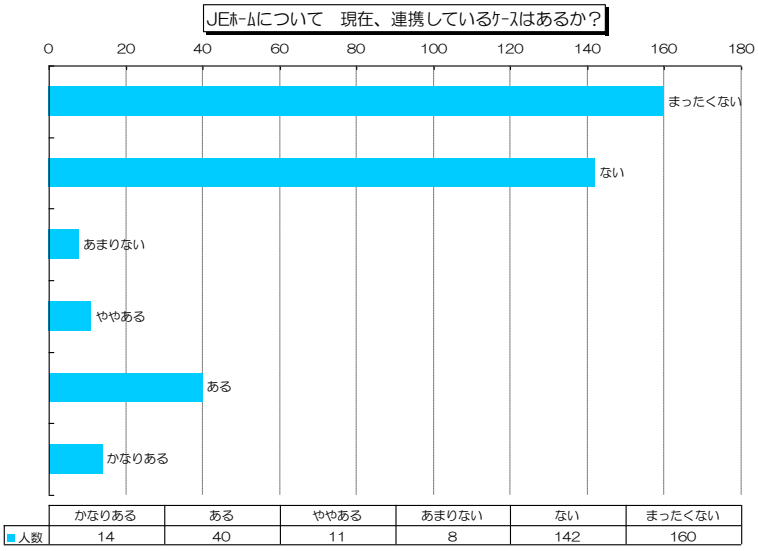

在宅ケースで自立援助ホーム利用の必要性については、【ある】が 28.8%、【ややある】が 21.3%、【かなりある】が 8.1%で約 6 割が必要性を感じたことがある状況。一方、実際に連携したケースの有無では、【まったくない】が 27.0%、【ない】が 26.0%と半数を超えていることや、現在の連携状況でも【まったくない】【ない】の合算値が 78.5%に上っており、必要性を感じ検討はするが連携に至らなかったケースの多さが伺える。

⑥委託措置を検討した担当ケース件数

n=385

選択項目	人数	構成比
20件	1	0.3%
15件	2	0.5%
10件	8	2.1%
8件	2	0.5%
7件	2	0.5%
6件	1	0.3%
5件	24	6.2%
4件	11	2.9%
3件	43	11.2%
2件	57	14.8%
1件	55	14.3%
0件又は無回答	179	46.5%
合計	385	100.0%

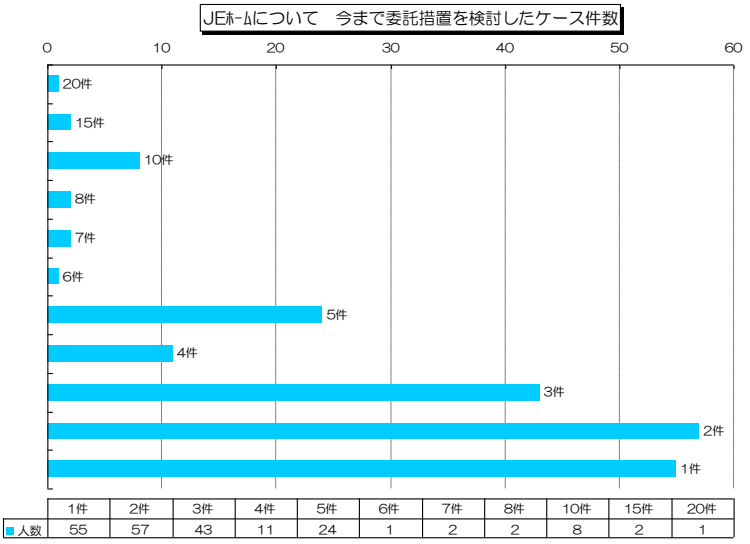

⑦委託措置中の担当ケース件数

n=385

選択項目	人数	構成比
2件	5	1.3%
1件	46	11.9%
0件又は無回答	334	86.8%
合計	385	100.0%

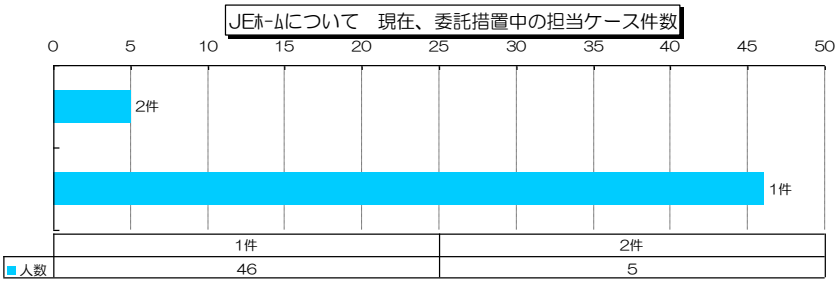

次に、過去に委託措置を検討した担当ケース数について聞いたところ、【2 件】が最多で 14.8%、【1 件】が 14.3%、【3 件】が 11.2%、【5 件】が 6.2%で続いている。その中で、現在委託措置中の担当ケースでは、【1 件】が 11.9%、【2 件】が 1.3%と、全体の 13.2%に留まっている。

⑧委託措置当該児童の入居前の生活場所（複数回答）

n=385

選択項目	人数	構成比
児童養護施設	56	14.5%
児童心理治療施設	4	1.0%
児童自立支援施設	17	4.4%
ファミリーホーム	5	1.3%
シェルター	33	8.6%
一時保護所（児童相談所）	74	19.2%
里親家庭	4	1.0%
実父もしくは実母がいる家庭	63	16.4%
他のJEホーム	2	0.5%
その他	23	6.0%
無回答	211	54.8%
合計	492	127.8%

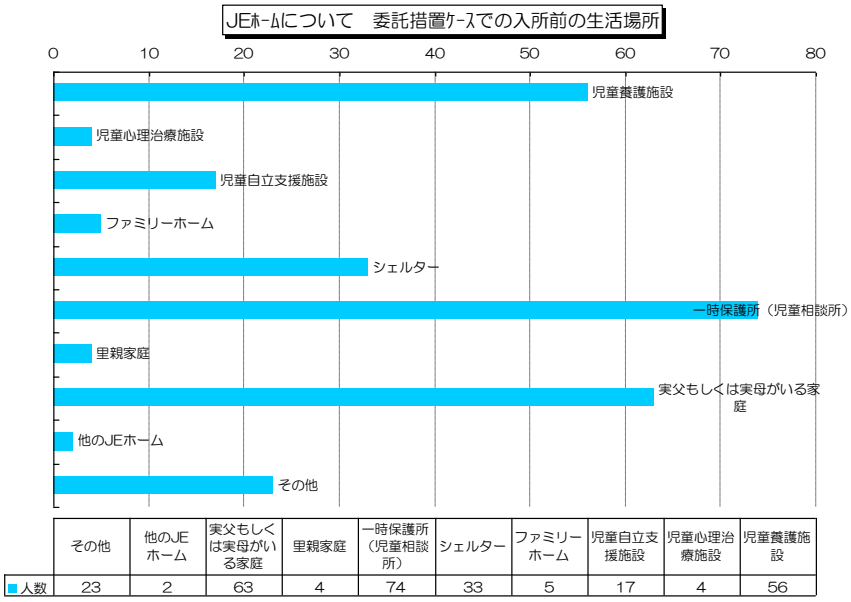

＊入居前の生活場所（その他）

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	親族宅	（女性、50代、児童心理司）
○	一時保護委託していた病院	（女性、無回答、児童福祉司）
○	少年院	（男性、30代、管理職（課長、係長））
○	住み込み就労。	（男性、20代、児童福祉司）
○	病院	（男性、20代、児童福祉司）
○	なし	（女性、40代、児童福祉司）
○	病院	（女性、40代、管理職（課長、係長））
○	１人ぐらし	（無回答、無回答、児童福祉司）
○	親族宅	（女性、40代、児童心理司）
○	精神科思春期病棟	（女性、40代、児童心理司）
○	祖母と生活	（男性、40代、児童心理司）
○	入院（病院）	（男性、40代、児童福祉司）
○	親族宅	（男性、30代、児童福祉司）
○	未成年後見人(伯母)	（女性、50代、児童相談員）
○	少年院	（男性、30代、児童心理司）
○	少年院	（女性、30代、児童福祉司）
○	少年院	（男性、40代、児童心理司）
○	居所なし	（男性、30代、児童福祉司）
○	親族宅	（女性、30代、児童福祉司）
○	家出中	（女性、50代、児童福祉司）
○	少年院	（女性、無回答、児童心理司）
○	母子生活支援施設	（女性、30代、児童福祉司）

実際に委託措置をしたケースにおける直前の生活場所については、【一時保護所】が 74 件、【実父もしくは実母がいる家庭】が 63 件、【児童養護施設】が 56 件、と共に 15%を超えている。その他の記述回答では、【少年院】や【医療機関】などの回答があった。

⑨所轄内で自立援助ホームを増やしていく必要性＜男子・女子・混合＞

選択項目	＜男子＞ 人数	n=385 構成比	＜女子＞ 人数	n=385 構成比	＜混合＞ 人数	n=385 構成比
10箇所	2	0.5%	2	0.5%	2	0.5%
7箇所	1	0.3%	1	0.3%	0	0.0%
5箇所	8	2.1%	9	2.3%	3	0.8%
4箇所	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
3箇所	19	4.9%	23	6.0%	11	2.9%
2箇所	69	17.9%	74	19.2%	19	4.9%
1箇所	159	41.3%	146	37.9%	75	19.5%
0箇所又は無回答	127	33.0%	129	33.5%	275	71.4%
合計	385	100.0%	385	100.0%	385	100.0%

所轄内において自立援助ホームを増やしていく必要性については、男子・女子ホームともに、【1 箇所】で約 40%、【2 箇所】で約 20%、と高い増設ニーズが確認出来る。混合ホームは逆に 7 割の回答者が必要性を感じていない状況が明らかになった。

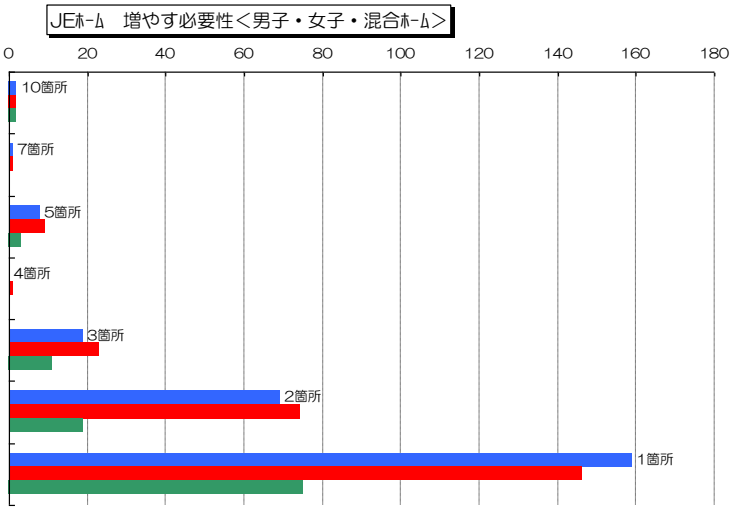

	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	7箇所	10箇所
＜男子＞	159	69	19	0	8	1	2
＜女子＞	146	74	23	1	9	1	2
＜混合＞	75	19	11	0	3	0	2

⑩児童特性（ニーズ）に特化した自立援助ホーム設置の必要性＜就学型・障害児対応・非行児対応＞

選択項目	＜就学＞ 人数	n=385 構成比	＜障害児＞ 人数	n=385 構成比	＜非行児＞ 人数	n=385 構成比
12箇所	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
10箇所	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%
8箇所	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%
7箇所	1	0.3%	2	0.5%	2	0.5%
5箇所	7	1.8%	9	2.3%	4	1.0%
4箇所	1	0.3%	1	0.3%	0	0.0%
3箇所	17	4.4%	19	4.9%	22	5.7%
2箇所	78	20.3%	62	16.1%	45	11.7%
1箇所	169	43.9%	156	40.5%	148	38.4%
0箇所又は無回答	110	28.6%	134	34.8%	163	42.3%
合計	385	100.0%	385	100.0%	385	100.0%

多様化する児童特性（ニーズ）に特化した自立援助ホームの必要性は、【就学型】で 71.4%が、【障害児対応型】では 65.2%が、【非行児対応型】では 57.7%が、一箇所以上の増設を希望している状況である。

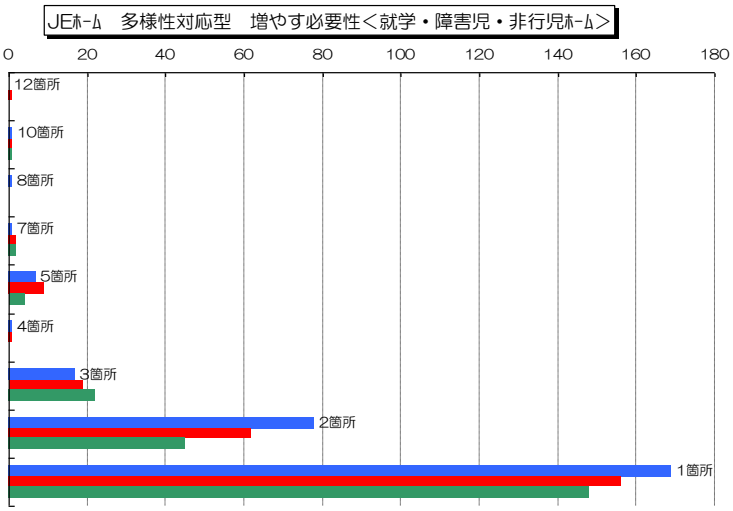

	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	7箇所	8箇所	10箇所	12箇所
＜就学＞	169	78	17	1	7	1	1	1	0
＜障害児＞	156	62	19	1	9	2	0	1	1
＜非行児＞	148	45	22	0	4	2	0	1	0

⑪所轄外（割愛）の委託措置ケース＜県内・県外＞

選択項目	＜県内＞ 人数	n=385 構成比	＜県外＞ 人数	n=385 構成比
3箇所	1	0.3%	2	0.5%
2箇所	2	0.5%	4	1.0%
1箇所	37	9.6%	22	5.7%
0箇所又は無回答	345	89.6%	357	92.7%
合計	385	100.0%	385	100.0%

所轄外（割愛）の委託措置ケース数では、【1 箇所】で県内が 37 件、県外で 22 件。【2 箇所】では、県内で 2 件、県外で 4 件、【3 箇所】では県内で 1 件、県外で 2 件となっている。

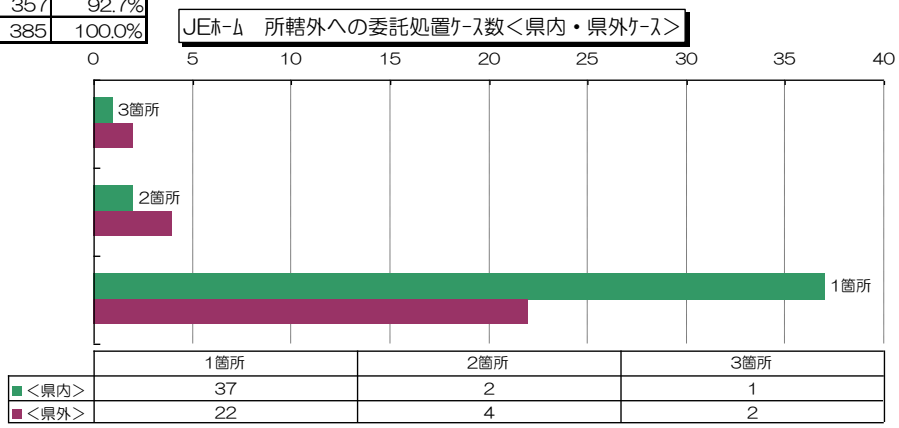

⑫所轄外（割愛）委託措置した理由

選択項目	人数	n=385 構成比
所轄内のJEホームに空きがない	39	10.1%
所轄内には当該児の受け入れに適したJEホームがない	24	6.2%
親と会ってしまうリスク回避のために、当該児が所轄自治体で生活することが適切でない	2	0.5%
交友関係を断ち切るために、当該児が所轄自治体で生活することが適切でない	9	2.3%
その他	13	3.4%
無回答	310	80.5%
合計	397	103.1%

所轄外（割愛）委託措置した理由については、【所轄内の空きがない】が 39 件と最も多く、【所轄内に適したホームがない】が 24 件、【交友関係を断ち切るため】が 9 件で続いている。その他の記述回答は以下の通りとなっている。

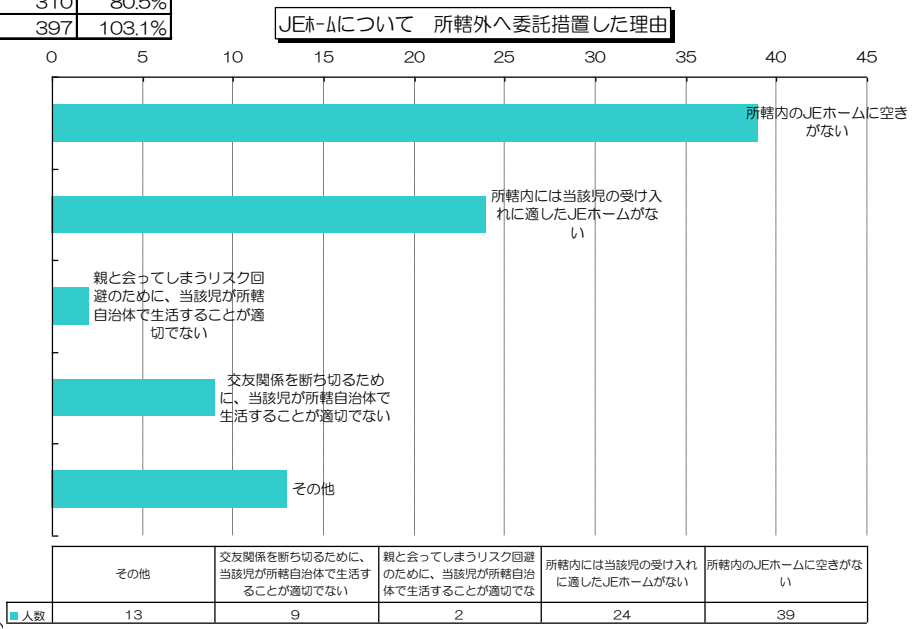

＊所轄外（割愛）委託措置した理由（その他）

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	心理司なので、よくわかりません	（女性、40代、児童心理司）
○	担当ケースがありません	（女性、40代、児童心理司）
○	弁護士のつて	（女性、40代、管理職（課長、係長））
○	ホームから断られた	（男性、40代、児童福祉司）
○	他自治体の親族宅で生活していたため	（男性、30代、児童福祉司）
○	空きがあり相談したが断られたため	（男性、50代、児童福祉司）
○	身元引受人がいないため。	（男性、30代、児童心理司）
○	なし	（男性、30代、児童福祉司）
○	依頼したことはあるが委託には至らなかった	（女性、40代、児童福祉司）
○	少年院退院時の担当弁護士の調整による。	（男性、40代、管理職（課長、係長））
○	就職先に近いところ	（女性、30代、児童心理司）
○	高校生だったから。	（男性、40代、児童心理司）
○	所轄内にＪＥホームがなかったから	（女性、40代、児童心理司）
○	当時は所轄内にＪＥホームがなかったので。	（女性、40代、無回答）

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	本児の希望の沿わなかった。（帰宅意向が強かっただめ。）	（女性、20代、児童福祉司）
○	・女児の受け入れ先が無い ・家庭引き取りが急遽決まった	（女性、20代、児童福祉司）
○	障害児対応型への検討するも、親の了承を最終的に得られず入所実現しなかったため。	（女性、50代、児童心理司）
○	ホームのルール等に児童が適応できなかったため等	（男性、40代、児童福祉司）
○	管理職なので担当ケースなどはないですが、本人の意向の変化、本人の状態像と施設の体制がマッチしなかったケースはそれなりに多かったです	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	・空きがなかった ・ＪＥホームと条件が折り合わなかった （一人部屋、バイトの時間帯や内容）など	（女性、50代、児童心理司）
○	受け入れ可能な施設がない	（女性、30代、児童心理司）
○	生活保護を受けアパートを設定したため	（女性、30代、児童相談員）
○	適当なJEホームが無かった	（女性、30代、児童心理司）
○	受け入れ困難とJE側の返答	（男性、無回答、管理職（課長、係長））
○	ケース的に対応困難といわれた	（女性、30代、児童福祉司）
○	・児童への動機づけがうまくいかなかった。 ・打診前に児童が体調を崩した。	（女性、無回答、児童福祉司）
○	ケースが少年院に入ったため	（女性、30代、児童福祉司）
○	担当ケースの家庭環境等が変わり、方針が変わったため	（女性、20代、児童福祉司）
○	児童の精神などの課題	（無回答、無回答、児童福祉司）
○	・児童のモチベーションが上がらなかった。 ・寮のある職場に就職できた。	（女性、40代、児童福祉司）
○	ホームに断られた。	（女性、30代、児童心理司）
○	JEホームに送るには、本児の動キが弱いか・・・と思う。 職員の負担感も大きいと思う。	（女性、30代、児童心理司）
○	担当ケースで該当するものがありません	（女性、40代、児童心理司）
○	児童の非行行動の抑制の難しさ。	（男性、30代、児童福祉司）
○	入所条件として出された精神科医療受診がクリアできなかったため	（女性、50代、児童心理司）
○	ＪＥホームに空きがなかった。	（女性、40代、児童福祉司）
○	なし。	（男性、20代、児童福祉司）
○	子どもが自宅での生活を希望したため。	（女性、40代、児童心理司）
○	各自立援助ホームごとの特長特色に対して児の拒否があったため。（利用料の支払いや就労先の指定等）	（男性、20代、児童福祉司）
○	・空きがなかった ・入所しても不適応をおこすリスクが高かった	（男性、無回答、児童福祉司）
○	・空いていない ・ルールが折りあわず	（女性、40代、管理職（課長、係長））
○	児童の特性や事情にはいりょ、対応できる可能性が低いから	（女性、30代、児童心理司）
○	本児の動機が不十分であった（希望しなかった）	（女性、30代、児童福祉司）
○	ＪＥホームでの適応は難しいケースだった	（男性、40代、児童福祉司）
○	・本人の動機づけが十分でなかったため。	（無回答、無回答、児童福祉司）
○	本人の意向が変わった	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	集団生活がうまくいかない。	（女性、30代、児童心理司）
○	子が拒否した	（男性、40代、児童福祉司）
○	本児の状態が自立へ向けて取り組める状態ではなかったため	（女性、20代、児童福祉司）
○	空きがないなど、子どもと施設のタイミングが合わない	（男性、30代、児童福祉司）
○	JEではなくグループホーム利用や措置延長・方向となりそうなため	（男性、20代、児童福祉司）
○	なし	（女性、40代、その他）
○	子どもの特性から障害児施設がのぞましいという方針になったため	（女性、40代、児童福祉司）
○	親が了解せず本人の気持ちも変化した	（女性、40代、児童福祉司）
○	定員いっぱいで受け入れできない	（男性、無回答、児童福祉司）
○	児童の意志が固まらなかった。	（男性、40代、児童相談員）
○	・本人の自立にむかう気持ちが固まらなかった。 ・家庭に戻ることになった。	（女性、40代、児童心理司）
○	保護者の同意をえられなかったため (結局子どもが根負けして家にもどりすぐに家出)	（女性、50代、児童心理司）
○	・JEでは就学が難しかったこと ・養護施設で就学と大学進学の応援をしてくれることとなったため	（女性、20代、児童福祉司）
○	・子どもが見学をし、イメージに合わないと言った。 ・検討した結果、JEホームの生活の枠に対応する力が未熟であると判断した	（女性、40代、児童心理司）
○	自主援助ホームに一時保護をしてそのまま措置することを検討したが、本人が家に帰ることを望んだため	（男性、30代、児童福祉司）
○	①他県の児童自主支援施設不適応で母宅にひきとられるが、関係性の悪化から気引き行動として自殺合図をくり返し精神科病院入院となった１６才女児。退院先として検討、医療的対応が優先されるとして、ことわられた。	（女性、60代以上、その他）
○	記憶にない	（女性、40代、児童心理司）
○	住み込み就労が決まった。	（男性、40代、児童福祉司）
○	ニーズ解消	（女性、20代、児童福祉司）
○	児童が高校通学継続を希望していたため	（女性、40代、児童福祉司）
○	・子どもが生活上のルールを守ることが難しそうだと行動観察上、見られたため。 ・行動化が著しいと、対応が大変であろうと思われお願いしないことがある。	（女性、40代、児童心理司）
○	本人、保護者が望まなかったため	（女性、40代、児童心理司）
○	子どもの気持ちがまとまらなかったため	（女性、40代、児童相談員）
○	通学ができなかった（高校生）	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	・児童本人が自立援助ホームではなく家庭引き取りを選んだため ・自立援助ホームでは対象児童の支援はできないと判断されたため	（女性、30代、児童福祉司）
○	・満床のため ・既に入所しているケースと関係していたため	（男性、50代、管理職（課長、係長））
○	見学はしたが空きが出るまでに数ヶ月要するとの見立てがあり別の方法をとらざるを得なかった。	（男性、40代、その他）
○	・社会資源として、JEホームしか考えられなかったが、JEホームに適応できる児童ではなかったため。	（男性、40代、児童福祉司）
○	・児童養護施設を16才で退所する際に検討しましたが、本児自身が断りました。 (15才でも相談したことのあるケースでしたので、ぜひお願いしたかったですが)	（女性、50代、児童福祉司）
○	空きなし 条件あわず	（男性、無回答、管理職（課長、係長））
○	なし。	（男性、40代、児童福祉司）
○	空きがなかったため。	（女性、30代、児童福祉司）
○	1.住み込み就労先にて生活することを選択。 2.本人が入所の決断に至らない。	（女性、40代、児童心理司）

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	なし	（女性、40代、児童相談員）
○	・就学が支障となった ・就労の可能性、意欲が課題となった。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	・本人のニーズ。 ・空き状況。	（男性、30代、児童福祉司）
○	JEホームに空きがなかった	（男性、60代以上、児童心理司）
○	本人が選択しなかった。	（男性、30代、児童福祉司）
○	定員いっぱい	（女性、50代、児童相談員）
○	・空きがなかった ・通学できなかった ・ホームのルールに子どもが納得できなかった	（男性、30代、児童福祉司）
○	所管内のJEに空きがなく管割外のホームに空きがあり、割愛を打診するも、運営体制を理由に断られた。	（女性、40代、児童福祉司）
○	・祖母宅へ引き取りとなった ・てんぽ経由でステップハウスに入った	（男性、50代、児童福祉司）
○	高校生活維持ができそうにないため	（女性、50代、児童心理司）
○	結果的に家庭で受け入れ、子ども本人も入所を望まなかった	（男性、40代、児童相談員）
○	女子で通学するのに遠すぎて本人が拒否した 割愛も検討したが、精神科受診も必要で、支援が大変なケースで、対応困難とのことになった。	（女性、50代、児童福祉司）
○	家庭引取りとなったため。	（男性、30代、児童福祉司）
○	・関係調整がうまくいったため。 ・空きがなかったため。	（男性、30代、児童心理司）
○	なし	（男性、30代、児童福祉司）
○	・本人の状態(精神状態が不安定、自傷有) ・就学したままの委託措置が可能なホームがなかった。	（女性、30代、児童心理司）
○	本人が拒否した	（男性、40代、管理職（課長、係長））
○	発達障害があり、生活ができるか不安。途中で就労希望がなくなるかもしれない児であったため。	（女性、30代、児童心理司）
○	空きがない。 JEの色にそぐわない。	（男性、30代、児童福祉司）
○	ホームでうけてくれないと言われた。 あるいは、そう予想されるので打診もしなかった →在宅or単身生活ホゴの調整を行い解決	（女性、40代、児童福祉司）
○	空きなし。	（男性、40代、児童心理司）
○	JEホームが受入不可であった。	（男性、40代、児童心理司）
○	・里親委託の措置延長ができることになった	（女性、20代、児童心理司）
○	児童本人と見学等したが、動機づけができなかった	（女性、40代、児童福祉司）
○	高校年齢で通学しながらの生活とホームのルール等のおりあいがつかず。	（男性、40代、管理職（課長、係長））
○	・家庭引きとりとなった。 ・里親委託とした。	（女性、40代、管理職（課長、係長））
○	自立が難しく、もう少し支援が必要だったため	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	施設に空きがない。	（男性、30代、管理職（課長、係長））
○	就学する場合は受けてもらえなかったりする。	（女性、20代、児童心理司）
○	・児が希望しなかった。 ・所轄内に空きがなく、児の希望にそれない。	（女性、30代、児童福祉司）
○	定時制高校への登校保障	（女性、50代、児童福祉司）
○	本人の希望が無くなったため	（女性、30代、児童心理司）
○	ありません	（男性、20代、児童福祉司）
○	なし	（女性、40代、その他）
○	本児の納得	（男性、30代、児童福祉司）
○	なし	（女性、20代、その他）
○	もっと適した別の施設に委託することになったため	（女性、30代、児童心理司）
○	委託措置検討とまではいかないが、その方向性も担当としては考えたかった。しかし、本人の意志が十分ではなかったため、具体的に検討するに至らなかった。	（女性、20代、児童心理司）
○	児童との面接の結果、JEホームより入所は難しいとの回答えたため	（女性、無回答、児童心理司）
○	・空きがなかった ・既に入所している児童との相性の問題で断られた	（女性、30代、児童心理司）
○	本人が動機なかった	（女性、40代、児童心理司）
○	親族の支援により、専門学校へ進学し、学生寮に入れたため	（男性、30代、児童福祉司）
○	・対象児が最終的に利用を希望しなかった ・対象児の生活能力の低さにJEが対応困難だった	（男性、30代、児童福祉司）
○	・受け入れ可のホームがなかった。 ・本人が入所希望を取り下げた。	（女性、30代、児童福祉司）
○	・見学まで実践したが、ルールの厳しさに耐えられず、前措置入所の児童養護施設の近くにアパート設定することになった。 ・入所打診までしたが、当該施設近くにケースの友人がいることがわかり、入所を見送ることになった。その後、単身生保となった (ルールの厳しさに耐えられないことが主な理由)	（男性、30代、児童福祉司）
○	グループホームに入所したため。	（男性、30代、児童福祉司）
○	入所委託措置当日まで支援したが児童がやっぱり入所したくないと意向を変えた為	（男性、40代、児童福祉司）
○	就労が決まった為	（男性、30代、児童福祉司）
○	高校卒業を目指していたので、当時の実状と照らし合せ、措置に至りませんでし	（男性、30代、児童福祉司）
○	知的障害をもち、性被害をうけ子どもを生んだケースでうけ入れてもらえるＪＥホームがなかったため	（女性、40代、児童心理司）
○	見学を実施したが、担当ケースが、利用を望まなかったため。	（女性、20代、児童福祉司）
○	・入所契約当日に、児童の気がかわったから。 ・高校入学を希望していたこともあるから。	（女性、40代、児童心理司）

●過去に自立援助ホームの委託措置を検討したが実施に至らなかったケースの記述回答では、【受入可能なホームが無かった】【本人の意向で至らなかった】【障害に関わる事情】などの意見が寄せられている。

2) 自立援助ホームの機能について（現在果たしている、今後期待している機能）

①高年齢児の生活拠点・居場所機能

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	0	0.0%	0	0.0%	
あてはまらない	5	1.3%	2	0.5%	
あまりあてはまらない	5	1.3%	1	0.3%	
ややあてはまる	59	15.3%	25	6.5%	
あてはまる	180	46.8%	176	45.7%	
かなりあてはまる	124	32.2%	172	44.7%	
無回答	12	3.1%	9	2.3%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

JEﾎｰﾑの役割（現在・今後期待）　①高年齢児の生活拠点・居場所機能

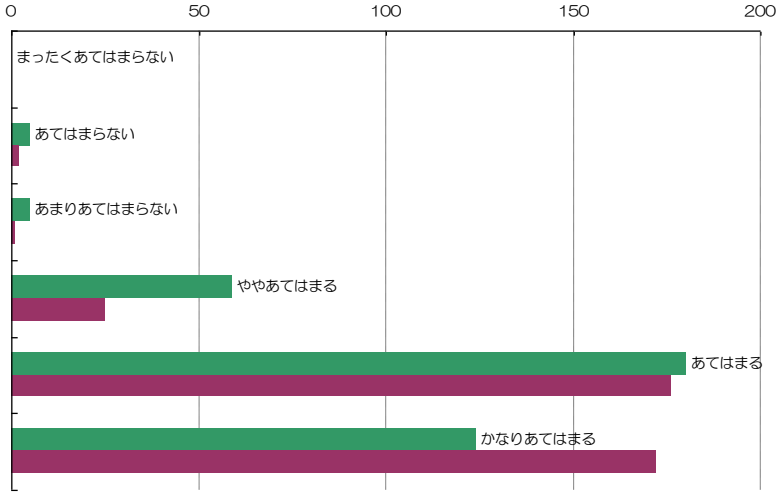

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
■＜現在＞	124	180	59	5	5	0
■＜今後期待＞	172	176	25	1	2	0

②基本的生活習慣の獲得

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	1	0.3%	0	0.0%	
あてはまらない	9	2.3%	7	1.8%	
あまりあてはまらない	36	9.4%	14	3.6%	
ややあてはまる	139	36.1%	111	28.8%	
あてはまる	158	41.0%	184	47.8%	
かなりあてはまる	28	7.3%	59	15.3%	
無回答	14	3.6%	10	2.6%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

JEﾎｰﾑの役割（現在・今後期待）　②基本的生活習慣の獲得

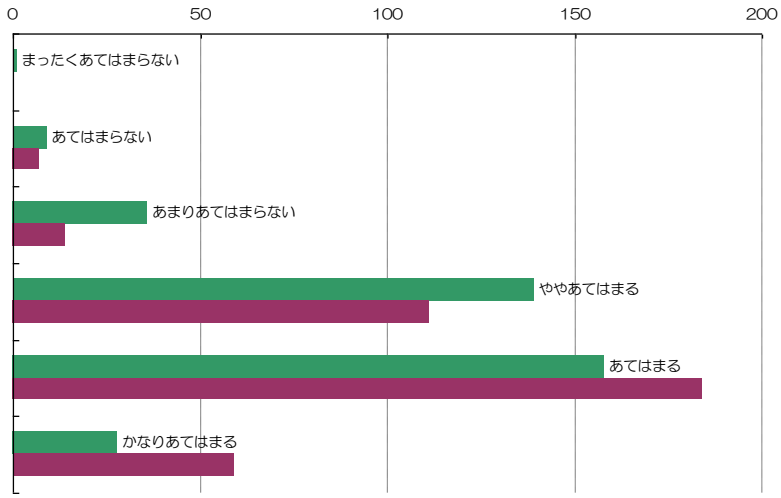

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
■＜現在＞	28	158	139	36	9	1
■＜今後期待＞	59	184	111	14	7	0

次に、自立援助ホームの機能に関する＜現在機能＞と＜今後期待＞について、各項目ごとに聞いている。＊以下「ややあてはまる」「あてはまる」「かなりあてはまる」を【肯定側】、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」「まったくあてはまらない」を【否定側】と表現する。

●高年齢児の生活拠点・居場所についての＜現在機能＞と＜今後期待＞の比較では、「ややあてはまる」の減少分が「かなりあてはまる」の増加分となった。●基本的生活習慣の獲得においては、＜現在機能＞【肯定側】が 84.4%、＜今後期待＞では、91.9%まで増加した。

③社会的経験の獲得

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	1	0.3%	0	0.0%
あてはまらない	3	0.8%	2	0.5%
あまりあてはまらない	9	2.3%	2	0.5%
ややあてはまる	95	24.7%	54	14.0%
あてはまる	195	50.6%	205	53.2%
かなりあてはまる	67	17.4%	111	28.8%
無回答	15	3.9%	11	2.9%
合計	385	100.0%	385	100.0%

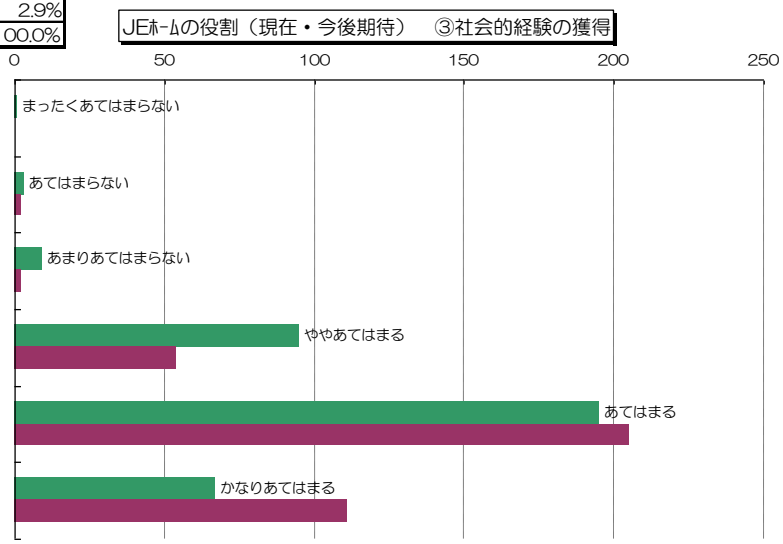

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	67	195	95	9	3	1
＜今後期待＞	111	205	54	2	2	0

④経済的自立準備

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	0	0.0%	0	0.0%
あてはまらない	2	0.5%	1	0.3%
あまりあてはまらない	7	1.8%	4	1.0%
ややあてはまる	51	13.2%	24	6.2%
あてはまる	191	49.6%	174	45.2%
かなりあてはまる	120	31.2%	173	44.9%
無回答	14	3.6%	9	2.3%
合計	385	100.0%	385	100.0%

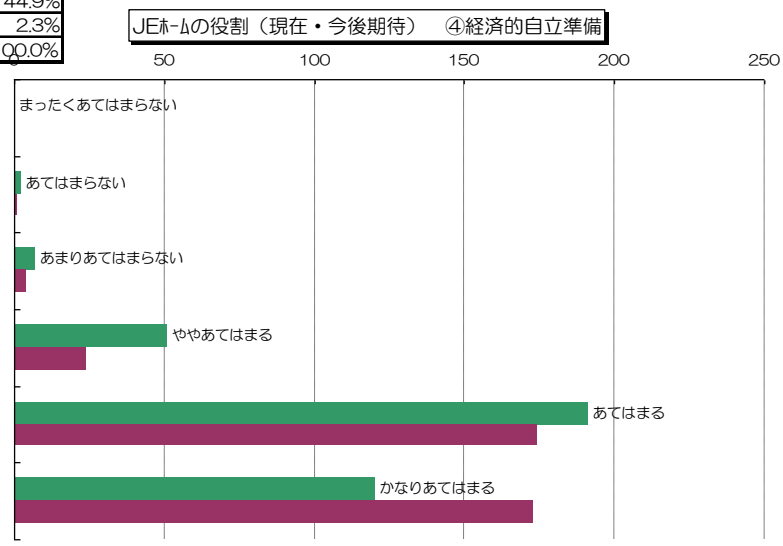

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	120	191	51	7	2	0
＜今後期待＞	173	174	24	4	1	0

●社会的経験の獲得では、＜現在機能＞でも【あてはまる】が半数を超えている上に、＜今後期待＞では更に増加。【かなりあてはまる】は＜今後期待＞で 10 ポイント以上の増加となっている。●経済的自立準備においても【かなりあてはまる】が 17 ポイントを超える増加となった。

⑤未就労児の就労支援

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	3	0.8%	1	0.3%	
あてはまらない	5	1.3%	2	0.5%	
あまりあてはまらない	22	5.7%	10	2.6%	
ややあてはまる	87	22.6%	47	12.2%	
あてはまる	168	43.6%	173	44.9%	
かなりあてはまる	85	22.1%	142	36.9%	
無回答	15	3.9%	10	2.6%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

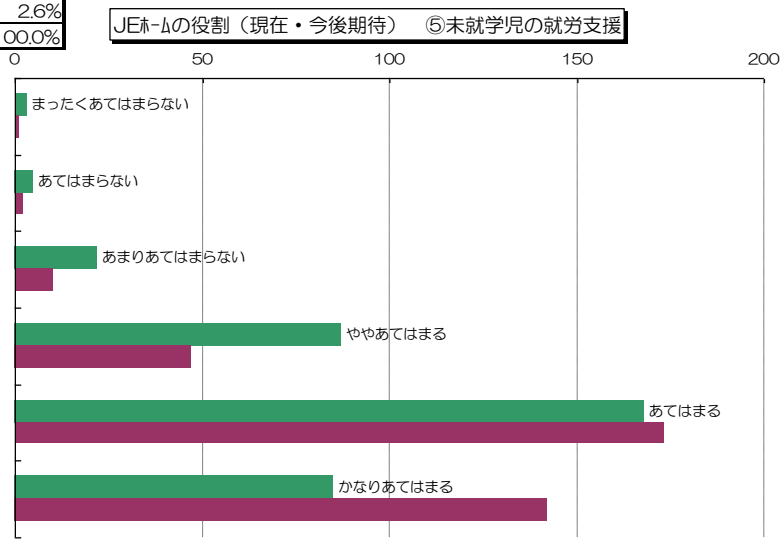

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	85	168	87	22	5	3
＜今後期待＞	142	173	47	10	2	1

⑥就労後の定着支援

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	2	0.5%	0	0.0%	
あてはまらない	4	1.0%	1	0.3%	
あまりあてはまらない	25	6.5%	7	1.8%	
ややあてはまる	89	23.1%	44	11.4%	
あてはまる	161	41.8%	170	44.2%	
かなりあてはまる	89	23.1%	155	40.3%	
無回答	15	3.9%	8	2.1%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

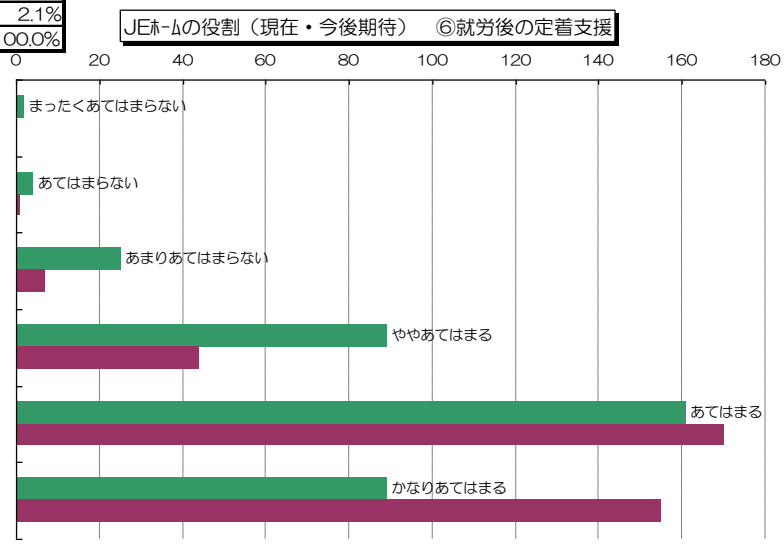

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	89	161	89	25	4	2
＜今後期待＞	155	170	44	7	1	0

●未就労児の就労支援では、【かなりあてはまる】が＜今後期待＞で約 15 ポイントの増加。●就労後の定着支援も 15 ポイント以上の増加となっている。

⑦義務教育の再学習を目的とした学習支援

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	8	2.1%	3	0.8%	
あてはまらない	56	14.5%	29	7.5%	
あまりあてはまらない	129	33.5%	72	18.7%	
ややあてはまる	116	30.1%	128	33.2%	
あてはまる	49	12.7%	97	25.2%	
かなりあてはまる	9	2.3%	45	11.7%	
無回答	18	4.7%	11	2.9%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

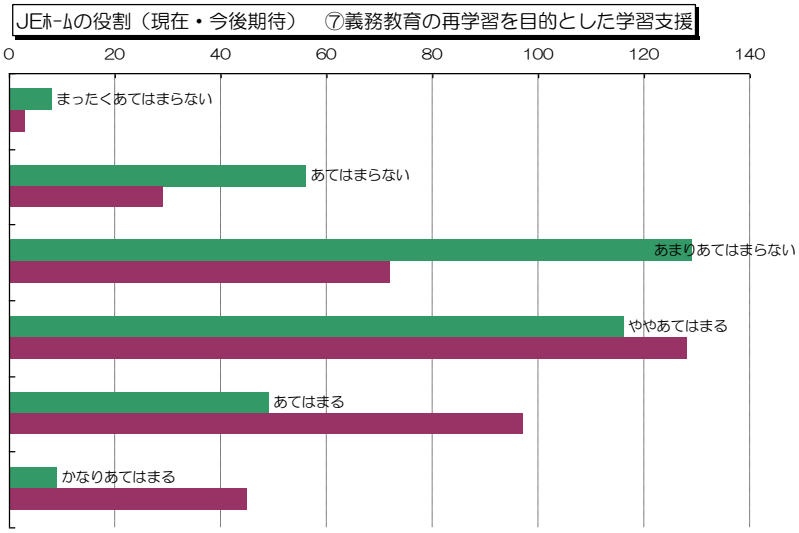

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	9	49	116	129	56	8
＜今後期待＞	45	97	128	72	29	3

⑧将来的な進学を目的とした学習支援

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	14	3.6%	4	1.0%	
あてはまらない	57	14.8%	21	5.5%	
あまりあてはまらない	149	38.7%	87	22.6%	
ややあてはまる	90	23.4%	118	30.6%	
あてはまる	52	13.5%	106	27.5%	
かなりあてはまる	6	1.6%	37	9.6%	
無回答	17	4.4%	12	3.1%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

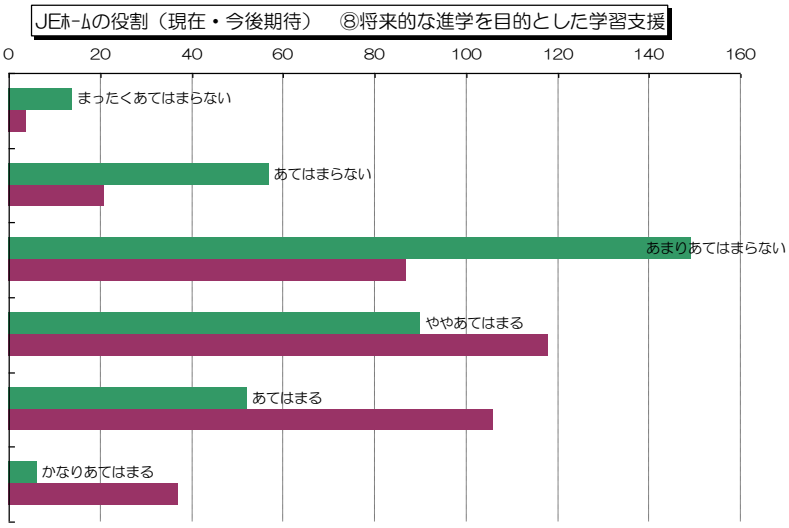

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	6	52	90	149	57	14
＜今後期待＞	37	106	118	87	21	4

●義務教育の再学習を目的とした学習支援では、＜現在機能＞【否定側】が 50.1%となったが、＜今後期待＞では 27.0%まで低下し、＜今後の期待＞においては、【あてはまる】【かなりあてはまる】が大きく増加している。●将来的な進学を目的とした学習支援においても、前項同様の傾向で、＜現在機能＞【否定側】が半数を超えているが、＜今後期待＞【肯定側】は増加していることが確認できる。

⑨社会的養護自立支援事業にある大学や専門学校等へ進学する児童の自立支援

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	14	3.6%	3	0.8%
あてはまらない	42	10.9%	6	1.6%
あまりあてはまらない	123	31.9%	45	11.7%
ややあてはまる	105	27.3%	107	27.8%
あてはまる	68	17.7%	150	39.0%
かなりあてはまる	15	3.9%	62	16.1%
無回答	18	4.7%	12	3.1%
合計	385	100.0%	385	100.0%

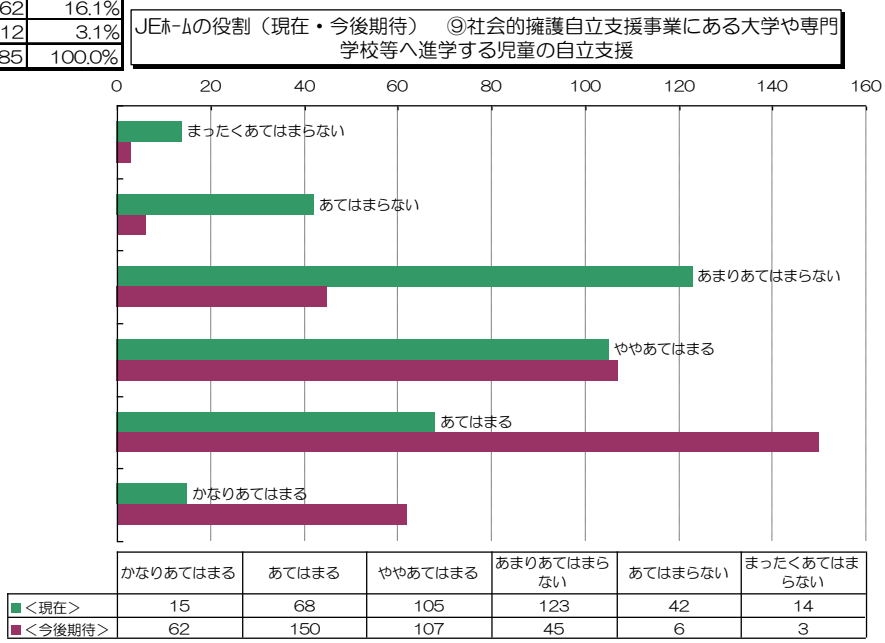

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
■＜現在＞	15	68	105	123	42	14
■＜今後期待＞	62	150	107	45	6	3

⑩日常生活上の相談支援

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	2	0.5%	1	0.3%
あてはまらない	8	2.1%	2	0.5%
あまりあてはまらない	14	3.6%	6	1.6%
ややあてはまる	103	26.8%	73	19.0%
あてはまる	176	45.7%	176	45.7%
かなりあてはまる	67	17.4%	116	30.1%
無回答	15	3.9%	11	2.9%
合計	385	100.0%	385	100.0%

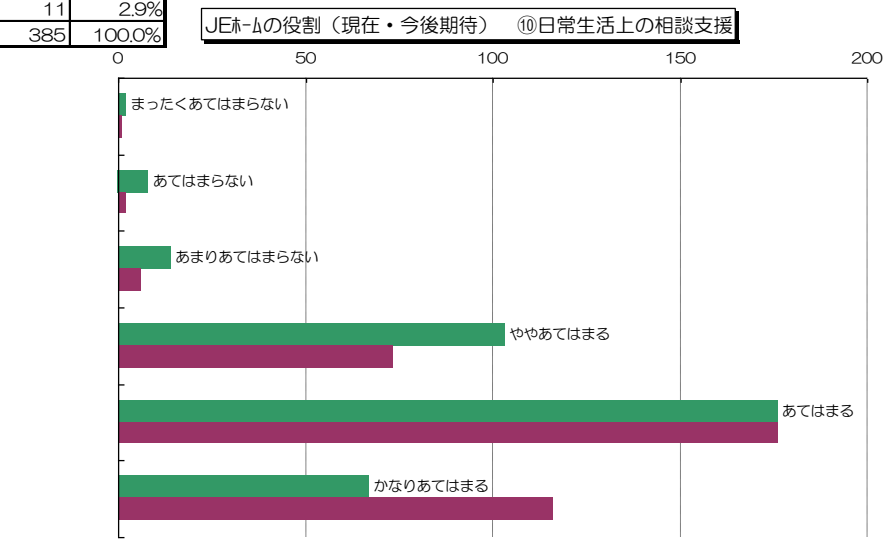

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
■＜現在＞	67	176	103	14	8	2
■＜今後期待＞	116	176	73	6	2	1

●大学や専門学校等への進学する児童の自立支援では、＜現在機能＞【あまりあてはまらない】が 3 割以上だが、＜今後期待＞では【あてはまる】が約 4 割まで増加している。●日常生活上の相談支援では、＜今後期待＞【かなりあてはまる】が 10 ポイント以上の増加となった。

⑪心理的・医療的ケア

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	10	2.6%	3	0.8%
あてはまらない	44	11.4%	19	4.9%
あまりあてはまらない	109	28.3%	65	16.9%
ややあてはまる	132	34.3%	134	34.8%
あてはまる	61	15.8%	123	31.9%
かなりあてはまる	13	3.4%	31	8.1%
無回答	16	4.2%	10	2.6%
合計	385	100.0%	385	100.0%

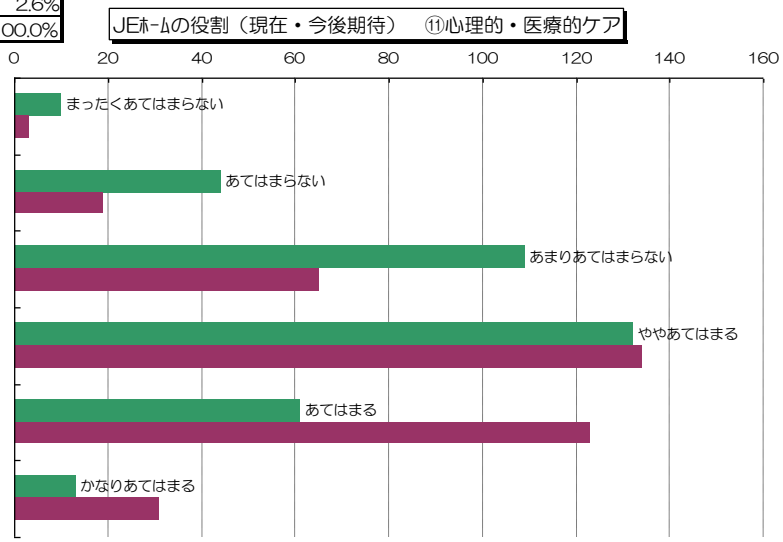

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	13	61	132	109	44	10
＜今後期待＞	31	123	134	65	19	3

⑫障害児に対する支援

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	16	4.2%	2	0.5%
あてはまらない	62	16.1%	26	6.8%
あまりあてはまらない	138	35.8%	88	22.9%
ややあてはまる	106	27.5%	110	28.6%
あてはまる	41	10.6%	110	28.6%
かなりあてはまる	7	1.8%	39	10.1%
無回答	15	3.9%	10	2.6%
合計	385	100.0%	385	100.0%

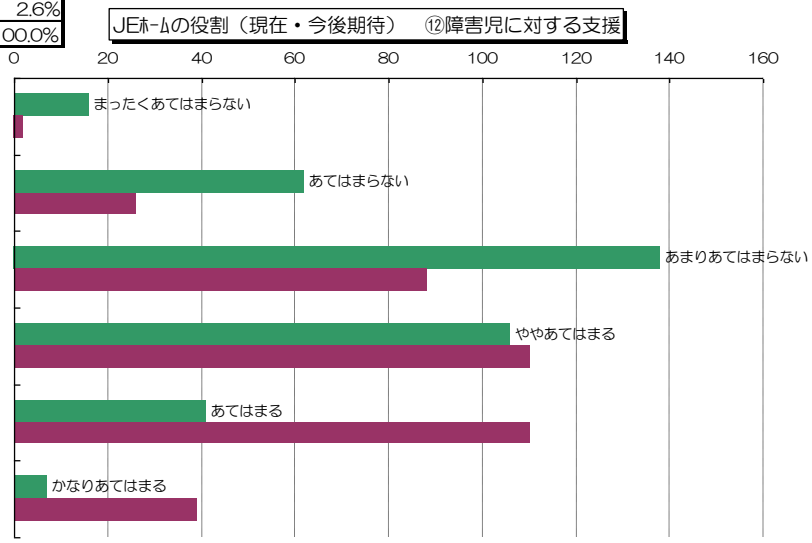

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	7	41	106	138	62	16
＜今後期待＞	39	110	110	88	26	2

●心理的・医療的なケアでは、【ややあてはまる】を折り返しとして、＜現在機能＞と＜今後期待＞が正反対になっており、＜今後期待＞の大きさが伺える。●障害児に対する支援では、＜現在機能＞【あまりあてはまらない】が 35.8%で最も高くなっているが、＜今後期待＞においては【あてはまる】が 18 ポイントも増加している。

⑬非行（触法）児童に対する支援及び矯正

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	19	4.9%	4	1.0%	
あてはまらない	46	11.9%	24	6.2%	
あまりあてはまらない	115	29.9%	66	17.1%	
ややあてはまる	116	30.1%	119	30.9%	
あてはまる	64	16.6%	121	31.4%	
かなりあてはまる	10	2.6%	40	10.4%	
無回答	15	3.9%	11	2.9%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

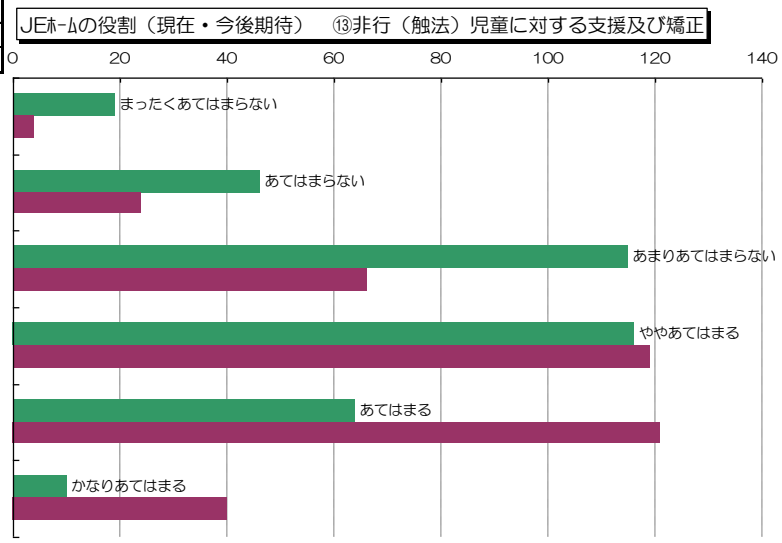

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	10	64	116	115	46	19
＜今後期待＞	40	121	119	66	24	4

⑭家庭（家族）支援

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	17	4.4%	3	0.8%	
あてはまらない	75	19.5%	42	10.9%	
あまりあてはまらない	138	35.8%	104	27.0%	
ややあてはまる	82	21.3%	121	31.4%	
あてはまる	47	12.2%	77	20.0%	
かなりあてはまる	10	2.6%	27	7.0%	
無回答	16	4.2%	11	2.9%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

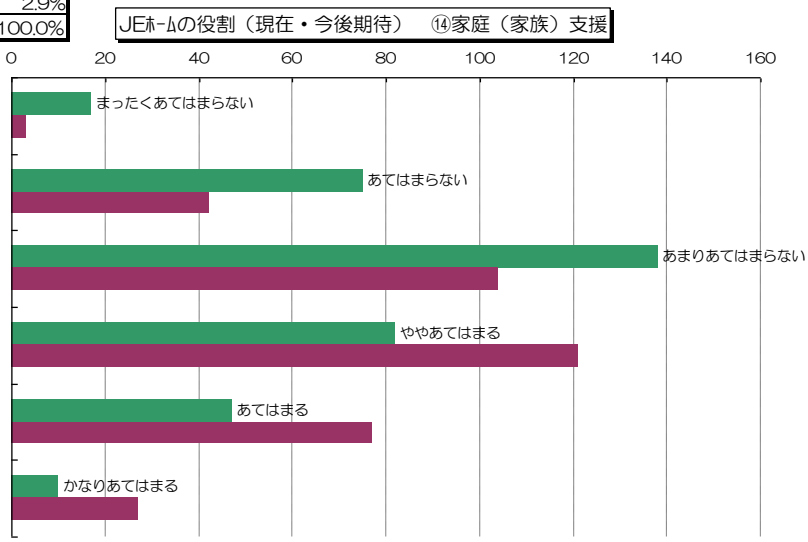

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	10	47	82	138	75	17
＜今後期待＞	27	77	121	104	42	3

●非行児に対する支援・矯正でも障害児支援同様に、＜現在機能＞【あまりあてはまらない】が高くなっているが、＜今後期待＞においては【あてはまる】が約 15 ポイントの増加となっている。●家庭（家族）支援では、＜現在機能＞【あまりあてはまらない】が 35.8%と高い。＜今後期待＞では【肯定側】が増加しているものの【否定側】が約 4 割と減少幅が少ない。

⑮親権者の代替養育

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	8	2.1%	1	0.3%
あてはまらない	43	11.2%	25	6.5%
あまりあてはまらない	81	21.0%	61	15.8%
ややあてはまる	142	36.9%	135	35.1%
あてはまる	79	20.5%	119	30.9%
かなりあてはまる	16	4.2%	33	8.6%
無回答	16	4.2%	11	2.9%
合計	385	100.0%	385	100.0%

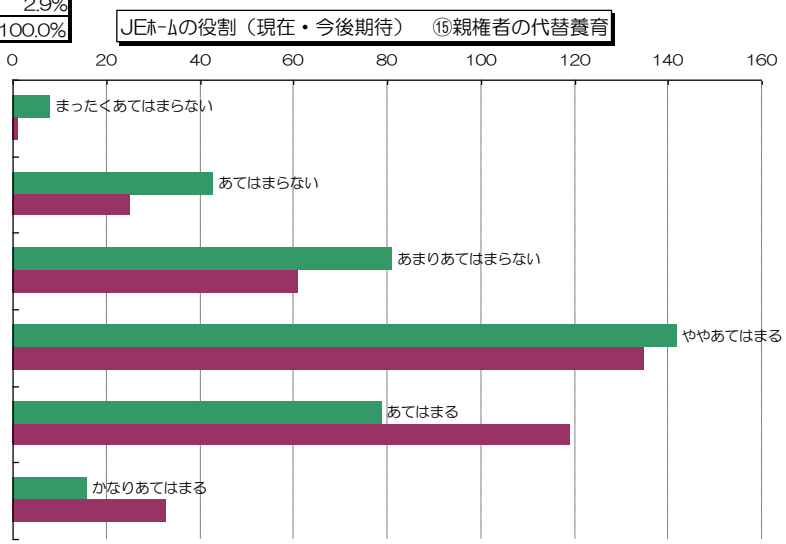

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	16	79	142	81	43	8
＜今後期待＞	33	119	135	61	25	1

⑯一時保護所の補完機能

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	26	6.8%	6	1.6%
あてはまらない	61	15.8%	32	8.3%
あまりあてはまらない	142	36.9%	79	20.5%
ややあてはまる	87	22.6%	115	29.9%
あてはまる	43	11.2%	103	26.8%
かなりあてはまる	10	2.6%	40	10.4%
無回答	16	4.2%	10	2.6%
合計	385	100.0%	385	100.0%

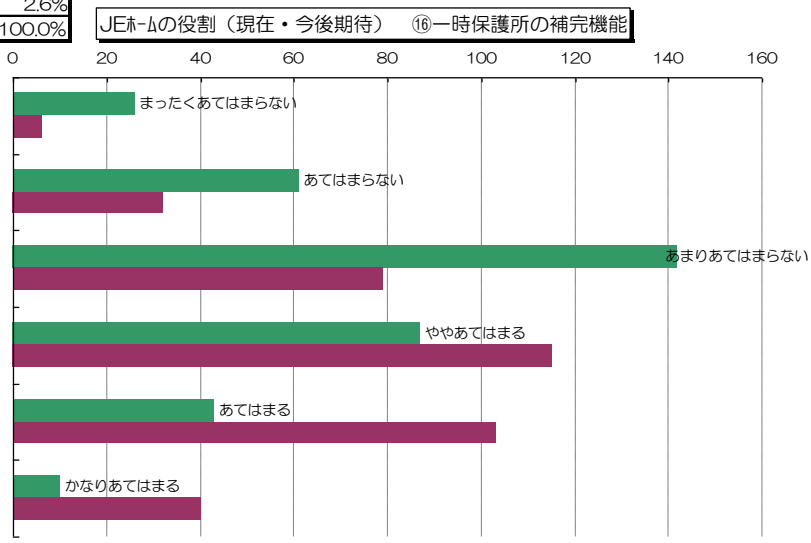

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	10	43	87	142	61	26
＜今後期待＞	40	103	115	79	32	6

●親権者の代替養育では、＜今後期待＞で【あてはまる】が 10 ポイントの増加となっている。一時保護所の補完機能では、＜現在機能＞【否定側】が約 6 割に上るが＜今後期待＞では、【肯定側】が約 7 割となり、期待の大きさが伺える。

⑰ＤＶや虐待に対する避難場所

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比 (n=385)	＜今後期待＞ 人数	構成比 (n=385)
まったくあてはまらない	18	4.7%	9	2.3%
あてはまらない	56	14.5%	30	7.8%
あまりあてはまらない	97	25.2%	60	15.6%
ややあてはまる	119	30.9%	120	31.2%
あてはまる	66	17.1%	120	31.2%
かなりあてはまる	12	3.1%	34	8.8%
無回答	17	4.4%	12	3.1%
合計	385	100.0%	385	100.0%

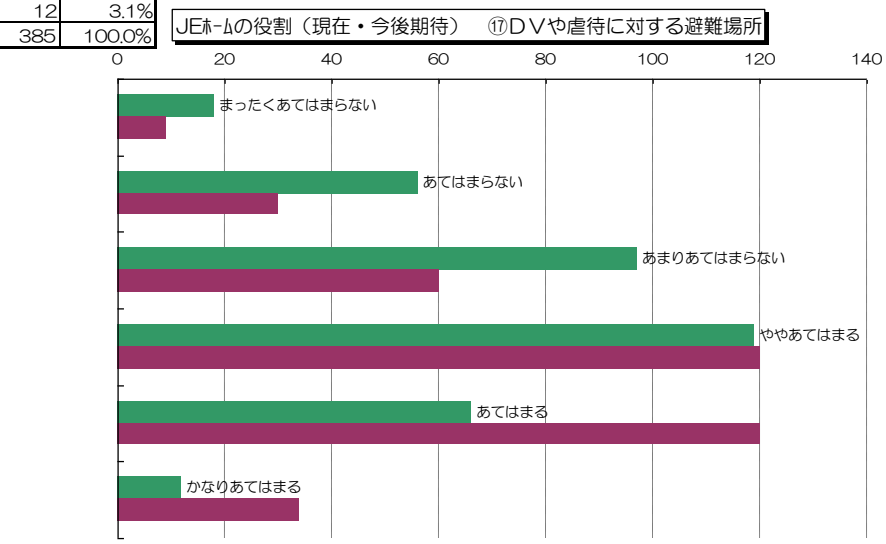

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	12	66	119	97	56	18
＜今後期待＞	34	120	120	60	30	9

⑱当該児にとっての一時的なレスパイト

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比 (n=385)	＜今後期待＞ 人数	構成比 (n=385)
まったくあてはまらない	23	6.0%	7	1.8%
あてはまらない	82	21.3%	51	13.2%
あまりあてはまらない	118	30.6%	88	22.9%
ややあてはまる	97	25.2%	121	31.4%
あてはまる	39	10.1%	77	20.0%
かなりあてはまる	9	2.3%	30	7.8%
無回答	17	4.4%	11	2.9%
合計	385	100.0%	385	100.0%

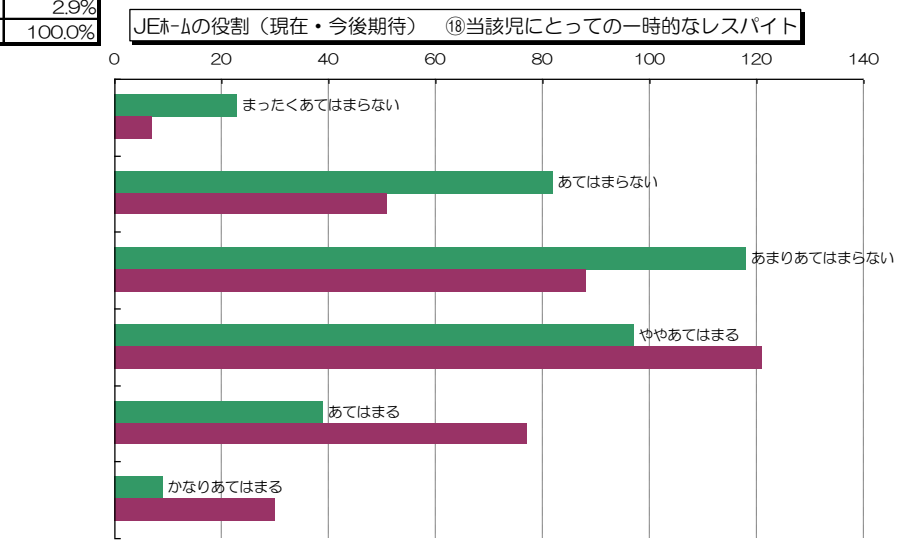

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	9	39	97	118	82	23
＜今後期待＞	30	77	121	88	51	7

●ＤＶや虐待に対する避難場所では、＜今後期待＞【あてはまる】が 14 ポイント上昇している。●当該児の一時的なレスパイトでは、＜現在機能＞【否定側】が 57.9%だが、＜今後期待＞では 37.8%まで低下している。

⑲親（家族）にとっての一時的なレスパイト

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	41	10.6%	19	4.9%
あてはまらない	99	25.7%	78	20.3%
あまりあてはまらない	125	32.5%	102	26.5%
ややあてはまる	77	20.0%	103	26.8%
あてはまる	24	6.2%	53	13.8%
かなりあてはまる	4	1.0%	20	5.2%
無回答	15	3.9%	10	2.6%
合計	385	100.0%	385	100.0%

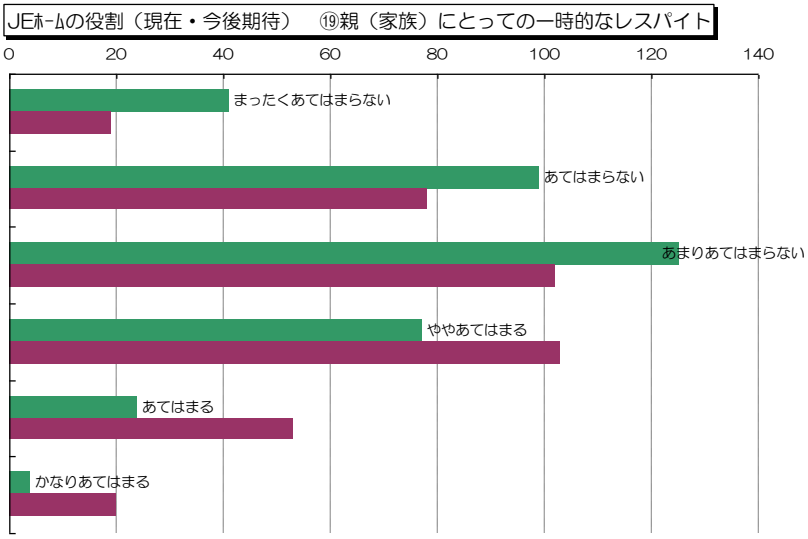

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	4	24	77	125	99	41
＜今後期待＞	20	53	103	102	78	19

⑳アフターケア（退所後支援）

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	6	1.6%	1	0.3%
あてはまらない	13	3.4%	1	0.3%
あまりあてはまらない	45	11.7%	10	2.6%
ややあてはまる	121	31.4%	83	21.6%
あてはまる	129	33.5%	157	40.8%
かなりあてはまる	56	14.5%	123	31.9%
無回答	15	3.9%	10	2.6%
合計	385	100.0%	385	100.0%

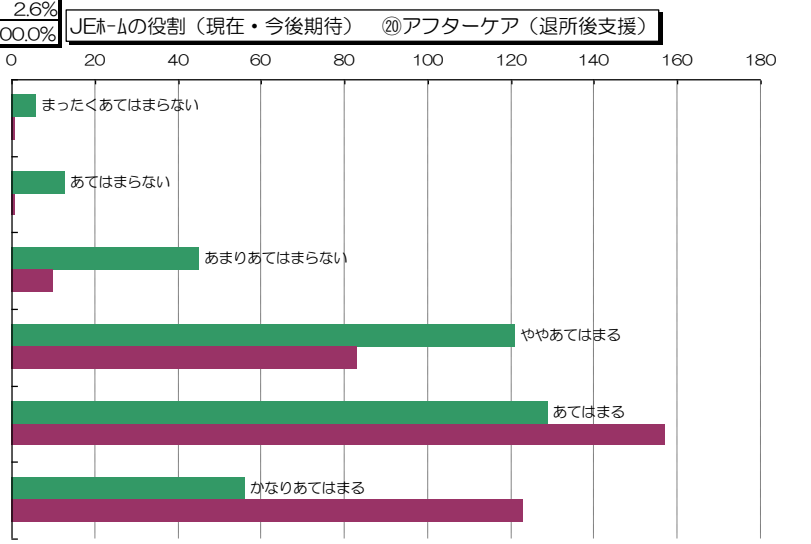

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	56	129	121	45	13	6
＜今後期待＞	123	157	83	10	1	1

●親（家族）の一時的なレスパイトでは、＜現在機能＞【否定側】が 68.8%、＜今後期待＞【否定側】も半数を超えている。●アフターケアでは、＜現在機能＞【肯定側】が約 8 割、＜今後期待＞【肯定側】も 9 割を超えている。

㉑要保護児童等のニーズの掘起し

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	29	7.5%	18	4.7%
あてはまらない	81	21.0%	62	16.1%
あまりあてはまらない	138	35.8%	121	31.4%
ややあてはまる	86	22.3%	104	27.0%
あてはまる	26	6.8%	51	13.2%
かなりあてはまる	6	1.6%	16	4.2%
無回答	19	4.9%	13	3.4%
合計	385	100.0%	385	100.0%

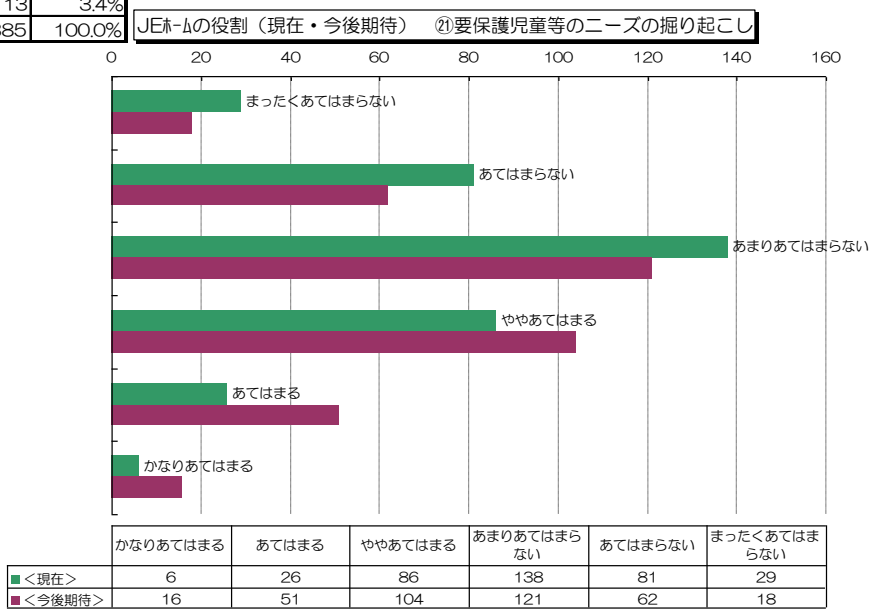

㉒地域住民に向けた家庭相談支援

選択項目	＜現在＞ 人数	n=385 構成比	＜今後期待＞ 人数	n=385 構成比
まったくあてはまらない	35	9.1%	18	4.7%
あてはまらない	93	24.2%	66	17.1%
あまりあてはまらない	140	36.4%	130	33.8%
ややあてはまる	70	18.2%	99	25.7%
あてはまる	24	6.2%	51	13.2%
かなりあてはまる	3	0.8%	9	2.3%
無回答	20	5.2%	12	3.1%
合計	385	100.0%	385	100.0%

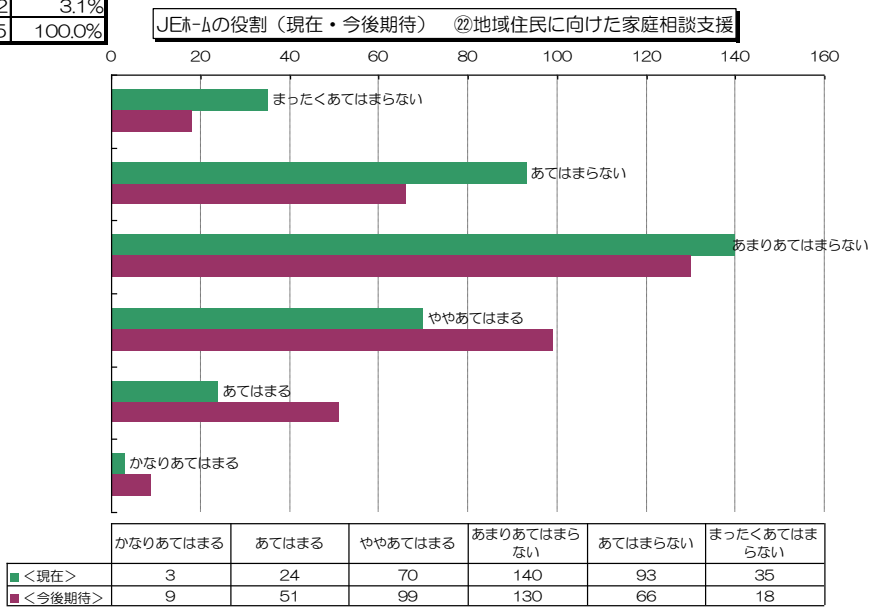

●要保護児童等のニーズの掘起しでは、＜現在機能＞【否定側】が 64.3%で、＜今後期待＞【否定側】でも半数を超え、期待感が薄い。●地域住民に向けた家庭相談支援も同様の傾向で、＜現在機能＞【否定側】が 69.7%、＜今後期待＞【否定側】も 55.6%となっている。

㉓研修やイベントの企画・運営

選択項目	＜現在＞ n=385 人数	構成比	＜今後期待＞ n=385 人数	構成比
まったくあてはまらない	28	7.3%	16	4.2%
あてはまらない	72	18.7%	52	13.5%
あまりあてはまらない	145	37.7%	126	32.7%
ややあてはまる	90	23.4%	114	29.6%
あてはまる	26	6.8%	53	13.8%
かなりあてはまる	3	0.8%	10	2.6%
無回答	21	5.5%	14	3.6%
合計	385	100.0%	385	100.0%

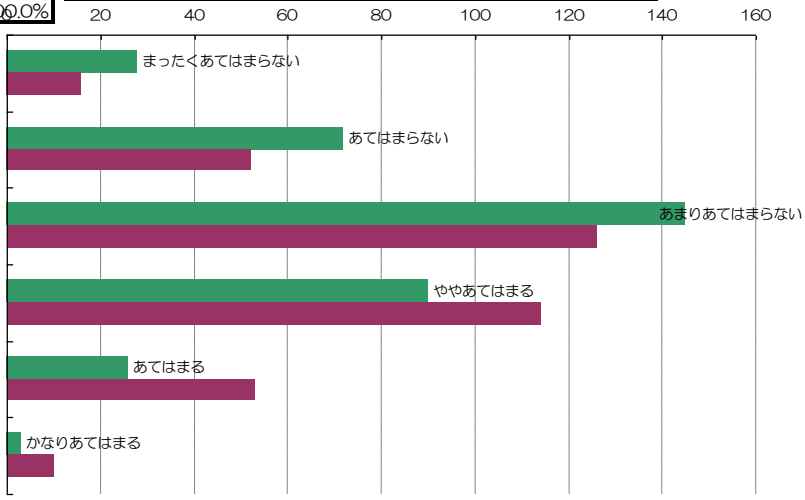

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	3	26	90	145	72	28
＜今後期待＞	10	53	114	126	52	16

㉔他の社会資源との連携・連絡調整

選択項目	＜現在＞ n=385 人数	構成比	＜今後期待＞ n=385 人数	構成比
まったくあてはまらない	8	2.1%	3	0.8%
あてはまらない	40	10.4%	18	4.7%
あまりあてはまらない	94	24.4%	54	14.0%
ややあてはまる	140	36.4%	126	32.7%
あてはまる	70	18.2%	127	33.0%
かなりあてはまる	15	3.9%	46	11.9%
無回答	18	4.7%	11	2.9%
合計	385	100.0%	385	100.0%

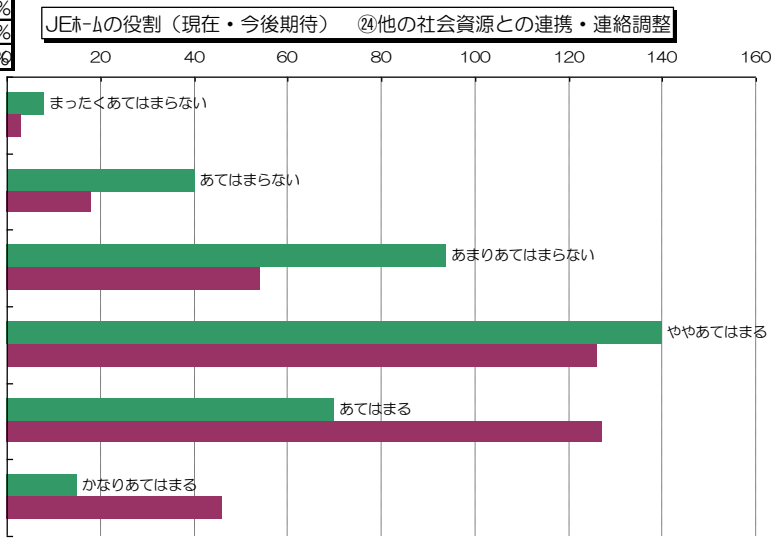

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	15	70	140	94	40	8
＜今後期待＞	46	127	126	54	18	3

●研修やイベントの企画・運営では、＜現在機能＞【否定側】が 63.7%、＜今後期待＞【否定側】も 50.4%となった。●他の社会資源との連携・連絡調整では、＜現在機能＞【肯定側】が 59.5%、＜今後期待＞【肯定側】の中でも、【あてはまる】が 15 ポイントの上昇となった。

㉕児童相談所の補完機能

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	19	4.9%	12	3.1%	
あてはまらない	64	16.6%	42	10.9%	
あまりあてはまらない	135	35.1%	116	30.1%	
ややあてはまる	97	25.2%	106	27.5%	
あてはまる	42	10.9%	67	17.4%	
かなりあてはまる	7	1.8%	25	6.5%	
無回答	21	5.5%	17	4.4%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

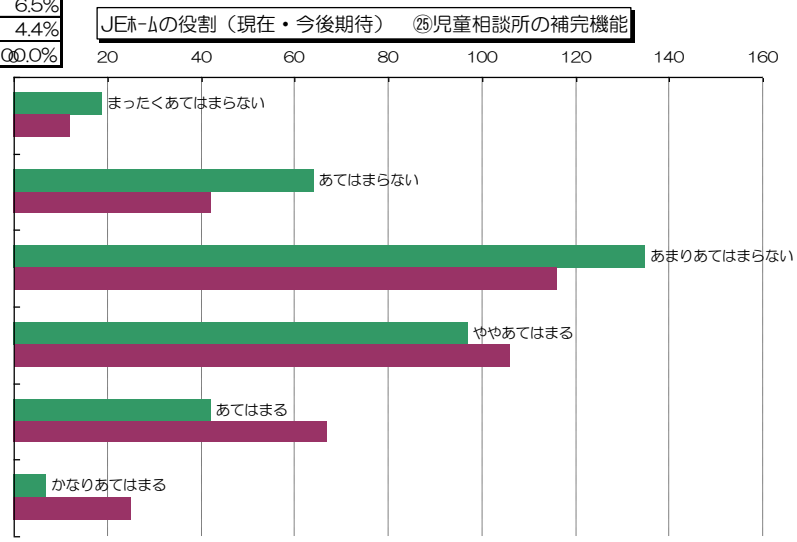

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	7	42	97	135	64	19
＜今後期待＞	25	67	106	116	42	12

㉖既存の社会的養護資源では補うことができない柔軟な受け皿・活用

選択項目	＜現在＞ 人数	構成比	n=385 ＜今後期待＞ 人数	構成比	n=385
まったくあてはまらない	7	1.8%	1	0.3%	
あてはまらない	29	7.5%	8	2.1%	
あまりあてはまらない	84	21.8%	26	6.8%	
ややあてはまる	118	30.6%	95	24.7%	
あてはまる	91	23.6%	126	32.7%	
かなりあてはまる	38	9.9%	117	30.4%	
無回答	18	4.7%	12	3.1%	
合計	385	100.0%	385	100.0%	

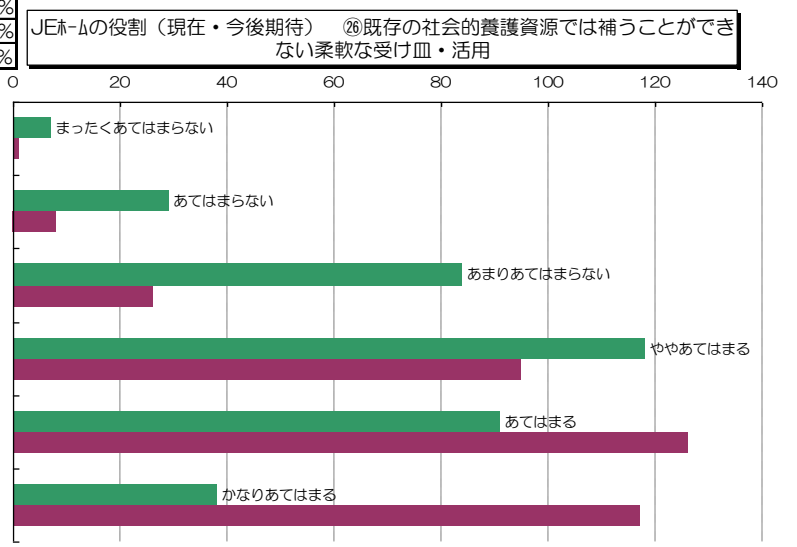

	かなりあてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	まったくあてはまらない
＜現在＞	38	91	118	84	29	7
＜今後期待＞	117	126	95	26	8	1

●児童相談所の補完機能では、＜現在機能＞【否定側】が 56.6%、＜今後期待＞【肯定側】は 51.4%。となった。●柔軟な受け皿・活用では、＜現在機能＞【肯定側】が 64.1%で高く、＜今後期待＞【肯定側】も 87.8%まで増加しており、特に【かなりあてはまる】が 20 ポイント上昇した。

3) 自立援助ホームの機能について、記載項目以外に今後期待する機能等

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	４年ｃｎ１年Ｔｎをしておりますが一度も利用させていただいた事がありませんでした。”就労サポート”のイメージが強いですし、アフターフォローしていただけると、お子さん達も安心して社会に関われるのかなと感じました。	（女性、30代、児童心理司）
○	現状学籍を持たない高年齢の子の行き先があまりないと感じます。	（女性、40代、児童心理司）
○	金銭管理の学習・補助	（女性、30代、児童心理司）
○	ホームに入る児童は保護者の支援を望めないケースが多いので、退所後も実家的な関わりを持っていただけるとありがたい。	（女性、40代、管理職（課長、係長））
○	生活能力を伸ばせるように働きかけること。	（女性、無回答、児童福祉司）
○	18才に到達後自立がむずかしい児童のうけ皿として、入所人数を増やしてほしい。 18で自立が難しい子は様々な困難を抱えているため、それに対応できる人材がもっと増えるとよい。 一度入所しても定着しない子が多いので、原因と対応策を検討してほしい。	（女性、30代、児童心理司）
○	特になし	（女性、40代、児童福祉司）
○	学齢後期の発達障害のある児と母の関係不調や暴言暴力が常態化しつつある世帯についての利用可能な場所として。地活等の利用ではなく、児の自立に向けての支援、家族にとってレスパイトの場として活用できること。	（女性、50代、その他）
○	日常生活の相談支援は今後も期待している。 児童が社会に出た後のフォローも求められている。 頼れる家族がいない児が多いから。	（女性、20代、児童福祉司）
○	愛の手帳に該当にならないが、能力に弱さありフォロー必要なケースの受け入れをおねがいしたい。	（女性、30代、児童福祉司）
○	中学校卒業後、高校進学できなかった児童（中退含）のための生活訓練（支援）就労訓練（支援）の機能を担える施設があると良いと思います。	（女性、40代、児童福祉司）
○	社会的養護の多様な形の一つとして求められる役割は大きい、自立の困難な児童に対して有効な生活場所だと思う。	（男性、40代、児童相談員）
○	養護ケースの就労、自立支援機能を十分果たせた後に他機能を拡大できればよいと思います。就労目的以外に大学・専門学校へ進学する児童の生活拠点、自立支援をになう場があればよいとは思いますが経済的支援がネック。(プラス成人年齢のケースの支援の根拠)になるかと思います。	（女性、50代、児童心理司）
○	高校、大学等、就学支援機能があれば良いと思ったことは多いです。 施設との関係悪化で、施設内で就労支援が行えない場合の仕切りなおし、就労支援もありがたいと思います。 短期の一時保ゴでの立てなおし、ふり返りにも活用できるとありがたいです。	（女性、40代、児童福祉司）
○	自立援助ホームから大学等に通えるのは個々の子どもにとってはよいが、長期契約利用となり、他児の入所が難しくなるのではないか。自立援助ホームに期待するのではなく社会のシステム作りが必要だと思います。	（女性、40代、児童心理司）
○	一時保護的な、高校生年齢の受け入れ。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	多様化するニーズのなか、通学したい児が多くなった気がします。また、LGBTのニーズも増えているので、対応しうる受け皿が必要かと。	（男性、40代、児童福祉司）
○	高校に通学しながら(高校を中退しなくても、卒業まで通学。)バイトをして、入寮費を払い高卒後もそのまま生活しながら就労又は進学できる場としての機能。(高校年齢で児童養護施設に入所することが実質的には難しいため。)	（女性、40代、児童心理司）
○	やはり、既存の社会資源では補うことができない柔軟な受け皿としての役割が多くなっていくのだろうと思いました。	（男性、30代、その他）
○	就労自立支援以外の社会的自立ができない高年令児童の支援機能、高校通学継続や精神的自立ができない児童を対象としたホーム。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	未就労児の就労支援やその後の定着支援など、すでにやっていることはたくさんあると思うが、それだけでなく、社会的経験の不足なども懸念されることであると思うので、そういった支援の充実を図っていく必要があると思う。そのためにホームを増やすこと、体制の整備が大きな課題になると思う。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	・中卒または高校中退児童に対し、就職での自立だけでなく再受験＝高卒認定を得られる様に（目指す）支援がJEホームでできれば良い。 ・児童ようご施設不適応の児童に対する支援(例えば、JEホームから高校へ通学)があると良い。	（女性、40代、児童福祉司）
○	障害児者における地域生活支援拠点となる可能性	（男性、40代、児童相談員）
○	親がわり、親身に相談を受けてくれる機関（大人）	（男性、60代以上、児童福祉司）
○	高等教育を受ける期間も居られるとよいです。児の将来が広がると思います。	（女性、40代、児童福祉司）
○	JEホームでの研修、見学等。	（男性、20代、児童福祉司）
○	どこにも行き場のない高齢児の受け皿となって欲しいが、条件の多いところが多く柔軟な対応は難しい。 障害のある児が受容できないままいる場合もあり、障害サービスにつなげられるような機能も欲しい。(24と同じ?) (やっているところもあるが、もっと欲しい)	（女性、30代、児童心理司）
○	精神疾患で病識がないとか、障害受容があまりないといった制度のすきまにいて難しい子のうけ皿、つながりにくい子の居場所 (そのためには、ルール、対応の柔軟性求められ、運営は難しい) 就労と居場所がくっついている寮のような機能(社会参加の訓練)	（女性、40代、児童福祉司）
○	・役所の手続き(年金、健康保険、母子手帳を出してもらう方法等)を教えてもらいたい。 ・病院の受診の仕方を身につけさせて欲しい	（男性、40代、児童心理司）
○	現状の機能を継持していただきたい。	（女性、20代、児童福祉司）
○	頼れる、信頼できる大人として、何かあった時の相談にのってくれたり、困った時に話ができたりする存在だといいと思います	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	高年齢の養要保護児童の受け皿が枯渇しており、行き場所・生活の場所がない。	（男性、30代、管理職（課長、係長））
○	特にございません。	（男性、30代、児童福祉司）
○	進学を希望しているあるいは、進学している児童養護施設出身者の支援。	（女性、40代、児童心理司）
○	概ね記載のとおり	（男性、30代、児童福祉司）
○	なし	（男性、30代、児童福祉司）
○	知的や発達に課題がある児が増えています。グループホームが不足する中で、自力で生活できるようになるための施設と自立をつなぐ役割、学校と就労をつないでいく役割を期待しています。	（女性、30代、児童相談員）
○	なし	（男性、40代、児童福祉司）
○	特になし	（男性、30代、児童福祉司）
○	特になし	（男性、40代、児童福祉司）
○	高校に通学しながらの利用	（男性、30代、児童福祉司）

●記載項目以外に今後期待する機能では、【高齢児や障害児への対応強化】や【児童が社会に出た後の継続支援】、【高校進学が出来なかった（中退含む）児童のための生活訓練】、【多様化するニーズへの対応】などのほか、【長期利用による新規受入不足の問題】や【親代わりに相談できる機関】、【就労と居場所機能・体制の整備】など、自立援助ホームの増設や多機能化といったニーズなどが寄せられている。

4) 自立援助ホームの課題について

＊一覧集計

JEﾎｰﾑの課題

選択項目	不認知	設置数不足	ﾏﾝﾊﾟﾜｰ不足	支援力不足	専門性不足	設備不足	ｾｷｭﾘﾃｨ不安	連携不足	年齢制限	契約形態	障害児対応	非行児対応	社会連携不足	利用料	ｱﾌﾀｰｹｱ
まったくあてはまらない	10	0	0	0	0	1	1	2	2	6	2	1	2	3	2
あてはまらない	33	5	5	19	16	20	20	57	20	32	15	21	32	29	21
あまりあてはまらない	85	14	36	133	140	146	153	208	117	135	86	78	149	104	104
ややあてはまる	164	137	124	133	129	127	130	69	159	128	155	163	133	145	150
あてはまる	74	141	133	53	54	56	52	20	54	56	77	77	38	63	63
かなりあてはまる	7	73	65	21	20	10	3	4	9	7	28	22	5	18	21
無回答	12	15	22	26	26	25	26	25	24	21	22	23	26	23	24
合計	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385

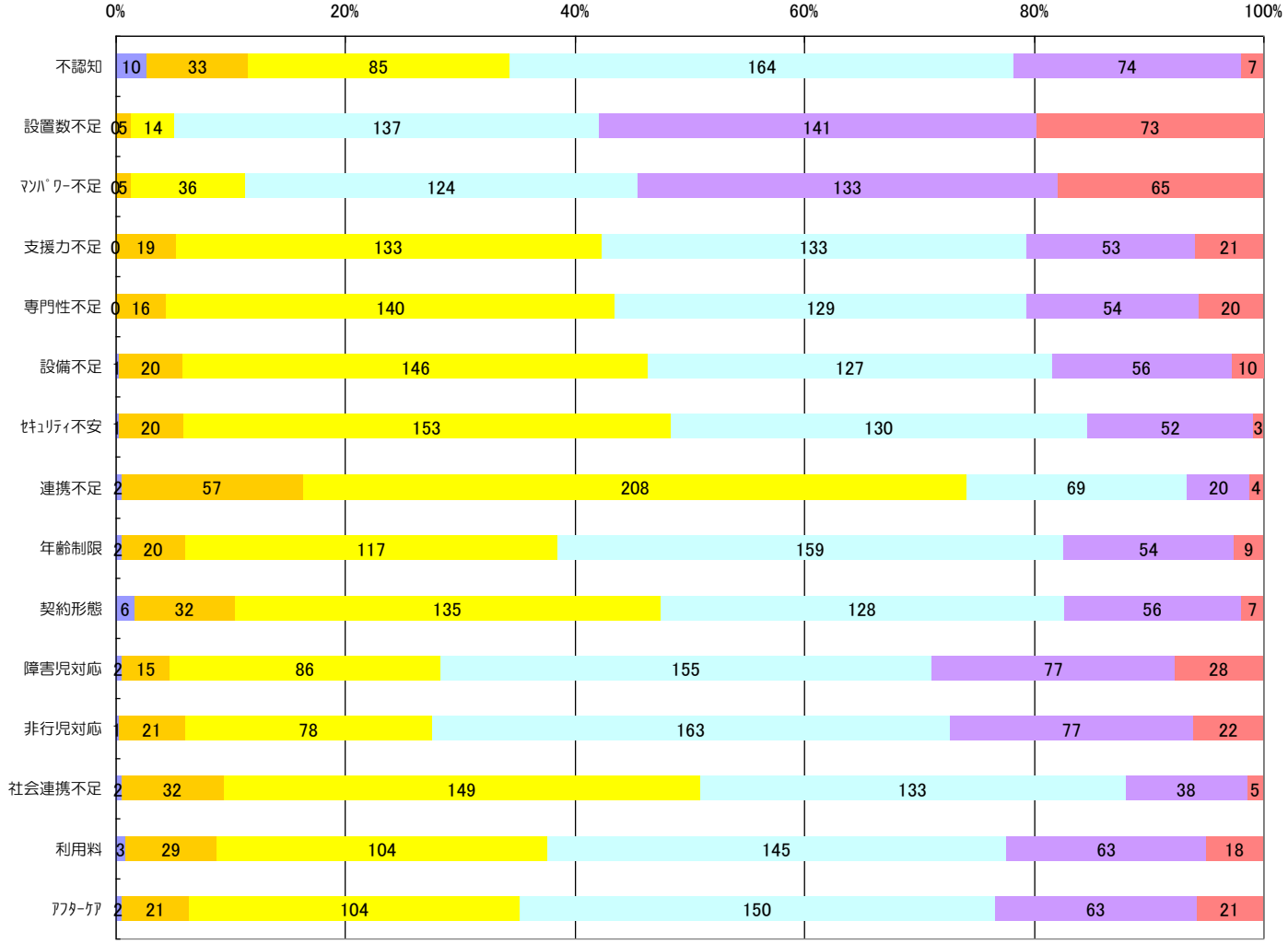

	ｱﾌﾀｰｹｱ	利用料	社会連携不足	非行児対応	障害児対応	契約形態	年齢制限	連携不足	ｾｷｭﾘﾃｨ不安	設備不足	専門性不足	支援力不足	ﾏﾝﾊﾟﾜｰ不足	設置数不足	不認知
かなりあてはまる	21	18	5	22	28	7	9	4	3	10	20	21	65	73	7
あてはまる	63	63	38	77	77	56	54	20	52	56	54	53	133	141	74
ややあてはまる	150	145	133	163	155	128	159	69	130	127	129	133	124	137	164
あまりあてはまらない	104	104	149	78	86	135	117	208	153	146	140	133	36	14	85
あてはまらない	21	29	32	21	15	32	20	57	20	20	16	19	5	5	33
まったくあてはまらない	2	3	2	1	2	6	2	2	1	1	0	0	0	0	10

自立援助ホームの課題では、【連携不足】や【社会連携不足】で「あてはまらない」が半数を超えており、連携については、あまり問題視されていない印象となる。その他の課題については、いずれも「あてはまる」が多くなっている。特に【不認知】【設置数不足】【マンパワー不足】【障害児対応】【非行児対応】【利用料】【アフターケア】は、6割を超えているため、問題を感じているとともに、＜改善ニーズ＞となっている状況が確認できる。＊次ページより各項目を掲載した。

①存在が知られていない

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	10	2.6%
あてはまらない	33	8.6%
あまりあてはまらない	85	22.1%
ややあてはまる	164	42.6%
あてはまる	74	19.2%
かなりあてはまる	7	1.8%
無回答	12	3.1%
合計	385	100.0%

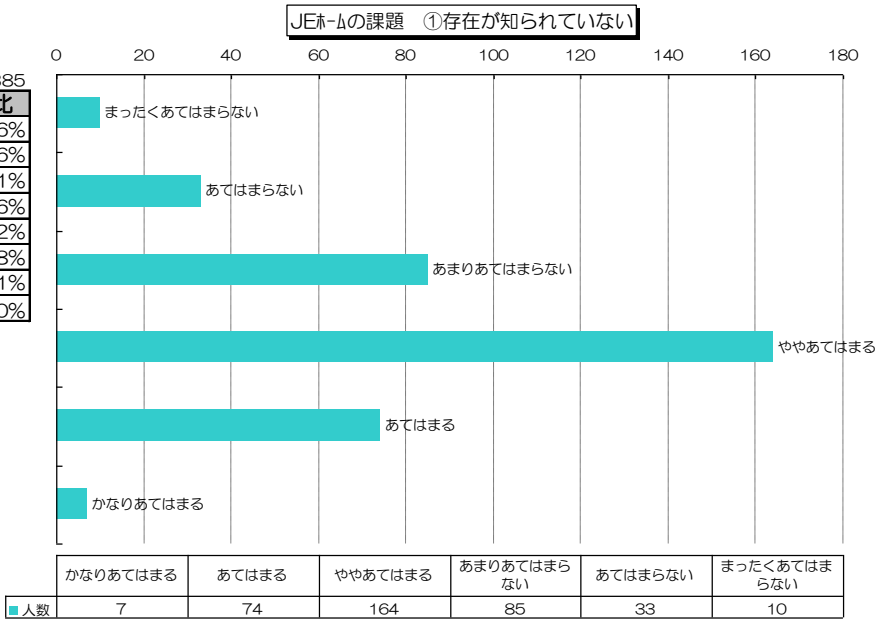

②設置数（児童受入数）の不足

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	0	0.0%
あてはまらない	5	1.3%
あまりあてはまらない	14	3.6%
ややあてはまる	137	35.6%
あてはまる	141	36.6%
かなりあてはまる	73	19.0%
無回答	15	3.9%
合計	385	100.0%

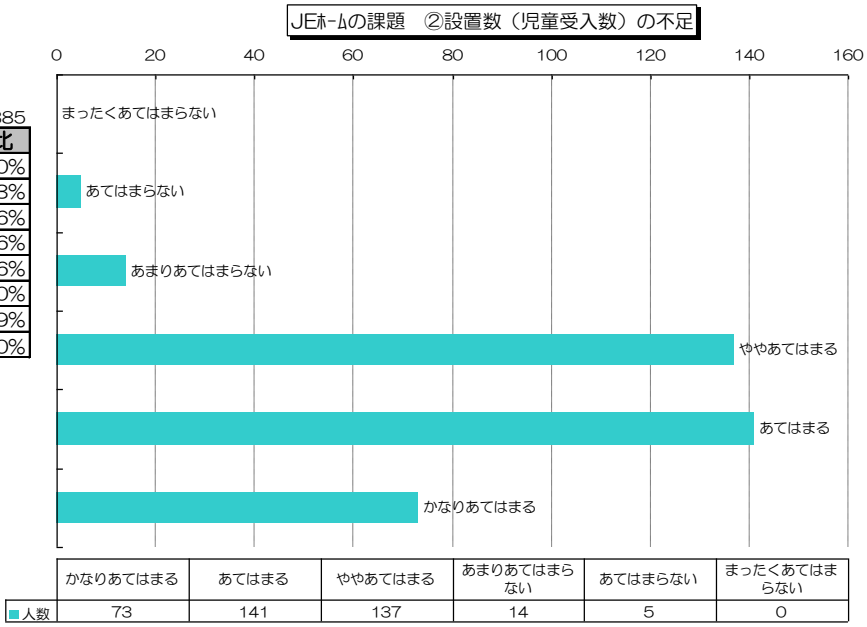

③マンパワーの不足

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	0	0.0%
あてはまらない	5	1.3%
あまりあてはまらない	36	9.4%
ややあてはまる	124	32.2%
あてはまる	133	34.5%
かなりあてはまる	65	16.9%
無回答	22	5.7%
合計	385	100.0%

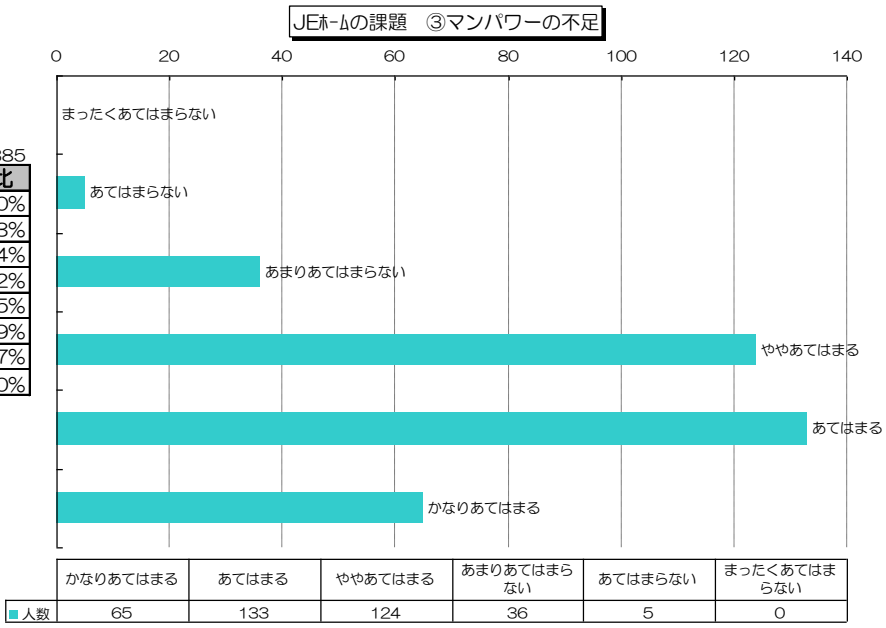

④職員の支援力の不足

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	0	0.0%
あてはまらない	19	4.9%
あまりあてはまらない	133	34.5%
ややあてはまる	133	34.5%
あてはまる	53	13.8%
かなりあてはまる	21	5.5%
無回答	26	6.8%
合計	385	100.0%

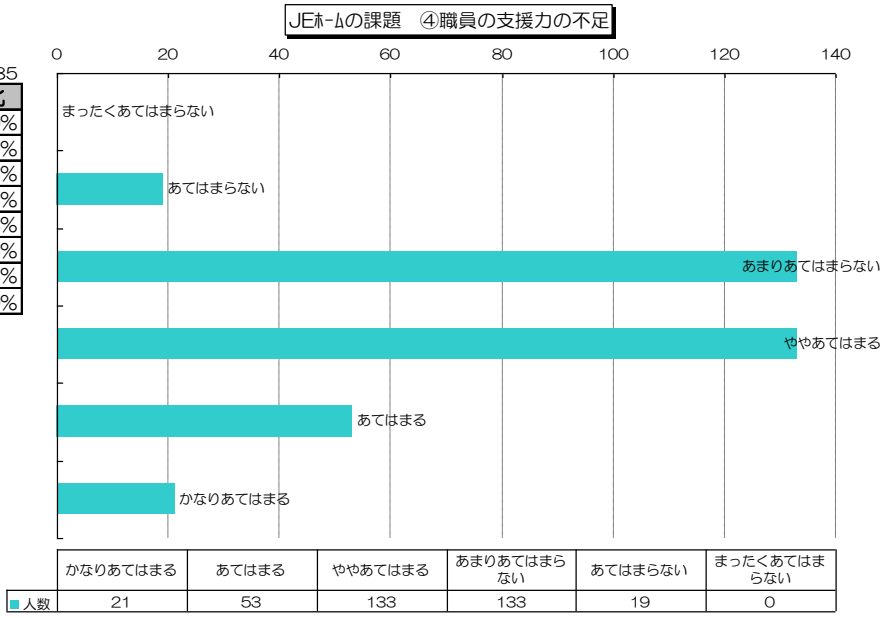

⑤職員の専門性の不足

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	0	0.0%
あてはまらない	16	4.2%
あまりあてはまらない	140	36.4%
ややあてはまる	129	33.5%
あてはまる	54	14.0%
かなりあてはまる	20	5.2%
無回答	26	6.8%
合計	385	100.0%

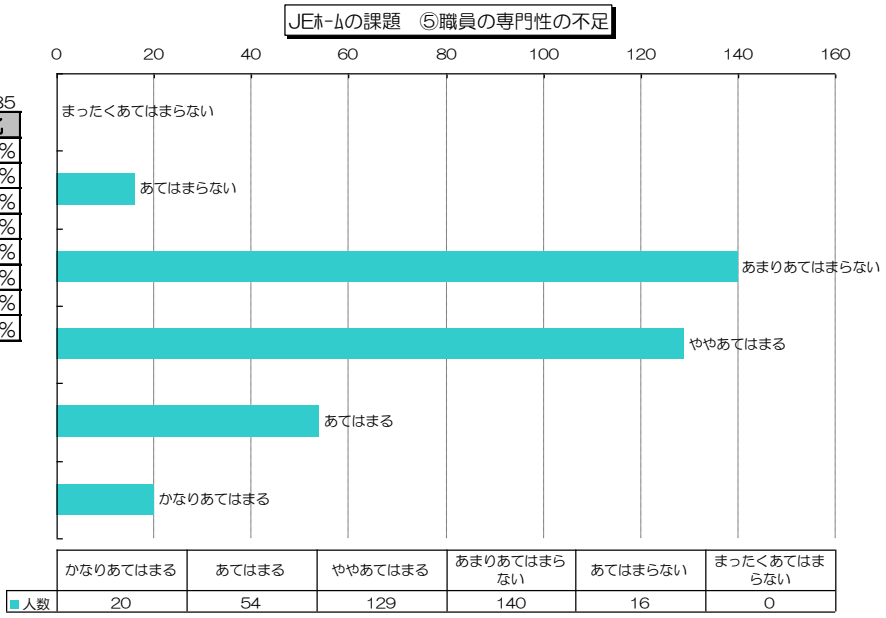

⑥設備（ﾊｰﾄﾞ面）の不安

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	1	0.3%
あてはまらない	20	5.2%
あまりあてはまらない	146	37.9%
ややあてはまる	127	33.0%
あてはまる	56	14.5%
かなりあてはまる	10	2.6%
無回答	25	6.5%
合計	385	100.0%

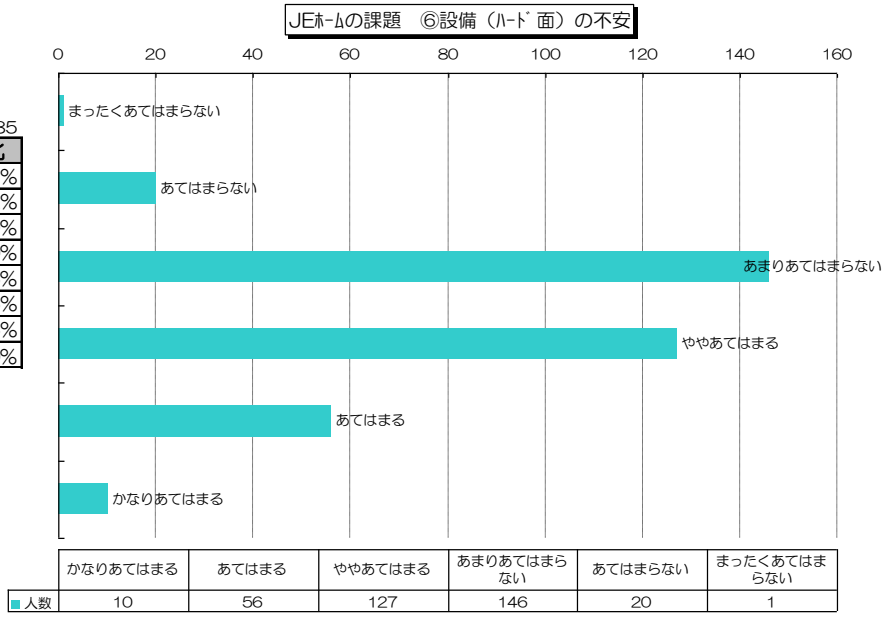

⑦セキュリティ面の不安

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	1	0.3%
あてはまらない	20	5.2%
あまりあてはまらない	153	39.7%
ややあてはまる	130	33.8%
あてはまる	52	13.5%
かなりあてはまる	3	0.8%
無回答	26	6.8%
合計	385	100.0%

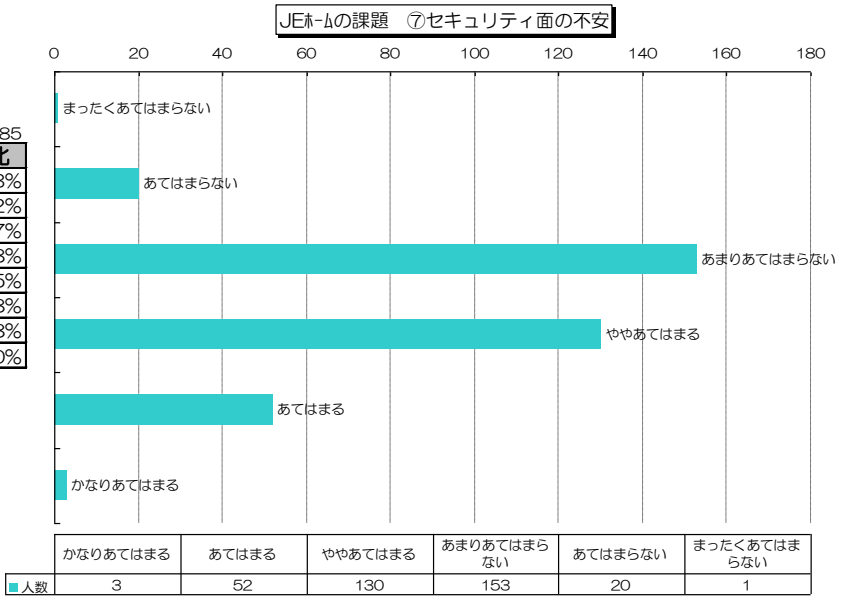

⑧緊密な連携が取りづらい

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	2	0.5%
あてはまらない	57	14.8%
あまりあてはまらない	208	54.0%
ややあてはまる	69	17.9%
あてはまる	20	5.2%
かなりあてはまる	4	1.0%
無回答	25	6.5%
合計	385	100.0%

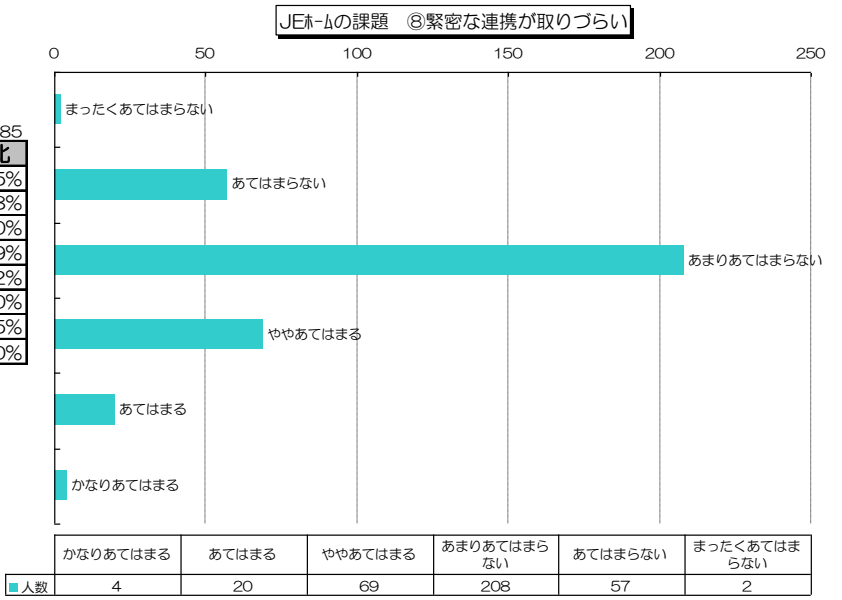

⑨入所年齢の制限

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	2	0.5%
あてはまらない	20	5.2%
あまりあてはまらない	117	30.4%
ややあてはまる	159	41.3%
あてはまる	54	14.0%
かなりあてはまる	9	2.3%
無回答	24	6.2%
合計	385	100.0%

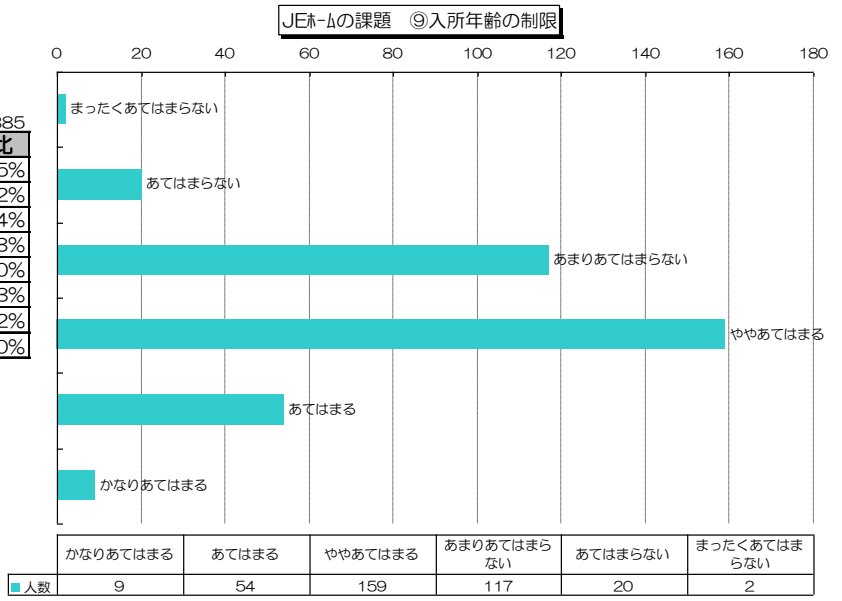

⑩入所の扱いが措置ではなく契約になること

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	6	1.6%
あてはまらない	32	8.3%
あまりあてはまらない	135	35.1%
ややあてはまる	128	33.2%
あてはまる	56	14.5%
かなりあてはまる	7	1.8%
無回答	21	5.5%
合計	385	100.0%

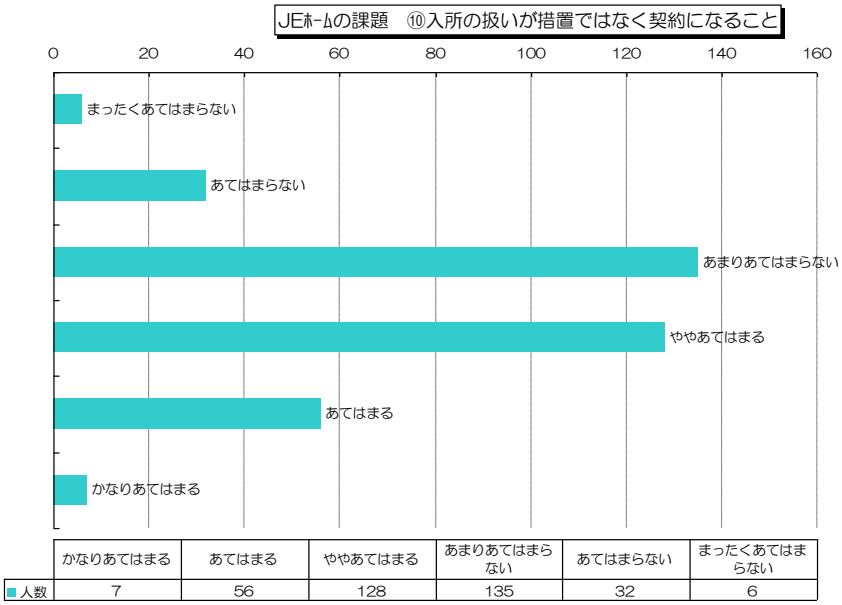

⑪障害児の受入対応

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	2	0.5%
あてはまらない	15	3.9%
あまりあてはまらない	86	22.3%
ややあてはまる	155	40.3%
あてはまる	77	20.0%
かなりあてはまる	28	7.3%
無回答	22	5.7%
合計	385	100.0%

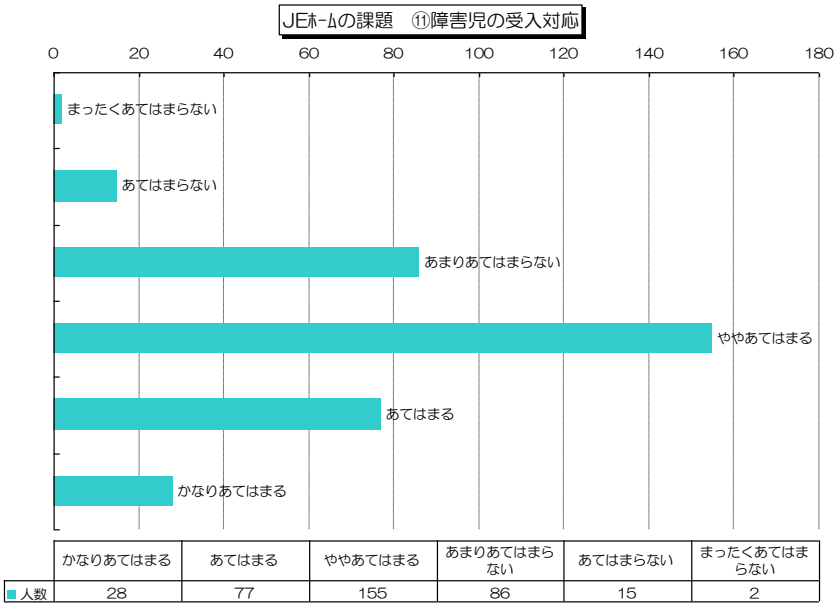

⑫非行（触法）児童の受入対応

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	1	0.3%
あてはまらない	21	5.5%
あまりあてはまらない	78	20.3%
ややあてはまる	163	42.3%
あてはまる	77	20.0%
かなりあてはまる	22	5.7%
無回答	23	6.0%
合計	385	100.0%

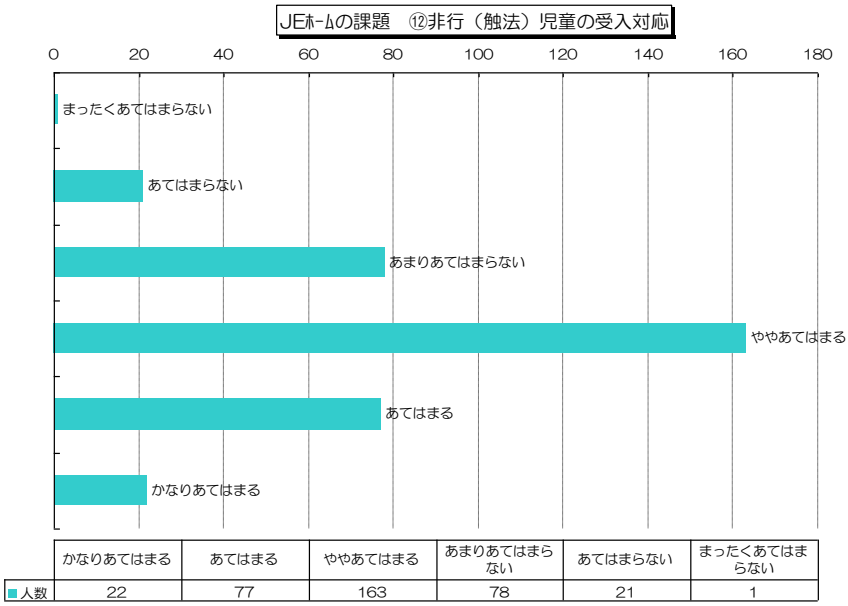

⑬他の社会資源との連携不足

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	2	0.5%
あてはまらない	32	8.3%
あまりあてはまらない	149	38.7%
ややあてはまる	133	34.5%
あてはまる	38	9.9%
かなりあてはまる	5	1.3%
無回答	26	6.8%
合計	385	100.0%

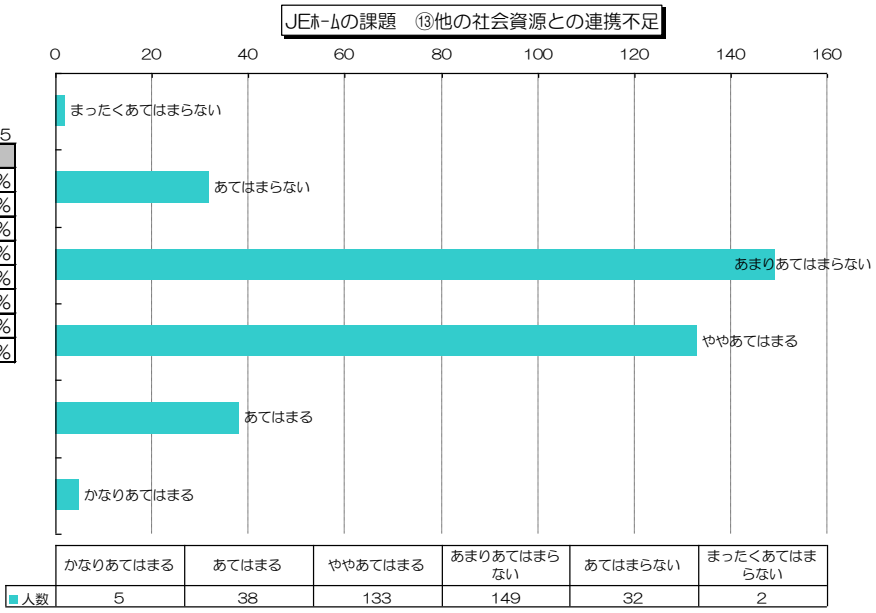

⑭ホーム利用料の発生

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	3	0.8%
あてはまらない	29	7.5%
あまりあてはまらない	104	27.0%
ややあてはまる	145	37.7%
あてはまる	63	16.4%
かなりあてはまる	18	4.7%
無回答	23	6.0%
合計	385	100.0%

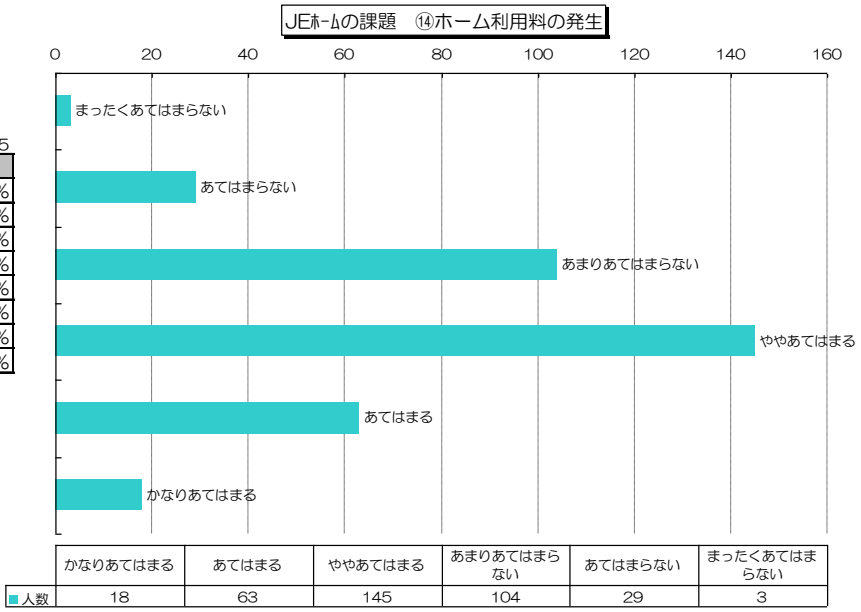

⑮アフターケアの対応力

n=385

選択項目	人数	構成比
まったくあてはまらない	2	0.5%
あてはまらない	21	5.5%
あまりあてはまらない	104	27.0%
ややあてはまる	150	39.0%
あてはまる	63	16.4%
かなりあてはまる	21	5.5%
無回答	24	6.2%
合計	385	100.0%

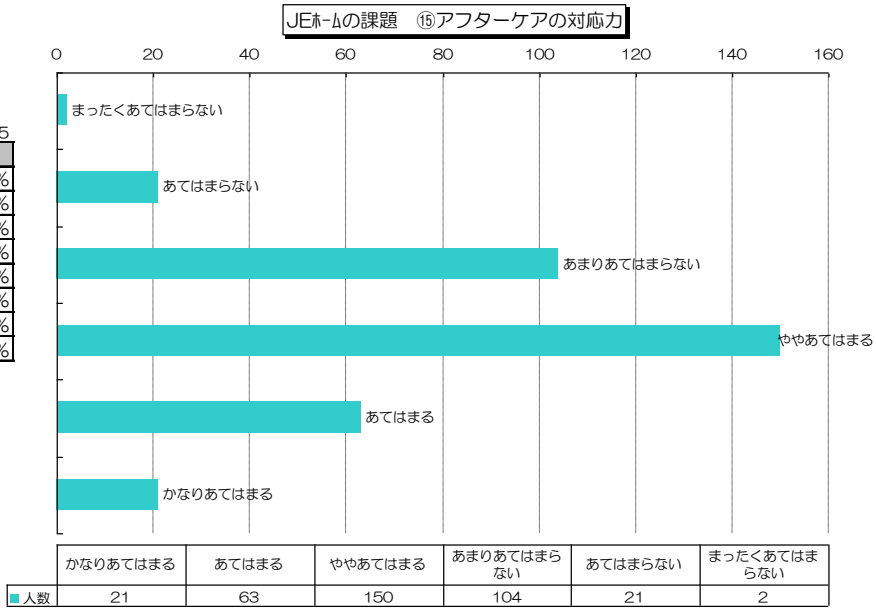

5) 自立援助ホームの課題について、記載項目以外の課題や課題を解決するために必要な事項等

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	まず、絶対数が少ないです。行き場のない高年齢児の課題は大きく、まず安心して過ごせる場がないと、その後の自立支援、につながりません。現在の各ホームはとてもよくやっていただいていると思いますが、マンパワーが充分でなく、スタッフの方の負担はとても大きいと思います。余裕がないと質の高い支援は展開できないと思います。	（女性、50代、管理職（課長、係長）））
○	ホーム内での性的なトラブル	（女性、30代、児童心理司）
○	数が少ない中では、いろいろなケースを受け入れてほしい。 能力的に厳しい場合もあるが居場所としてだけでなく、経済的な「自立」を目指して支援をしてほしい。	（女性、40代、管理職（課長、係長）））
○	横浜市内の女子が入所可能なJEホームの少なさ。	（女性、無回答、児童福祉司）
○	数をもっと増やしてもらいたいです。	（女性、30代、児童福祉司）
○	男女比の差で入所が難しい時がある	（女性、20代、児童福祉司）
○	対者児-者の対応の難しさには高い専門性が求められると思うが、今必要とされているだけの人材数を獲得していくには計画的な養成が求められるのではないか。	（女性、無回答、児童福祉司）
○	ホームにより支援力にムラがあるため、ホーム間の連絡や、情報共有があると良い。少人数性も良いが、子によっては大人数で、職員の多い施設があっても良いかと思う。	（女性、30代、児童心理司）
○	特にありません	（女性、40代、児童心理司）
○	柔軟性。相談したいケースがあっても空きがあっても、ホームのやり方をかえないといわれてしまうと、実際に入所させられるケースがなくなってしまう。そのくらい、子どもの抱える事情や状況が様々であり、（当然ある程度のルールは必要なことは承知だが）ホームには多様なニーズをうけとめていただくため、あまり多くのことを子に求めず、柔軟に対応していただきたい。	（女性、50代、児童相談員）
○	特になし	（女性、40代、児童福祉司）
○	障害児の受入対応	（女性、20代、児童福祉司）
○	今後、発達障害＋虐待・不適切養育で、思春期に在宅での問題が大きくなり、社会にでて自立していく力がつかないまま、家族での生活ができなくなって、ＪＥホームで育て直しや治療的対応が必要になるケースもふえてくると思う。専門的視点（発達、トラウマ、愛着）からのアセスメントや関わり・ハード面の工夫（個室や集団生活の構造づくりなど）が求められると思う。心理職も必要。	（女性、50代、児童心理司）
○	多くのホームがあれば、それぞれのホームで多様なルールや得意とするタイプの子があってもニーズに応えられると思う。	（女性、40代、管理職（課長、係長）））
○	親子関係不調や、家庭内暴力、不登校、ひきこもり、など高年令の処遇に困難を極めています。	（女性、50代、管理職（課長、係長）））
○	職員には、児童の言葉を聴く支中反力を養なってほしい。	（女性、20代、児童福祉司）
○	事前に入所前の宿泊体験が決められており、しかも宿泊の費用がかかるところがある。保護者からも見離されお金の出どころがない児童の扱いが困難である。	（女性、60代以上、児童福祉司）
○	（11）障害児が何を指しているかわからないのですが、このところ高年令児の発達障害からくる生活のしづらさや、親子関係の不調が非常に多い印象があるので、発達障害系のお子さんの受入に特化した自立援助ホームがあるとよいと思います。	（女性、無回答、児童福祉司）
○	ホームの個性は大事だがホームによって運営や指導がずいぶん違うなと感じる。	（男性、40代、児童福祉司）
○	入所する時に児童相談所を経由する以外に区市町村の児童家庭相談窓口でも相談できるようになれば良いと思う。	（女性、40代、児童福祉司）
○	アフターケアに関わるマンパワーが圧倒的に足らないと思う	（女性、50代、管理職（課長、係長）））
○	現状でも課題への対応にかなり努力されていると思います。	（男性、50代、児童福祉司）
○	法制備の見直しとJEホームの弾力的な運営をできるようにしていく。	（男性、40代、児童相談員）
○	利用する人にとって、自立前のステップであれば 自由に何でもできる場所である必要に感じられる。 自立後の相談や支援できる人的余裕があるとよい。	（女性、40代、児童心理司）
○	絶対的にマンパワーが不足している。毎年、退所者が増加していくため、アフターケアの対応力・体制強化が必要である。ステップハウスの公的制度化は必須。	（男性、50代、管理職（課長、係長）））
○	・他県でJEホームの活動に関わっている知人が居ます。経済的なことなど運営のご苦労が偲ばれます。経済的なことを気にせず、職員の皆さんが自立援助に専念できることが求められます。	（女性、50代、児童相談員）
○	就労までのつなぎとなる研修先・実習先の不足。	（女性、30代、児童相談員）
○	生活態度の乱れ(門限を守らない、異性との交遊に夢中になる、飲酒、喫煙、朝起きられない等)が目立つようになると、本人がJEホームの規立正しい生活に耐えられなくなって出ていってしまうため、JEホームに定着するケースが結果的に少なくなってしまう 目標額を貯めたら退所程度の短期目標にした方が退所後フォローをうけながら関係が長続きするのかもしれない	（女性、50代、児童心理司）
○	性犯罪等増えている又、暴力被害者が増えているため、地域性の問題で安全が確保しにくく、検討時に外さなくてはいけなくなる時がある又、マンパワーが必要となるかもしれませんが、集団生活が難しい児童も増えている。	（女性、40代、児童福祉司）
○	都道府県やその場所のJEによって特色がある(課題) 就労がメイン ・就学は全くない ・就労OK　など	（女性、20代、児童福祉司）
○	職員のメンタルケアも課題ではないでしょうか。 ベテランの人ばかりではないと思うので、つぶれず長く安定して…を望みます。	（女性、40代、児童福祉司）
○	子どもの多様なニーズに応えられるような、柔軟で臨機な対応をしていただけると助かります。	（男性、50代、管理職（課長、係長）））
○	JEホームの運営(予算的な部分)についての不安定さが課題としてあげられることがある。今回の調査等ふまえてこれまで以上に国や県に運営面での強化を図る必要があると思います。	（男性、50代、児童福祉司）
○	長く勤務できる職員の確保。	（女性、40代、児童心理司）
○	安定した入所者数の確保が難しそうなので、運営面で大丈夫なのかと心配になる時があった。	（男性、40代、児童福祉司）
○	職員配置基準が増えることが望ましい。	（女性、40代、児童心理司）
○	数を増やす。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	（１３）に似てますが、児童養護や自立支援の施設との連携を蜜にし退所児童の支援を検討できているか、確認したかったです。	（男性、50代、児童福祉司）
○	働く力のないケースをお願いしたいため、一緒に動いてもらったり、実習的な就労体験をやってもらいたいケースが多く、さらに家事やお金の計算など自立生活のためのプログラムがもっとあると使いやすい。	（男性、50代、児童心理司）
○	・食物アレルギーに対する柔軟な対応が可能か。 ・立地条件も今後大切になってくると思います。	（男性、40代、その他）
○	入所打診から入所までの期間の短縮化、面接、見学、体験宿泊など、順を追う必要はあるが、時間がかかってしまうことがある。	（男性、無回答、管理職（課長、係長）））

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	財政力が低い。寄付と善意にたよっている面が大きい。人件費も少ない。若いスタッフを確保しにくい。支援者の高齢化、カンファレンスの時間が深夜になる。(21～22時になることも)	（女性、40代、児童心理司）
○	・第1種社会福祉事業として運営出来るよう、法改正。	（男性、30代、その他）
○	職員体制の充実 多様な児童の受入れと柔軟な運営	（男性、無回答、児童福祉司）
○	障がいがいろいろな形でクローズアップされているが、障がいを持っている児の受入対応ということは大きな課題になってくるのではないかなと思う。その上で障がいに対する専門性を高めることなども必要になってくると思う。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	大学、専門通学の子、児童養護で高校年齢で退所になった子の住まいの場としてのJEに期待している	（女性、40代、児童福祉司）
○	就労先と直接連絡を取り合わないため、就労先での勤務状況や人間関係、他就労継続にあたり、必要な就労先との連携、調整ができないこと	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	引きこもりや精神的な課題、社会性の課題など就労に至らない未熟なケース、他の社会資源では適応できないケースが自立援助ホームに行き着く…といった場合にどこまで受入が可能でしょうか？本来の自立支援(就労自立)とは違った形の対応をお願いせざるを得ないケースが増えてくる(いる)と思われます。 療育手帳、etcが取れず他の支援が得られないケースetcについて、自立まで時間(コスト)がかかりすぎますがホームの経営面から考えると受入は難しいでしょうか？	（女性、40代、児童心理司）
○	地域、立地条件、通学・通勤にしやすい場所	（男性、50代、児童福祉司）
○	ごめんなさい。現状を理解していないので、課題は書けません。	（男性、60代以上、児童相談員）
○	”施設不適応になった高校生年齢の児童が行き先がなく困っている。”というようなケースは多いと感じます。自立できるまでの数年間、個々の課題をクリアしつつ、JEホームで生活できるような仕組みを、もっと広げていっていただけたらと思います。	（女性、40代、その他）
○	児童相談所との連携を取る姿勢を見せてくれる時はいいが、ＪＥホームが主導を取ろうとすることもあり、折り合いがつかなくなる。ＪＥホームの職員によって言うことが違うなどがある。逆にホーム長がしっかり窓口対応をすると決まっているとぶれがない。	（女性、50代、児童相談員）
○	年長児（高校生年齢）の家庭、施設不適応の児童が自立していく上でＪＥホームは、重要な役割であると思います。ニーズは多いのですが、枠が少ない、地理的要因のため通学や就労の地区が限定されるといった課題があるとかんじます。個別の支援は大変よくしていただいてると思っています。小規模でよいので、増設されると子どもの自立の選択肢も広がると思います	（女性、50代、児童福祉司）
○	男女別に複数のＪＥホームがあって、利用者にあった方を選べること必要。 一時保護機能を併せもって、就労するまでの間、無料で利用できるようにする。 （横浜市中央児相の一時保護所「はばたき」の一部機能のような）	（男性、60代以上、児童福祉司）
○	地域による設置数の差がかなりあること、神奈川だと横浜に多くホームがあるようですが、県児相では、利用をなかなかできないこと。また、横浜にあるホームを見ると男子のものばかりであるなど、施設数の男女差は今後課題となりうることかもしれません。	（女性、30代、児童相談員）
○	施設でなく事業であるがために、運営面で支障を来すことはないでしょうか。運営者（管理者）の御苦労が多いのではと拝察します。	（男性、50代、児童福祉司）
○	関係機関だけでなく、地域の理解を深める意味でも啓発活動は必要と思われます。	（男性、40代、児童福祉司）
○	多くの社会的養護施設に今、共通していると思われるが、発達障害で高年数児の社会的適応を支援する機関、機能、期間が足りないと感じている。 自立援助ホームというよりは、先に述べた課題への対応が今後求められると考える。	（男性、40代、管理職（課長、係長））
○	利用料は高額ではないが、より低額で利用できるよう扶助を行政に働きかけていっていただきたい。	（男性、30代、児童心理司）
○	児童養護施設との連携 医療機関との連携 就学と就労の両立	（女性、30代、児童心理司）
○	積極的な就労支援(現状見守っているだけに見える) 就学に限らない自立に向けた支援。	（女性、30代、児童心理司）
○	非行児童の受入先を探す際、受入れてくれる自立援助ホームを探すことにとても苦労した。しかし、受入側としても他児がいる中、非行児童を受け入れることのリスクも良く理解できるので、非行児童の受け入れの経験がある施設からの情報発信やスキルの共有等できると良いと感じた。また、自立援助ホームは、ホームごとの職員の質やホームの力に差が大きすぎる。	（女性、30代、児童福祉司）
○	財源。地域にひらかれた居場所となること。支援をうける力のない子、ニーズのない子につながる人としての魅力。就労と居場所がくっついているソーシャルスキル、社会参加の訓練ができること。	（女性、40代、児童福祉司）
○	多様なニーズを持って入所希望する児がいると思われるので柔軟な対応を検討いただくこと。	（女性、20代、児童福祉司）
○	児童相談所とは別にJEホーム児童支援に特化した機関あるいは児相内の部署が必要だと思います。児童支援とはちがった自立支援、就労支援の専門性が必要だし、より丁ねいな支援が必要だからです。	（女性、40代、児童福祉司）
○	国や自治体からの補助金などで職員の配置などが必要かと思います	（女性、40代、管理職（課長、係長））
○	そのJEによっての違いがあると思います。 地域によって職員によって連携のしやすさ、ケースの適応もちがってくると思いますが、利用したいタイミングで使えないとご縁がつながりにくい、知っているごく限られた範囲での回答です。	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	川崎の自立援助ホームは所属学校との連携や親対応を児相に任せている。就学も前提に支援頂けると、児相の行き先として幅も広がる。自立のために就学が必要という価値観を認められると支援も変わってくるのでは(通学希望という理由で断られること多い)	（女性、30代、児童福祉司）
○	(具体的なことになってしまいますが) 職員間で対応が統一していないこと	（女性、20代、児童心理司）
○	高年齢児で新規に養護性が発生したケースは児童養護施設よりも自立援助ホームを検討したいが基本的生活習慣の獲得、それに向けた支援は手厚くない。また、数が少ないため、遠方のホームになると高校(基本転校できないので)通学と自立に向けた就労、アルバイトの両立が厳しい。生保を受給してしまうと自立が難しい。	（女性、40代、児童福祉司）
○	特にございません。	（男性、30代、児童福祉司）
○	入所時の児童の動機づけ	（女性、30代、児童心理司）
○	JEホームの力量の差がはっきりしているので、全体で情報共有して、専問性を全体でひき上げていくと良いと思う	（女性、40代、児童心理司）
○	・入所児が宗教を押しつけられていると感じてしまっているところ ・施設支援不足(市の) ・人材育成不足(支援について学んでいないのか)	（男性、30代、児童福祉司）
○	・経営主体が専門的ではないこと。 ・公営もしくは、社会福祉に精通した団体・法人による。システムがしっかりとした設置運営が必要。	（男性、30代、児童福祉司）
○	なし	（男性、30代、児童福祉司）

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	ＪＥホームを使うケースはかなりの課題・問題を抱えた子ども、家族です、より専門的に関わる必要があると思いますし、援助技術が必要ですので、とても難しい関わりです。ＪＥホームさんの人材育成が欠かせないと考えます	（女性、30代、児童相談員）
○	所轄内ＪＥ今年度新設。新設の場合は経験がもちろんない為、トラブルが多く、経験者の採用等が課題と感じた	（男性、40代、児童福祉司）
○	特になし	（男性、30代、児童福祉司）
○	特になし	（男性、40代、児童福祉司）
○	自治体に必要性を理解してもらうことが必要だと思います	（女性、40代、児童心理司）
○	特になし	（女性、40代、児童相談員）
○	自立を支援する施設ではあるが、単独での自立が難しい児童の利用を検討することが多いため、就労を目指すにしても、多くの課題（ハードル）を抱えている場合が多い。特に対人関係や生活スキルに不足があることが多く、”多くのことを一度にこなすことはむずかしい”タイプの児であることが多い。そのため、就労支援だけでなく、生活全般のスキルアップを支援をする必要があり、個別の状態に合わせた支援を考える必要がある。	（女性、40代、児童心理司）
○	特になし	（男性、30代、児童福祉司）

●自立援助ホームの課題について、記載項目以外の課題や課題解決に向けた自由記述の意見では、

【性的トラブル・暴力トラブルへの対応】

【幅の広い受入体制】

【職員の計画的な養成】

【ホーム間の情報共有と専門性の相互引き上げ】

【受入の柔軟性】

【ハード面の工夫】

【心理職の配置】

【経済的・費用面の改善】

【増加する発達障害系専門ホーム】

【就労に繋がる研修先・実習先の不足】

【ＪＥホームの安定運営を実現する予算】

【自立生活のためのプログラム】

【地理的要因で通学・就労地区が限られるため、小規模でも増やすこと】

【地域理解のための啓蒙活動】

【ＪＥホーム児童支援：援助技術等の専門性が必要】

など様々な意見が寄せられている。

6) 自立援助ホームの周知に関する児童相談所内での周知方法や周知に必要な事項等

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	児相内外での研修、パンフレットなどあればいいなと思います。対象になりやすいケース、入所後の支援についても知りたいです。	（女性、20代、児童福祉司）
○	受け皿が少なく検討の余地が無いことが多く、担当ケースが少ないため自立援助ホームのことを知らない者も多い。自分自身も担当ケースが利用することで初めて分かった部分も大きい。	（女性、20代、児童福祉司）
○	年に1回程度、自立援助ホームを見学できる機会を設定して頂けるとありがたいです。自分の担当ケースがいないと、伺わせて頂く機会もつくりにくいので、日にちを決めて児相と自立援助ホームの間で調整できるとよいと思います。もちろん生活しているお子さんがいるので、時間の配慮などは必要だと思いますが。	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	児童相談所内ではかなり周知できていると思いますが、連絡会を通じてそれぞれの状況の共有化がはかれるとよいと考えます。	（男性、30代、管理職（課長、係長））
○	ＪＥホームを利用した当事者の若者がＪＥを利用した良さと課題と思うことを話して下さる体験談を聞いてみたいです。	（女性、50代、児童心理司）
○	障害児担当なのでＪＥホームと関わることがありません。申し訳ありません。	（女性、50代、児童心理司）
○	・利用手続き ・入所前の打診の流れ(必要書類)をもっと詳しく、各施設でなるべく統一してほし	（女性、無回答、児童福祉司）
○	ホーム毎に特色があり、受入児童のタイプもちがうため、概要を公的な形で知ることができると良いと思う	（女性、40代、児童心理司）
○	自立援助ホームに関しての研修会を行う	（女性、40代、児童心理司）
○	新任職員には見学の機会を必ずもうける。	（女性、50代、児童相談員）
○	具体的な利用方法、各自立援助ホームの特色考えうる就労先	（男性、20代、児童福祉司）
○	児相内で事例報告があってもいいですね。	（女性、40代、児童福祉司）
○	様々な事例があると思うので、何かの機会に事例発表や検討する場があると、より利用しやすくなるのではないかと思います。	（女性、30代、児童福祉司）
○	現在は虐待の初期対応部署にいるため、実際に直接ホームに支援したケースはいません。このケースが将来利用に至るのか？と考えることはありました。	（女性、40代、その他）
○	ホームごとの特色など知りたい	（男性、30代、管理職（課長、係長））
○	特に周知不足の印象はありません。	（女性、無回答、児童福祉司）
○	連絡会の実施等をし、お互いの役割や支援の現状を共有する機会をもつ。	（女性、30代、児童福祉司）
○	・係会議内での研修	（女性、30代、児童福祉司）
○	是非、直接、理解を深められる機会があるといい。	（男性、40代、児童福祉司）
○	自立援助ホームの存在自体は周知されていると思います。 あえて挙げれば（パンフレット配布、児相勤務職員向けの研修開催	（女性、40代、児童福祉司）
○	研修（短時間でも）があると良いと思います。	（女性、30代、児童福祉司）
○	顔の見える関係	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	自立援助ホームの職員さんや施設長さんから研修等でお話をきく機会があるとよいと思います	（女性、40代、児童心理司）
○	研修会(映像資料)、事例検討会。	（女性、30代、児童福祉司）
○	部会で説明してくださるのは、とても良いきっかけとなります。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	児童がもっと利用しても良い。行きやすいと感じられるようになるために、見学などできると良い。(生活の場所なので限界はあると思うが…)	（男性、40代、児童相談員）
○	ホームの見学会、入所経験ケースの体験談	（男性、50代、管理職（課長、係長））
○	子どもたちが困った時に頼るのは、場所ではなく人だと思います。まず何をしてくれて、どんな時に力になってくれるのかをアピールすべきだと思います。	（女性、30代、児童福祉司）
○	JEホームの見学、紹介ビデオをみる。利用者の生のコメントを紹介等	（女性、50代、児童心理司）
○	福祉司の勤務年数が短く、担当することが少ない。 毎年伝える場や窓口～(児相側)を明確にしておいたら良いのかもしれません。(こちらの問題でスイマセン)	（女性、40代、児童福祉司）
○	JEの様子・入所までのやりとりについて講習を行う。 児相職員の見学ツアー	（女性、20代、児童福祉司）
○	福祉司部会等で周知いただいていますが、新任福祉司がどんどん入ってくる現在の児相の状況を考えると、継続的なアナウンスが必要なのかと思います。 施設のお子さんが利用する可能性を考えると、施設がより有効的にJEホームを使うことを自立支援計画に盛りこみ、児相にアピールしてくれたり、ということも連携の1つの方法かもしれません。施設の人にも有効な利用方法の周知が必要なのかと思います。	（女性、40代、児童福祉司）
○	存在は把握しているが、身体の支援について(できること、できないこと)の認識はできていない。子どもをお願いしていなくても、実際を知れる方法があるとよい。	（女性、40代、児童福祉司）
○	これまでのように、児相との連絡会や部会等で周知する機会を継続してほしいと思います。	（男性、50代、児童福祉司）
○	質問に具体的にイメージできないものが多く、これまで、関わりが少なく、あまりよく知らないのだと思いました	（女性、40代、児童心理司）
○	特になし。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	事例を出していく必要がある（児相ケースで）	（男性、50代、児童福祉司）
○	自立援助ホームスタッフとの交流で、課題意識の共有が必要。一時ホゴ所スタッフは若手も多く、自立援助ホームとは何かを知らないことも多い。研修は必要と思います。	（男性、40代、その他）
○	JEホームの機能は充分に認知されていると思われる。	（男性、40代、児童福祉司）
○	福祉司以外だと、なじみがないので、研修等で周知していくことが必要かと。直接、自立援助ホームの方に来てもらって。	（男性、40代、児童福祉司）
○	・パンフレット ・ポスターなど ・配布して本人や保護者にみせて説明しやすいものを十分な量　配布すること。それぞれのJEの特徴をアピールしているリーフレットをつくるといいと思います。	（女性、40代、児童心理司）
○	自立援助ホームについての、研修の開催。(自立援助ホームを利用するにあたって、何が必要か？福祉司への要望を伝える場としての研修)	（男性、30代、その他）
○	自立援助ホームで受けられる具体的な支援(例えばこんなことも…とか)	（女性、50代、その他）
○	所内で自立援助ホームの話しは時々耳にするが、どのようなところでどのような支援を行なっているのかなど、関わりがないので全くといっていいほど知らなかったりするので、自立援助ホームの職員から話しを聞く機会や交流ができる場がもう少しあると周知できるのではないかと思う。	（男性、無回答、児童福祉司）
○	使った人がアピールしていくといい。	（男性、30代、児童福祉司）
○	定員枠も少ないため、活用しないCWも多いので、まずは、自立援助ホームがどんなところか見学に行ったり機能を知ったりすることが必要では。	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	どういったケースに対応できるのか、どのような支援が可能なのか教えて頂けると助かると思います	（女性、40代、児童心理司）
○	利用できる枠、関きがないと具体的な生活の場所として提示できない期待させておいて利用できませんという状況になるため	（男性、50代、児童福祉司）
○	児相の援助方針会議日にスタッフに来てもらい、20～30分の自立援助ホームの紹介をしてもらえると助かります。 今後きっと利用したいケースはあるはずですから。	（男性、60代以上、児童相談員）
○	入所後のアプローチ等内部機能が養ゴ施設より知られていないと思う 15～19あたりの利用希望者は潜在的には多いと思います	（女性、50代、児童心理司）

	記述内容	（性別／年代／担当職種）
○	自立援助ホームへの委託措置をした事のないCWにとっては、なかなか身近に感じる事のない施設であるが、その存在意義は大きい。CW全体に対する研修や、見学会等を通して、周知する機会が必要と思う。	（男性、40代、児童福祉司）
○	自立援助ホームの活用は、いろいろと気遣いや配慮が要ると思われ、単にその機能を示すだけの情報が伝われると、地域から過剰な期待を招き活用し辛くなる。慎重な情報提供が必要	（男性、40代、児童相談員）
○	児相内では、周知されといる。知らないとしたら（個人として）勉強不足。	（男性、60代以上、児童福祉司）
○	特になし	（男性、60代以上、管理職（課長、係長））
○	一定の条件を満たさなければ入居できない、というイメージが大変強く相談をあきらめたり、ケースワーク上の選択肢から除いてしまう。自立援助ホームの可能性を広げて行くのであれば、一時保護で様となケースに対応してみるのはいかがでしょう。周知が十分にではないとの意識はありません。	（男性、40代、児童福祉司）
○	事業説明会のようなものがあれば参加させていただきたいです。	（女性、20代、児童心理司）
○	ホームの職員さんが会議等に周知に来て下さると効率よく伝わると思います。	（女性、40代、児童福祉司）
○	パンフレットの作成。 説明会の開催。	（男性、40代、児童福祉司）
○	・どういった支援方針でホームを運営しているか。 ・過去の受け入れ児童の種別(男女・障害の有無・非行児童の受入可否etc：)	（男性、30代、児童心理司）
○	JEホームの見学、説明、研修等	（男性、30代、児童福祉司）
○	周知はされている。 委託ケースが増えれば自然と周知される。 リストのようなもの(条件・特徴など)が共通であるとよい。	（女性、30代、児童心理司）
○	・児相職員との交流の機会を定期的に設ける ・児相の会議などに来て頂き、御説明を願う	（男性、60代以上、児童福祉司）
○	パンフレットを各児相に配布・回覧	（女性、30代、児童心理司）
○	入所を断られる。対象じゃないといったことしか経験がないのですが、どういう子ならうけいれられるのか、どういう支援が可能なのか、つよみを周知してほしいなと思います。	（女性、40代、児童福祉司）
○	・会議で実際に利用しているケースの情報共有。 ・空き情報の共有。	（女性、20代、児童福祉司）
○	所内では周知されている。	（女性、40代、管理職（課長、係長））
○	実際に利用、関わってみてわかることも多いと思います。 関ってながら知らないことも多いと思います。	（女性、50代、管理職（課長、係長））
○	児相とJEホームとの連絡会等があれば、周知されると思う。	（男性、40代、管理職（課長、係長））
○	所内において自立援助ホームの必要性、機能は十分に周知されている。本来は広く市民に周知、啓発すべきだが受け皿がない状況ではどうしようもない。	（男性、30代、管理職（課長、係長））
○	シェルター的利用ケースもあるため、公共機関に人目にふれるポスターで等は不適と思う。	（女性、30代、児童福祉司）
○	・自主援助ホームについての説明会のようなものを各児相に行って実施 ・利用したことのあるCWが他のCWに伝えていく	（女性、20代、児童心理司）
○	所内での周知は不要と思われる。	（男性、40代、児童福祉司）
○	ケース数は少ないので研修や行事への参加等でお互いのことを知っていきたい	（女性、40代、児童福祉司）
○	・パンフレット等配布 ・研修の実施	（女性、30代、児童福祉司）
○	パンフレットを常置するなど。	（男性、30代、児童福祉司）
○	研修などで各施設の特徴や課題などをまとめていく。	（女性、20代、その他）
○	研修を行う	（女性、30代、児童心理司）
○	定期的な研修	（女性、20代、児童心理司）
○	JEホームの支援について多様性があるので、事例を通じて周知して、こんな支援があると分かってもらうと良いと思う	（女性、40代、児童心理司）
○	・自立援助ホームの方を講師とした研修の場があるとよい →担当ケースが利用することになって初めて詳細がわかったので。	（女性、30代、児童心理司）
○	分からない所は未記入としました	（男性、30代、児童福祉司）
○	・ホームのHPがなく、場所や連絡先が調べづらい	（男性、30代、児童福祉司）
○	研修や施設見学等の機会があると良い。	（女性、20代、児童福祉司）
○	JEホームがかかわるケースを担当したことがないため、JEホームの機能や支援状況、児相との支援課題など、知る機会があるとありがたいです。	（男性、30代、児童相談員）
○	・自立援助ホームと関わる機会の少ない班とも交流がもてると良い。例えば、勉強会等を通してお互いの業務を知れるとよいと思う。	（女性、30代、児童相談員）
○	自立援助ホーム側の受入れがしっかりすれば、自然と利用は促進されると思う。	（男性、30代、児童福祉司）
○	自立援助ホームがどんな子が対象で、どういう支援ができるかわかりにくい面もあるので、児相で研修やＰＲをしてくれるとイメージがわきやすいと思う。卒所した児童がどんな経過をたどったか説明をしてくれるとたすかります。	（男性、40代、児童心理司）
○	なし	（男性、30代、児童福祉司）
○	今年度は新設ＪＥが出来き施設見学等を実施周知出来た印象、それまでは措置経験者のみで支援も手探り、情報共有もあまり出来きていなかった	（男性、40代、児童福祉司）
○	受け入れる児童が限定的な為、ケースを持たないと関わらない	（男性、30代、児童福祉司）
○	児童相談所との連携を求める資源ということならばもっと使いやすい（相談しやすい）施設として、もっと間口を広げてほしい	（男性、40代、児童福祉司）
○	ＪＥ職員による研修（児相職員に対して）等の実施	（男性、30代、児童福祉司）
○	援助方針会議での利用者の情報共有。自立援助ホームの見学等。	（男性、30代、児童福祉司）

●自立援助ホームの周知方法などに関する児童相談所からの意見では、

【児相内外での研修会や事例報告会】

【パンフレット・ポスター作成】

【自立援助ホームの見学会の開催】

【自立援助ホームの職員・管理者から話を聞く機会】

【連絡会を通じた情報の共有・事例検討会】

【利用当事者の体験談を聞く機会】

【新任向けの各種アナウンス】

【ホームの空き状況が分る仕組作り】など

など様々な意見が寄せられているが、所内での周知は不要との意見もあった。

4. まとめ

1)回答者（385 名）の特徴

①回答者の属性

・性別は 6 割が女性。

・年齢層では 30 代、40 代がともに約 3 割、20 代、50 代がそれぞれ約 15%。

・担当職種では【児童福祉司】が 52.2%と半数以上を占めており、【児童心理司】が 21.6%で続いている。その他の記述回答では【相談調査員】【保健師】【児童指導員】等が見られた

・勤続年数では、現勤務先で【1～2 年】44.2%、【3～5 年】が 33.5%の順となった。通算の勤続年数では、【1～2 年】が 24.9%とやや高めになったが、【3～5 年】が 23.1%、【10 年以上】が 22.6%、【6～10 年】が 22.1%と、各属性ごとの比率に大きな差は無くバランス良く配置されている様子が伺える。

2)自立援助ホームのニーズに関する項目

①自立援助ホームに関する概要

・認知度では【ある】が 47.0%、【かなりある】が 45.5%と、全体の 92.5%は明確に聞いたことがあると回答している。

・委託措置の検討有無については、【ある】の 28.6%、【かなりある】の 11.9%、【ややある】の 9.4%を合計すると 49.9%になることから、約半数の方々は検討した経験があるようだ。

・在宅ケースでの必要性については、【ある】が 28.8%、【ややある】が 21.3%、【かなりある】が 8.1%で約 6 割が必要性を感じたことがある状況。

・実際に連携したケースの有無では、【まったくない】が 27.0%、【ない】が 26.0%と半数を超えていることや、現状の連携状況でも【まったくない】【ない】の合算値が 78.5%に上っており、必要性を感じ検討はするが連携に至らなかったケースの多さが伺える。

・委託措置を検討したケース数について聞いたところ、【2 件】が最多で 14.8%、【1 件】が 14.3%、【3 件】が 11.2%、【5 件】が 6.2%で続いている。その中で、現在、委託措置中の担当ケースでは、【1 件】が 11.9%、【2 件】が 1.3%と、全体の 13.2%に留まっている。

・実際に委託措置をしたケースにおける直前の生活場所については、【一時保護所】が 74 件、【実父もしくは実母がいる家庭】が 63 件、【児童養護施設】が 56 件、と共に 15%を超えている。その他の記述回答では、【少年院】や【医療機関】などの回答があった。

・所轄内において増やしていく必要性については、男子・女子ホームともに、【1 箇所】で約 40%、【2 箇所】で約 20%、と高いニーズが確認出来る。混合ホームは逆に 7 割の回答者が必要性を感じていない状況である。

・多様性対応型においては、【就学型】で 71.4%が、【障害児対応型】では 65.2%が、【非行児対応型】では 57.7%が、一箇所以上の増設を希望してる状況である。

・所轄外への委託措置ケース数では、【1 箇所】で県内が 37 件、県外で 22 件。【2 箇所】では、県内で 2 件、県外で 4 件、【3 箇所】では県内で 1 件、県外で 2 件となっている。

・所轄外へ委託措置した理由については、【所轄内の空きがない】が 39 件と最も多く、【所轄内に適したホームがない】が 24 件、【交友関係を断ち切るため】が 9 件で続いている。その他の記述回答では、【弁護士の調整】【所轄内にＪＥホームが無い】など。

・過去に委託を検討したが実施に至らなかったケースの記述回答では、【受入可能なホームが無かった】【本人の意向で至らなかった】【障害に関わる事情】などの意見が寄せられている。

②自立援助ホームの機能について（現状と今後）

＊以下「ややあてはまる」「あてはまる」「かなりあてはまる」を【肯定側】、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」「まったくあてはまらない」を【否定側】と表現した。一覧集計は以下の通り。

項目	＜現状＞		＜今後期待＞	
	肯定側	否定側	肯定側	否定側
高年齢児の生活拠点・居場所	94.3%	2.6%	96.9%	0.8%
基本的生活習慣の獲得	84.4%	12.0%	91.9%	5.4%
社会的経験の獲得	92.7%	3.4%	96.0%	1.0%
経済的自立準備	94.0%	2.3%	96.3%	1.3%
未就学児の就労支援	88.3%	7.8%	94.0%	3.4%
就労後の定着支援	88.0%	8.0%	95.9%	2.1%
義務教育の再学習を目的とした学習支援	45.1%	50.1%	70.1%	27.0%
将来的な進学を目的とした学習支援	38.5%	57.1%	67.7%	29.1%
大学や専門学校等への進学する児童の自立支援	48.9%	46.4%	82.9%	14.1%
日常生活上の相談支援	89.9%	6.5%	94.8%	2.4%
心理的・医療的なケア	53.5%	42.3%	74.8%	22.6%
障害児に対する支援	39.9%	56.1%	67.3%	30.2%
非行児に対する支援・矯正	49.3%	46.7%	72.7%	24.3%
家庭（家族）支援	36.1%	59.7%	58.4%	38.7%
親権者の代替養育	61.6%	34.3%	74.6%	22.6%
一時保護所の補完機能	36.4%	59.5%	67.1%	30.4%
ＤＶや虐待に対する避難場所	51.1%	44.4%	71.2%	25.7%
当該児の一時的なレスパイト	37.6%	57.9%	59.2%	37.9%
親（家族）の一時的なレスパイト	27.2%	68.8%	45.8%	51.7%
アフターケア	79.4%	16.7%	94.3%	3.2%
要保護児童等のニーズの掘起し	30.7%	64.3%	44.4%	52.2%
地域住民に向けた家庭相談支援	25.2%	69.7%	41.2%	55.6%
研修やイベントの企画・運営	31.0%	63.7%	46.0%	50.4%
他の社会資源との連携・連絡調整	58.5%	36.9%	77.6%	19.5%
児童相談所の補完機能	37.9%	56.6%	51.4%	44.1%
柔軟な受け皿・活用	64.1%	31.1%	87.8%	9.2%

・高年齢児の生活拠点・居場所については、＜現在機能＞でも【肯定側】が 94.3%と高いが、＜今後期待＞では 96.9%まで増加している。

・基本的生活習慣の獲得においても、＜現在機能＞【肯定側】が 84.4%、＜今後期待＞では、91.9%まで増加している。

・社会的経験の獲得では、＜現在機能＞でも【あてはまる】が 50%強、＜今後期待＞では更に増加している。【かなりあてはまる】は＜今後期待＞で 10 ポイント以上の増加となった。

・経済的自立準備においても＜今後期待＞の【かなりあてはまる】が１７ポイントを超える増加となった。

・未就学児の就労支援では、【かなりあてはまる】が＜今後期待＞で約 15 ポイントの増加。

・就労後の定着支援も 15 ポイント以上の増加となっている。

・義務教育の再学習を目的とした学習支援では、＜現在機能＞【否定側】が 50.1%となったが、＜今後期待＞では 27.0%まで低下し、＜今後期待＞においては、【あてはまる】【かなりあてはまる】が大きく増加している。

・将来的な進学を目的とした学習支援においても、前項と同様な傾向で、＜現在機能＞は【否定側】が 57.1%と半数を超えているが、＜今後期待＞では【肯定側】が 67.7%まで増加している。

・大学や専門学校等への進学する児童の自立支援では、＜現在機能＞【あまりあてはまらない】が 3 割以上だが、＜今後期待＞では【あてはまる】が約 4 割まで増加している。

・日常生活上の相談支援では、＜今後期待＞の【かなりあてはまる】が 10 ポイント以上増加している。

・心理的・医療的なケアでは、【ややあてはまる】を折り返しとして、＜現在機能＞と＜今後期待＞が正反対になっており、＜今後期待＞の大きさが伺える。
・障害児に対する支援では、＜現在機能＞【あまりあてはまらない】が 35.8%で最も高くなっているが、＜今後期待＞においては【あてはまる】が 18 ポイントも増加している。
・非行児に対する支援・矯正でも障害児支援同様に、＜現在機能＞【あまりあてはまらない】が高くなっているが、＜今後の期待＞においては【あてはまる】が約 15 ポイントの増加となっている。
・家庭（家族）支援では、＜現在機能＞【あまりあてはまらない】が 35.8%と高い。＜今後期待＞では【肯定側】が増加しているものの【否定側】が約 4 割と減少幅が少ない。
・親権者の代替養育では、＜今後期待＞で【あてはまる】が 10 ポイントの増加となっている。
・一時保護所の補完機能では、＜現在機能＞【否定側】が約 6 割に上るが、＜今後期待＞では【肯定側】が約 7 割となり、期待の大きさが伺える。
・ＤＶや虐待に対する避難場所では、＜今後期待＞【あてはまる】が 14 ポイント上昇している。
・当該児の一時的なレスパイトでは、＜現在機能＞【否定側】が 57.9%だが、＜今後期待＞では 37.8%まで低下している。
・親（家族）の一時的なレスパイトでは、＜現在機能＞でも【否定側】が 68.8%、＜今後期待＞でも半数を超えている。
・アフターケアでも＜現在機能＞【肯定側】が約 8 割、＜今後期待＞では 9 割を超えている。
・要保護児童等のニーズの掘起しでは、＜現在機能＞【否定側】が 64.3%で、＜今後期待＞でも半数を超えているため、期待感が薄いと言える。
・地域住民に向けた家庭相談支援も同様の傾向で、＜現在機能＞【否定側】が 69.7%、＜今後期待＞でも 55.6%が【否定側】となっている。
・研修やイベントの企画・運営では、＜現在機能＞【否定側】が 63.7%、＜今後期待＞でも【否定側】が 50.4%となった。
・他の社会資源との連携・連絡調整では、＜現在機能＞【肯定側】が 59.5%、＜今後期待＞では、【あてはまる】が 15 ポイントの上昇となった。
・児童相談所の補完機能では、＜現在機能＞【否定側】が 56.6%、＜今後期待＞では【肯定側】が 51.4%となった。
・柔軟な受け皿・活用では、＜現在機能＞【肯定側】が 64.1%で高く、＜今後期待＞では、87.8%まで増加しており、特に【かなりあてはまる】が 20 ポイント上昇した。

③自立援助ホームの機能について、記載項目以外に今後期待する機能等
・掲載以外に今後期待する機能では、【高齢児や障害児への対応強化】や【児童が社会に出た後の継続支援】、【進学出来なかった児童のための生活訓練】、【多様化するニーズへの対応】などのほか、【長期利用による新規受入不足の問題】や【親代わりに相談できる機関】、【就労と居場所機能・体制の整備】など、自立援助ホームを増やしていくニーズなどが寄せられている。

④自立援助ホームの課題について
・自立援助ホームの課題では、【連携不足】や【社会連携不足】で「あてはまらない」が半数を超えており、連携については、あまり問題視されていないようだ。その他の課題については、いずれも「あ

てはまる」が多くなっている。特に【不認知】【設置数不足】【マンパワー不足】【障害児対応】【非行児対応】【利用料】【アフターケア】は、6 割を超えているため、問題を感じているとともに、＜改善ニーズ＞となっている状況である。

⑤自立援助ホームの課題について、記載項目以外の課題や解決するために必要な事項等

掲載以外の課題や課題解決に向けた意見では、

・【性的トラブル・暴力トラブルへの対応】
・【幅の広い受入体制】
・【職員の計画的な養成】
・【ホーム間の情報共有と専門性の相互引き上げ】
・【受入の柔軟性】
・【ハード面の工夫】
・【心理職の配置】
・【経済的・費用面の改善】
・【増加する発達障害系専門ホーム】
・【就労に繋がる研修先・実習先の不足】
・【ＪＥホームの安定運営を実現する予算】
・【自立生活のためのプログラム】
・【地理的要因で通学・就労地区が限られるため、小規模でも増やすこと】
・【地域理解のための啓蒙活動】
・【ＪＥホーム児童支援：援助技術等の専門性が必要】

など様々な意見が寄せられている。

⑥自立援助ホームの周知に関する児童相談所での周知方法や周知に必要な事項等

自立援助ホームの周知方法などに関する意見では、

・【児相内外の研修や事例報告会】
・【パンフレット・ポスター作成】
・【自立援助ホームの見学会の開催】
・【自立援助ホームの職員・管理者から話を聞く機会】
・【連絡会を通じた情報の共有・事例検討会】
・【利用当事者の体験談を聞く機会】
・【新任向けの各種アナウンス】
・【ホームの空き状況が分る仕組作り】

など様々な意見が寄せられているが、所内での周知は不要との意見もあった。

第４章　調査結果を受けてのコメント

前章の神奈川県内の児童相談所に向けたアンケート調査結果を踏まえて、今後の自立援助ホームの役割やあり方を検討するにあたり、神奈川県自立援助ホーム協議会の定例会の場において、構成メンバーからコメントをいただいた。以下にその内容を記載する。
（倫理審査が間に合わなかったため、個人情報が特定されない形で記載する）

1) 就学児の増加に関して

児童相談所からは就学支援のニーズが高く、現状 5 県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）でも児童相談所が関わる年長児ケースの割合は増加傾向となる。特に学籍者の行き場がなくなってきていることが問題視され、本来は児童養護施設で受け入れてきたケースが、受け皿不足の問題から一時保護所で滞留し、結果自立援助ホームへ入居するとの流れができている。今後の傾向としても自立援助ホームを利用する就学児は更に増える見込みで、現状神奈川県内の自立援助ホームは 6 割程度就学児が在籍しているが、近く 7 割に達する見込みとなる。それに付随して、今後の自立援助ホームの利用者は、従来の対象利用者より入居期間が長期化する可能性がある。しかし就学支援のニーズが高まっても、就学支援の後にはおのずと就労支援が必要となるので、自立援助ホームで力を入れてきた就労支援の重要性は変わらない。

2) 年長児の受け皿不足の課題

年長児の受け入れ先として、ケアニーズの高い児童を自立援助ホームが集中して受け入れているのが現状だが、すべて自立援助ホームが担うのはキャパオーバーとなる。行政もホームに委ねるだけでなく、積極的に解決策を見出して欲しいが、行政間の縦割りの問題も足かせになっている可能性もある。官民の一体的な取り組みが重要となり、縦割りから横通しのファンクションを構築することが求められる。社会的養護関係者全体で、年長児の受け皿不足の問題や受け入れるためのノウハウを高めていく必要がある。神奈川県内の関係施設では、現状でもハード面で年長児を受け入れるキャパシティーはあるだろうから、年長児の滞留問題は、各施設の工夫と覚悟（本気度）次第で改善に向かわせることができるのではないか。

3)複合的な課題を抱える児童

障害や非行など、複合的な課題を抱える年長児の受け皿が少なく、児童相談所は自立援助ホームにはそのような対象者の受け入れを期待しているのが改めて確認できた。それに関する動きとして、神奈川県は児童相談所（県児相）が中心となり、年長児の自立支援のあり方検討会を設けることになった。構成メンバーには各児童相談所の所長、児童自立支援施設、子ども自立生活支援センター（きらり）、自立援助ホーム、アフターケア事業所が連ね、障害児の受け入れ先や過齢児問題、年長児思春期専門の一時保護所の設置など話し合われている。

4)援助の質の向上

総人口から言っても全国第 2 位の神奈川だが、千葉、埼玉のほうが自立援助ホーム数は多い。神奈川県内全体的に、年長児の行き場所（受け皿）を増やしていくことが求められる中、ハード面を増やすだけでは不十分で、受け入れ後の関わりこそが大切。自立援助ホームの援助の質を上げるためにはどうするか、全国的に問われている。ホーム独自で質を上げることも大事だが、行政も関わって全体的な底上げを目指していく必要がある。現状として、行政は利用者対応をホームに丸投げしているケースも散見される。

5)ケア基準標準化、高機能化、機能再編について

自立援助ホームの末広がりで、全国的にホーム数が増加し、その増加率は著しい。各ホームの文化や特色を尊重しつつ、援助の質をどのように担保するかが課題となる。各ホームが自立援助ホームの運営指針の内容を押さえ、ケア基準の標準化を目指していく必要がある。ソーシャルビジネスのようにお金がつくからホームを増やすとの動機では、援助の質を担保できない。また、行政も児童自立生活援助事業を届出制から認可制に移行するように、事業者を適切に選定する仕組みを整えることが求められるだろう。

6)潜在化しているニーズ

援助や保護が必要となる児童の多くが地域や在宅（家庭内）で手つかずになっており、社会的養護につながるのはほんの一握りとなる。社会的養護関係施設全体が、地域からの相談機能を備えたり、高機能化や現状に即した機能再編を目指すことが求められる。それは民間に限ったことでなく、児童相談所も複合的な課題がある年長児童に対する対応プログラム等を整備して、支援力や対応力の向上に努める必要がある。また、地域に埋もれて社会的養護につながらない課題に関しては、社会全体や地域に向けた普及啓発を推進しながら、地域全体で児童や家庭を支える、潜在化するニーズに目が行き届くような体制構築を目指していくことが重要となる。

7)地域に開かれた場所、コミュニティケア

自立援助ホームも多様なニーズに対応できる高機能化を目指す上で、地域や要支援児童との関わり方が肝となる。例えば通所や相談機能を設けて、児童相談所につながらないケースにも対象を広げ、地域からの相談も対応していく必要がある。そして地域から必要とされる援助を行えるようになることが望ましい。また、自立援助ホームの利用者が、退居後に地域生活を安定して送れるよう、ステップハウスを拡充させることも重要。

自立援助ホームは、時代時代で制度の足らざる部分を補完してきた経緯がある。これからのステージは「地域」や「コミュニティケア」。市町村と連携して、児相で拾えなかったニーズに対応していく。また、児童相談所だけでなく、市町村も入居手続きや入居決定が行えるようになれば、もう少し幅広のニーズにも対応できる。

8)これからの自立援助ホーム

自立援助ホームは、行き場のない年長児を受け入れてきた経緯から、「最後の砦」と言われることがあるが、自立援助ホームは万能ではない。また、自立援助ホームを利用する前に

本人と関わってきた他の施設に失礼な感じもする。援助にはクライアントとの相性やタイミングがあり、施設種別よってその機能や役割も異なる。関係機関が互いに尊重し合い、クライアント本人と伴走する、その姿勢こそが重要となる。

ゆりかごから墓場までとの言葉とは裏腹に、社会には自己責任論が根付いている。その影響からか、厳しい状況に陥ることになった若者に対する援助も手薄に行われてきた。これからの時代は人口減、それと同様に労働人口も減となる。だからこそ、今後の社会を担い、支えていく若者を大切にした施策が行われていくことが求められる。

地域のこどもが家（家庭）以外に関われる場所となれるよう、自立援助ホームが風穴を開ける。誰にも相談できずに心細い思いをしている青年たちに、家族が駄目なら、身寄りがいないなら、自立援助ホームが率先して寄り添う。それは今後検討される社会的養護自立支援拠点事業にも通じてくる。京都の地で地域に開かれた自立援助ホームを先駆的に展開してきた龍尾和幸氏は、「ホームは地域のオアシスであれ」と話していたが、これからの自立援助ホームは、社会的養護や年長児だけでなく、地域にとってもなくてはならない存在となれるよう目指していく必要がある。

終章

1. 第１章の社会的養護の現状に関して

本研究を進めるにあたり、第１章においては自立援助ホームの上位概念となる社会的養護の現状を整理することから着手した。

社会的養護の対象児童数は全国で約４万２千人となり、「家庭養護」に位置付けられる里親・ファミリーホームと「施設養護」に位置付けられる児童養護施設をはじめとする社会的養護関係施設の役割や機能に触れた。

その後、要保護児童数の推移について触れ、里親・ファミリーホームへの委託児童数は急増しているのに対し、児童養護施設や乳児院は減少傾向にあることを確認した。平成 28 年の児童福祉法改正に伴い示された新しい社会的養育ビジョンにて、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要になるとして、「施設養護」より「家庭養護」に舵を切り、里親委託を推進させる方針が打ち出されたことが影響していると考えられる。

虐待を受けた児童も急増しており、里親や乳児院では約 4 割、児童養護施設や自立援助ホームでは約 7 割が被虐待の体験をしている。虐待による子どもへの影響は多岐に渡ってその後の将来にも及ぼすものとされる。虐待を受けた子どもに対して適切なケアを行うために、社会的養護の量・質ともに拡充することが求められることを確認した。

児童養護施設の措置理由については、30 年前は父・母・父母の行方不明が一番多かったものの、近年では虐待（放任・怠惰・虐待・酷使・棄児・養育拒否）が一番多く、念を追うごとに激増してきている。また、父・母の精神疾患等の増加が著しいことも見過ごすことはできない。

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移においては、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待いずれも増加傾向にあり、平成 24 年度までは身体的虐待の割合が最も多かったが、平成 25 年度以降は心理的虐待が最も多くなっていることが確認できた。

社会的養護において、障害等のある児童は増加しており、障害種別は知的障害が最多で発達障害も多く、児童虐待に起因する形で反応性愛着障害や外傷後ストレス障害（PTSD）等の障害がある児童も増加していることを確認した。また、障害等がある児童の増加と伴い、児童の抱える問題が複雑化し、本来家庭養護優先の原則はありながらも、里親への委託が困難になるケースや安定した家庭基盤が整いつつも、本人の障害等に起因する形で親子分離（社会的養護）を選択するケースも散見されることは注目に値する。

以上のように、第 1 章では社会的養護の現状や近年の傾向等を記述してきたが、児童虐待の増加に伴うように、複合的な課題を抱え、ケアニーズが高い児童が増加するにあたり、そのような児童に対して適切に対応できる施設の高機能・多機能化や援助者の専門性や支援力を高めるといったハード、ソフト両面で対策を講じる必要があると考えられる。

2. 第 2 章の文献研究に関して

第 2 章においては、先行研究や文献等から自立援助ホームに関する事柄を掘り下げて考察することとした。

１）自立援助ホームについて

自立援助ホームは、児童福祉法第６条の３に基づき、児童自立生活援助事業として位置づけられている。そしてその目的は、児童の自立を図る観点から義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（援助の実施）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することとしている。

自立援助ホームの理念においては、次の 4 つが掲げられている。①「自立援助ホームの原点」として、制度の狭間で支援を受けられなかった子どもたちを対象に、「誰一人も見捨てない」、「最後の砦」という思いを持つ人々によって開設された歴史があり、自立援助ホームに入居した児童だけではなく、退居した児童も含めた利用者一人ひとりのニーズに継続的に対応できる柔軟性や、福祉と近接する領域との制度の枠組みを超えた連携による支援を可能にするために、第二種社会福祉事業を選択したこと。②「大切にされる経験の保障」として、自立援助ホームは利用者に対し、「しつけ」や「指導」を優先するのではなく、利用者の自尊心が育まれる受容的、支持的関わりを中心とした支援を行うことが大切であり、あなたは大切にされるべき存在だと、受容的、支持的な基本姿勢を持って、自立を後押しする関わりが必要になること。③「真剣に向き合う姿勢」として、自立援助ホームでは利用者の様々な表出行動が生じることも多く、自傷他害を問わず、危険な行為に及ぶ場合もあるため、その対応として受容的、支持的な関わりだけではなく、対話を中心とした利用者への真剣な向き合いが求められる。軋轢を覚悟の上で相手のことを想いながらの厳しさを伴って向き合うことが重要となり、丁寧な生活の営みの中で、時にきれい事ではすまない真剣なぶつかり合いが、心の糸に触れ、信頼関係を築くことにもつながること。④「継続する支援」として、利用者は退居後に、実社会の中で自活しながら様々な失敗を経験し、自分で乗り越えることで地域社会において定着できるようになるため、入居中と同じ位退居後の相談支援が利用者にとって大切であることを意識し、利用者が求め続けている間は、支援を継続する必要があること。

２）自立援助ホームの歴史について

次に自立援助ホームの歴史について触れた。土井、神原（2001）によると、1953（昭和 28）年に神奈川県が自立援助ホームの前身となる、アフターケア施設「霞台青年寮」を設立したのが自立援助ホームの始まりとなる。

その後アフターケア施設は児童養護施設を退所した就労児の援助を行っていたが、年月と共に子どもたちを支えるという役割から、社会において一人で生活していけるように育て上げるという役割に変化していく。

「自立援助ホーム」という名称は、1984(昭和 59)年の東京都の施策から生まれた。東京都は、「自立援助ホーム制度実施要綱」を作成し、アフターケア補助金として相談事業のみ認定していた補助金を、自立援助ホームとして入居している児童も対象とした。こうして補助金対策事業として認定されたことにより、児童福祉施設の補完としてのアフターケア施設から、自立への援助を行う自立援助ホームとなる。

自立援助ホームは、児童養護施設の退所者と共に、家庭裁判所からの補導委託児童、少年院を仮退院した少年、家庭から直接入所する児童など対象を拡大し、1988(昭和 63)年には、国の予算事業として、それまでのアフターケア事業が「自立援助事業」として認められた。1993(平成 5)年、「全国自立援助ホーム連絡協議会」が結成され、協議会が法制化要求を行ってきた結果、1997(平成 9)年の児童福祉法改正により、1988 年の「自立相談援助事業」が「児童自立生活援助事業」となり、第二種社会福祉事業という位置付けで、児童福祉法第 6 条の 2 において児童居宅生活支援事業の一類型として法制化された。

平成 21 年 3 月 31 日の児童福祉法一部改正は、自立援助ホームとして大きな転機となる。児童福祉法第 6 条の 2 による児童自立生活援助事業として、新たに第 33 条 6 項に規定され、児童福祉法で初めて 20 歳未満の児童等を受け入れができるようになり、自立援助ホームも児童保護措置費制度の対象と認められた。措置費と言う安定的な運営費を獲得できたことは画期的な出来事だった。2 年後の平成 23 年 3 月 30 日の児童福祉法一部改正では、措置費制度が現員払いから定員払いとなり、更に安定した運営費を確保するに至った。

しかし、自立援助ホームの利用者が抱える課題やケアニーズは年々複雑化してきており、それに対応する上での人員や予算は現在においても充足しているとは言い難いとされる。

３）自立援助ホームにおける障害児の支援

自立援助ホームの利用者の中には障害がある児童も珍しくない。全国自立援助ホーム協議会の実態調査（2022 年実施,未発表）では、知的障害・発達障害の診断がある利用者が 4 分の 1、精神科受診を必要としている利用者が 3 分の 1 いる状況が明らかとなり、被虐待の認定利用者（加算対象者）は約 2 割存在し、その利用者を受け入れているホームは約 5 割であった。愛着に課題を抱えた利用者に対し、自立支援に加えて日常的な寄り添いが支援に求められていることが伺える。上述した調査結果からも、通常業務に加えて、個別的な対応・ケースワーク業務が増加していることも考えられる。

一ノ瀬（2012）は、自立援助ホームに在籍する障害児の特徴として、誰もが経験する思春期特有の発達課題を抱えた心身ともに不安定な時期に加えて発達障害という障害を有し、更には家庭という心の安全基地を失い、「各種の社会資源へのアクセスを断ち切られ孤立した環境」の状態で自立援助ホームに入所し、子ども達の背負う支援ニーズの重層化、抱える問題が高度化・複雑化している。自立困難な要因が重層化していることを述べている。

また、自立援助ホームにおける障害児の自立支援の課題として、自立援助ホームでは、子ども達は働くことが前提となり、時間的猶予も経済的猶予も与えられることは難しい制度設計を挙げている。本来彼らには、時間をかけて育ち直しを行い、自分の成育過程を問い直

し、生き方を再構築する時間と、それができるような経済的支援が必要だとしている。

更に職業的自立が果たせない障害児に対しては、退所後自立援助ホームだけではなく、さまざまな社会資源が連携を図りつつ、地域の中での生活を支えていくためのサポート体制を構築する必要があると、包括的・継続的な支援体制の拡充にも触れている。

４）その他先行研究から

その他先行研究では、大貝（2017）は自立援助ホームの運営面での課題には目が向けられがちであるが、法的課題については検討が不十分な点もあるため、法的側面に焦点を当てながら、その課題について検討し、その検討の前提として自立援助ホームの法的位置づけ、援助の内容、対象児童、運営、入退去の際の手続き、運営経費について確認している。

横山、江原、松葉、ほか（2019）は、自立援助ホーム職員の支援の基本である寄り添いに着目し、利用者の多くを占める虐待を受けた青年期前期の子どもに寄り添うとはなにかを調査研究により明らかにしている。

佐々木（2021）は、自立援助ホームを対象とした埼玉県の調査において、退所後の生活を想定して児童のアフターケアを充実することが求められ、新居の紹介や相談窓口となる居場所事業が推進されていることを明らかにし、さらには調査対象を千葉県に拡げ、住まいにかかわる自立支援の状況を把握した。

園井（2022）は、自立援助ホーム（後述）に入居する児童の自立について、R.J.ハヴィガースト（Robert J. Havighurst）の発達課題論との関わりから考察し、自立援助ホームに入居する児童における自立とは、児童が精神面および経済面での自立基盤を整えることであると帰結でき、自立援助ホームの児童が社会的自立課題を達成するためには、情緒的自立基盤および経済的自立基盤を確立することが必要であるとしている。

3. 第 3 章の自立援助ホームのニーズに関する神奈川県内児童相談所へのアンケート調査に関して

第 3 章においては、神奈川県内の児童相談所の職員を対象としたアンケート調査を行い、その回答結果をまとめている。神奈川県内の児童相談所は大きく 5 つの行政区分から構成されており、神奈川県と政令指定都市の横浜市、川崎市、相模原市、中核市の横須賀市との 5 つの行政域（5 県市とも呼ばれる）に、それぞれの児童相談所が設置されている。

アンケート調査は 2018 年の 11 月～12 月にかけて実施した。配布数 544 部のうち、回収数が 385 と 70.8%の回収率となっている。

児童相談所は自立援助ホームに対し、高年齢児の生活拠点・居場所、基本的な生活習慣や社会的経験の獲得、経済的自立準備や就労支援等、従来の自立援助ホームが担ってきている役割や機能を、今後も変わらずに期待していることが確認できた。

それに加えて就学・進学といった就労とは異なる支援にも期待していることが確認できる。社会的養護の中でも高等教育への進学希望者が増加傾向にあり、それに伴うように進学率も上昇していることも影響しているように思われる。

また、障害やグレーゾーンの高年齢児の受け皿や支援にも期待されていることが分かる。年齢や障害程度的な問題により、本人たちが利用できる福祉サービスは限られてくる中で、自立援助ホームに障害にまつわる支援を担ってもらいたいとの期待値が高いことも確認できた。他にも LGBT の利用者にも対応できる受け皿となってもらいたいとのように、多様で複合的な課題を抱える利用者の受け皿としてのニーズは非常に高いと言える。

数的な意味合いの受け皿として、現状自立援助ホームはケース数に対して不足しているとの意見も複数見られ、性別による受け皿不足と言った意見も確認できた。その状況を解消するために、ホームの増設や定員枠の拡大といったことも求められている。

自立援助ホームの課題として、マンパワー不足といった意見が多くみられた。それに関連して、職員のメンタルケアをして、安定して長く勤続できるような仕組みも必要との意見も見られた。それを改善するためには、制度の整備や予算の獲得といったことが不可欠となるが、当調査を基に国や県に働きかけしていく必要性があるとの意見が見られたのは非常に興味深かった。

自立援助ホームでの直接処遇（支援）に関することを課題に挙げている意見も複数見られ、施設不適応のケースやアフターケアの対応、きめ細やかな就労支援の実践など、自立援助ホームに全体的な支援力の底上げを目指してもらいたいとの児童相談所の要望があることも確認できる。

以上のように、神奈川県内の児童相談所職員を対象にしたアンケート調査により、自立援助ホームに対するニーズや今後の課題などを確認することができた。自立援助ホームがそれらのニーズに応え、課題を解決していくためには、従来の役割に留まらず、高機能化や多機能化といった自立援助ホームのあり方そのものを変容させていく必要があるのかも知れない。

4. 第 4 章を踏まえた総合考察

第 4 章では、自立援助ホームのニーズに関する神奈川県内児童相談所へのアンケート調査の結果を踏まえ、神奈川県自立援助ホーム協議会の構成メンバーからコメントをいただいた。それらを踏まえた筆者の考察を記述する。

自立援助ホームにおける就学児の増加に関しては、筆者が拠点とする横浜市も同様である。虐待通告や要支援・要保護児童（家庭）の増加により、児童相談所では一時保護所の受け入れ児童数は定員超過の状態が続いている。そして一時保護期間も既定の 2 か月を超えてしまうことも珍しくないが、一時保護解除後の受け皿不足の問題もはらんでいる。一時保護児童も本来は家庭、そして住み慣れた地域に戻って生活を送ることが望ましいが、それが叶わないケースは少なくない。一時保護児童の中には当然高年齢の学籍児童もおり、従来は児童養護施設で生活することが望ましいとされてきたが、施設の受け皿不足から自立援助ホームへ入居する児童の増加が近年目立っている。筆者の自立援助ホームも就労自立を目指している利用者より、在籍する高校の卒業に重きを置いて自立を目指す利用者のほうが

多くなっているのが近年の傾向である。

受け皿不足の問題は、長らく言われてきている社会的養護全般の課題にも関係していると考えられる。その課題とはひとえに人手（職員）不足である。人手不足は施設種別を問わず、すべての社会的養護関係施設に当てはまる課題と言っても過言ではない。利用定員的に施設に空きがないからだけでなく、人手が不足しているから受け入れ人数に制限が生じ、新規の受け入れができないといったことも、一時保護所の滞留や自立援助ホームの学籍者増加といった現象にも繋がっている。そのような構造的な問題から、自立援助ホームへのニーズも変化していくことは仕方がないことであるが、それが意図せず社会的養護の対象となったこどもたちの不利益に繋がるようなことは、避けなければならない。

被虐待経験、障害、非行とのように、複合的な課題を抱え、ケアニーズが高い利用者は少なくない。そのような利用者に対し、丁寧かつ適切な対応や援助を実践するために、自立援助ホームの職員も援助の質を向上させていくことが求められる。障害や司法領域等の専門性（専門知識）の習得に努めることや、それぞれの領域に精通する関係機関との連携も必要になってくる。また、筆者は障害福祉行政とこども家庭福祉行政との間で垣根があるように感じることもあり、それぞれの分野の支援者同士の交流が乏しいようにも感じている。分野の垣根を越え、お互いがお互いの取り組みを知る、尊重するとの動きが活性化すれば、支援における質の高い分野を超えた連携が実現可能になるものと考えられる。

児童相談所の調査結果からも多少散見したが、対応が難しい児童の受け入れに消極的な自立援助ホームがあると耳にすることがある。各ホームでやむを得ない事情があるため、それ自体を否定するつもりは毛頭ない。しかし、対応が難しい児童を受け入れることにより、後々そのホームにとってプラスになるとの捉え方もできる。支援ノウハウの習得や対応力・支援力の向上に繋がることにもなるからだ。そうして、各ホームが対応力や支援力を向上させることは、社会的養護全体の利益にも通じる。故に、対応が難しい児童こそ、可能な限り受け入れを前向きに検討する必要性があるとも考えられる。

全国的に自立援助ホームが急速に増えている状況もあり、全国自立援助ホーム協議会は、自立援助ホーム運営指針を基本としたケア基準の標準化を進めている。多様なホームの独自性を尊重しつつも、一定の援助の質を担保することは必要であるため、それは望ましい取り組みである。今でこそ様々な制度が整備され、相応の予算がついて事業を運営できる状況になっているが、それは自立援助ホームの先達が様々な苦労を経て、制度や予算を獲得してきた経緯と努力があったからだと考えられる。故に先達に感謝の念を示しつつ、自立援助ホームの目的や理念、歴史を押さえておくことは大変重要である。

対して、自立援助ホームに求められるニーズは時代と共に変化する。利用者を取り巻く環境や利用者の特性も同様である。それに伴うように、自立援助ホームのあり方や利用者へのかかわり方にも変化が求められたりする。時代の変化を踏まえて、「古き良き」と「新しき」を押さえ、「継承」と「革新」のバランスを兼ね備えた自立援助ホームがこれからの時代は必要になると考えられる。

筆者は地域に埋もれたり見過ごされたりしている社会的養護のニーズを掘り起こすことを目的として、児童家庭支援センターを開設した経緯がある。児童家庭支援センターは、地域の中で養育に不安や課題を抱える保護者や家庭を対象とした相談支援を行う児童福祉施設となり、虐待防止や虐待の重篤化を防ぐことを目的として、児童相談所の補完的な役割を担うとされている。

児童家庭支援センターは、保護者と児童が同じ生活拠点にいる状態で支援を展開する「在宅支援」が基本となるため、自立援助ホームのように保護者と利用者が離れて生活している「社会的養護」や「親子分離」とは状況が少し異なる。養育が困難な状況にある親子を、地域で孤立することがないよう、地域全体で支えていくことが求められる。

児童家庭支援センターでは、そのような地域に重点を置いた援助実践を経験してきたが、「社会的養護」や「親子分離」の状態にあって、自立援助ホームを拠点として生活する利用者に対しても、「地域」に重点を置いた援助実践が展開されることは本来望ましいことである。現代福祉の基本となるコミュニティーソーシャルワークの対象には、当然自立援助ホームの利用者も該当し、「子どもの最善の利益」と「社会全体で子どもを育む」という社会的養護の理念は、「地域の子どもの最善の利益」と「地域全体で子どもを育む」とのように読み替えることもできる。

地域の中には厳しい家庭環境や生活状況に身を置かざるを得ない青年の存在も珍しくない。また、行政が一切支援に介入できていない（存在が明るみになっていない）家庭も存在している。そのような青年や家庭に、今まで行政や児童相談所が関わっていないからと手を差し伸べなくてよい訳はない。これからの自立援助ホームは、地域に開かれた場所であり、相談や通所といった機能も備え、自分たちが得意としている青年支援のノウハウを惜しみなく地域に還元することが望ましい姿ではないだろうか。そして行政が介入できていないケースがあれば、行政に代わって関わったり、適切なタイミングで行政につないで支援を協働したりと、新しい支援の形も作り出すことができるのではないか。

地域の支援の対象は、保護者だってあり得る。障害やひきこもり、不登校や非行といった子どもの状態により苦しい立場にある保護者の相談も、自立援助ホームが積極的に担っていく必要があるだろう。

自立援助ホームは、高年齢児の自立支援において、高い専門性を備え持った社会資源の一つである。例えば要保護児童対策地域協議会の構成員として会議に参画し、地域における高年齢児ケースにおいて助言をしたり、場合によっては直接支援に介入したりと、そのような形で自分たちが得意としてきた援助実践のノウハウを、地域に役立てていくことができるものと考えられる。

また、入居の決定権を児童相談所だけでなく市町村にも委ねることができれば、地域との関係性も今まで以上に深まって、地域の青年が自立援助ホームを利用しやすくなり、自立援助ホームの役割や機能の幅も広がり、自立援助ホームは地域にとってより価値のある社会資源となれるであろう。

自立援助ホームで 25 年以上も青年たちと関わってきている湘南つばさの家のホーム長、前川 礼彦氏 (2022) は、生きることと死ぬことの狭間で苦しみながら生き続けた青年たち、残念ながら若くして自ら命を落としてしまった青年たちとの出会いの中で、「生きる意欲を育むこと」という言葉に辿り着き、それを自立援助ホームの理念に掲げていると著書の中で述べている。

筆者も自立援助ホームで様々な境遇の青年たちと関わる支援者の一端として、困難な状況を経て、生きる目的も将来の希望も見失いがちな青年たちの「生きる意欲を育むこと」、自分の存在を肯定できないでいる青年たちの「自身の価値を見出すこと」に貢献することができたら本望である。そして当研究が、それらにつながる一助になれたら光栄に思う。

添付資料

1. アンケート用紙の体裁

＊次頁より添付

問1　性別と年齢についてお尋ねします。

□ 男性　　□ 女性　／　　年齢____代

問2　担当している職種についてお尋ねします。

□ 児童福祉司　　□ 児童心理司　　□ 児童相談員

□ 管理職（課長、係長）　　□ その他（　　）

問3　勤務年数についてお尋ねします。 ※何年目かをご記入ください。（4月からの勤務は1年目です）

現在の児童相談所での勤務年数____年　　児童相談所での通算勤務年数____年

問4　自立援助ホームに関することをお尋ねします。
該当欄（番号）を丸で囲み、空白欄には直接ご記入ください。
※以下自立援助ホームをJEホームと記載し、当アンケートではシェルターはJEホームに含みません。
※質問の「担当ケース」は直接関わるケースのことで、管理職の方の管理・監督ケースは含みません。

	まったくない	ない	あまりない	ややある	ある	かなりある
(1)JEホームの名称を聞いたことがありますか	1	2	3	4	5	6
(2)JEホームへの委託措置を検討した担当ケースはありますか	1	2	3	4	5	6
(3)在宅ケースでJEホームの入所が必要だと感じた担当ケースはありますか	1	2	3	4	5	6
(4)過去にJEホームと連携した担当ケースはありますか	1	2	3	4	5	6
(5)現在JEホームと連携している担当ケースはありますか	1	2	3	4	5	6
(6)JEホームへの委託措置を検討した担当ケースは今までどれくらいありますか	____ケース					
(7)現在JEホームに委託措置中の担当ケースはありますか	____ケース					
(8)JEホームへの委託措置を実施した担当ケースがある方は、当該児童がJEホームへ入所する直前に生活していた場所を教えてください	1.児童養護施設　2.児童心理治療施設　3.児童自立支援施設 4.ファミリーホーム　5.シェルター　6.一時保護所（児童相談所） 7.里親家庭　8.実父もしくは実母がいる家庭　9.他のJEホーム 10.その他（　　）					
(9)JEホームを増やしていく必要性をお尋ねします（所轄内でどれくらい増設したらよいかご記入ください）	男子ホーム____箇所　女子ホーム____箇所 混合型ホーム____箇所					

(10)多様化する児童の特性を考慮し、それぞれの特性や課題に特化したJEホームの必要性をお尋ねします（所轄内でどれくらい増設したらよいかご記入ください）	就学型ホーム____箇所 障害児対応型ホーム____箇所 非行（触法）児対応型ホーム____箇所
(11)所轄外のJEホームへ割愛による委託措置をした担当ケースはありますか	所轄外の**県内**JEホーム____ケース 所轄外の**県外**JEホーム____ケース
(12)所轄外のJEホームへ割愛による委託措置をした担当ケースがある際は、その理由を教えてください	1.所轄内のJEホームに空きがない 2.所轄内には当該児の受け入れに適したJEホームがない 3.親と会ってしまうリスク回避のために、当該児が所轄自治体で生活することが適切でない 4.交友関係を断ち切るために、当該児が所轄自治体で生活することが適切でない 5. その他（　　）
(13)過去にJEホームの委託措置を検討して、実施に至らなかった担当ケースがある際は、その理由を教えてください（所轄の内外は問いません）	

問5　JEホームが現在果たしていると思われる機能（役割）、今後期待している機能（役割）をお尋ねします。該当欄（番号）に丸をご記入ください。

		まったくあてはまらない	あてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	かなりあてはまる
(1)高年齢児の生活の拠点・居場所	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(2)基本的生活習慣の獲得	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(3)社会的経験の獲得	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(4)経済的自立準備	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(5)未就労児の就労支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(6)就労後の定着支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(7)義務教育の再学習を目的とした学習支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6

(8)将来的な進学を目的とした学習支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(9)社会的養護自立支援事業にある大学や専門学校等へ進学する児童の自立支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(10)日常生活上の相談支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(11)心理的・医療的ケア	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(12)障害児に対する支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(13)非行(触法)児童に対する支援及び矯正	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(14)家庭(家族)支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(15)親権者の代替養育	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(16)一時保護所の補完機能	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(17)DVや虐待に対する避難場所	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(18)当該児にとっての一時的なレスパイト	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(19)親(家族)にとっての一時的なレスパイト	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(20)アフターケア(退所後支援)	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(21)要保護児童等のニーズの掘り起こし	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(22)地域住民に向けた家庭相談支援	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(23)研修やイベントの企画・運営	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(24)他の社会資源との連携・連絡調整	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(25)児童相談所の補完機能	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6
(26)既存の社会的養護資源では補うことができない柔軟な受け皿・活用	現在	1	2	3	4	5	6
	今後	1	2	3	4	5	6

問6　問5のJEホームが果たしていると思われる機能(役割)に関して、記載項目以外に考えられる機能や今後期待している、求められると思われる機能を自由に記述してください。

問7　JEホームの課題になると思われることをお尋ねします。該当欄（番号）に丸をご記入ください。

	まったくあてはまらない	あてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	かなりあてはまる
(1)存在がよく知られていない	1	2	3	4	5	6
(2)設置数（児童受入人数）の不足	1	2	3	4	5	6
(3)マンパワーの不足	1	2	3	4	5	6
(4)職員の支援力の不足	1	2	3	4	5	6
(5)職員の専門性の不足	1	2	3	4	5	6
(6)設備（ハード面）の不安	1	2	3	4	5	6
(7)セキュリティー面に不安がある	1	2	3	4	5	6
(8)緊密な連携がとりづらい	1	2	3	4	5	6
(9)入所年齢の制限	1	2	3	4	5	6
(10)入所の取扱いが、措置ではなく契約となること	1	2	3	4	5	6
(11)障害児の受入対応	1	2	3	4	5	6
(12)非行（触法）児童の受入対応	1	2	3	4	5	6
(13)他の社会資源と連携不足	1	2	3	4	5	6
(14)ホーム利用料の発生	1	2	3	4	5	6
(15)アフターケアの対応力	1	2	3	4	5	6

問8　問7のJEホームの課題に関して、記載項目以外に考えられる課題や課題を解決するために必要だと思われることを自由に記述してください。

問9　自立援助ホームの周知に関して、児童相談所内での周知方法や周知に必要だと思われることを自由に記述してください。

ご協力いただき有難うございました。

参考文献

土井 洋一・神原 知香（2001）「ある自立援助ホームの戦後史－サカトリック礼拝会の活動を通して」『社会問題研究』第 51 巻第 1・2 合併号 257-290.

一ノ瀬 裕子（2012）「自立援助ホームにおける障害児の支援について」『社会事業研究』第 51 号 138-142.

自立援助ホーム慈泉寮・かりん HP 「自立援助ホームの歴史」（https://syoutokukai.or.jp/jisen/about-support-home/history-of-support-home/）.

神奈川県（2021）「虐待による子どもへの影響」（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f533519/p976861.html, 2022.11.18）.

厚生労働省（2017）「新しい社会的養育ビジョンについて（概要）」（https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000345479.pdf, 2022.11.21）.

厚生労働省（2017）「児童虐待防止対策について」（https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174769.pdf, 2022.11.20）.

厚生労働省（2015）「自立援助ホーム運営指針」（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000081373.pdf, 2022.11.14）.

厚生労働省（2022）「資料集 社会的養育の推進に向けて（令和 4 年 3 月 31 日）」（https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf, 2022.11.28）.

熊本県（2020）「児童福祉施設の種類を紹介します」（https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/28/387.html, 2022.11.18）.

大貝 葵（2017）「自立援助ホーム設立の意義と法的課題」『金沢法学』第 60 巻第 1 号 15-44.

佐々木 唯（2021）「家庭・地域の連携を促す生活環境計画－新しい生活様式の実践」『生活科学研究』第 43 号 1-9.

前川 礼彦（2022）「羽包み（はくくみ）」『湘南つばさの家 支援会通信』第 21 号 1-8.

新宿 19 の会（2022）『歌舞伎町で再犯防止について考えてみた』学文社.

園井 ゆり（2022）「自立援助ホームにおける自立概念の再検討－R.J.ハヴィガーストの発達課題論との関わりから」『社会文化論集』第 17 号 1-28.

矢内 美花（2020）「施設養護との比較から考える家庭養護の重要性」『HS 政経塾政策研究』第 2 号 30-46.

横山 絵麻・江原 稔・松葉 百合香・ほか（2019）「被虐待児に寄り添う支援とはなにかー自立援助ホーム職員の被虐待児に対する寄り添い尺度作成の試み」『早稲田大学臨床心理学研究』第 19 巻第 1 号 83-91.

全国自立援助ホーム協議会（2022）「自立援助ホームの現況について【2022 年 1 月 1 日現在】」『全国自立援助ホーム協議会 調査研究委員 実態調査（2022 年実施,未発表）』1-4.

全国自立援助ホーム協議会 HP 「自立援助ホームとは」（https://zenjienkyou.jp/about/）.